

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和7年第1回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和7年1月14日（火）		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後4時19分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	中村 明慶 教育長	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員
	久保田 善彦 委員	土肥 和久 委員	
出席説明員	岩松 朋子 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	秋元 康裕 学力定着推進課長
	富本 保明 教育指導課長	加藤 鉄也 支援管理課長	鈴木 淳子 教育相談課長
	森田 剛 学校支援課長	武内 新之介 学校施設管理課長	松本 令子 学務課長
	物江 耕一郎 青少年課長	楠山 慶之 子ども家庭部長	安部 嘉昭 子ども政策課長
	齊藤 ひろみ 子ども施設指導・支援課長	柳瀬 晴夫 保育・入園課長	樋口 清二 私立保育園課長
	小田川 佳剛 幼稚園・地域保育課長	蜂谷 勝己 学童保育課長	高橋 徹 こども家庭相談課長
	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長	依田 保 地域のちから推進部長	村本 浩史 スポーツ振興課長
	臺 富士夫 中部地区建設課長	神山 和洋 東部地区建設課長	櫻井 健 西部地区建設課長
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	川村 淳一 教育政策担当係長	古谷 諒太 教育政策担当係員
欠 席 者	絵野沢 秀雄 学校運営部長、土田 浩己 生涯学習振興公社事務局長		
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和 7 年 1 月 1 4 日

第 1 回足立区教育委員会定例会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 それでは、ただいまから令和 7 年第 1 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

—————◇—————

○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に、久保田委員、土肥委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第 1 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 1 号議案「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第 1 号議案について、楠山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 それでは、12 ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

特定地域型保育施設等の、国の基準の一部が改正されましたので、条例のほうを改正するものでございます。

なお、特定教育・保育施設や、特定地域型保育事業の中身につきましては、【参考】というところの一覧表を見ていただければと思います。

主な改正内容は 3 点ありまして、まず 1 点目として、小規模保育、保育ママについて、卒園後の受け入れのための連携施設の確保を不要とするもの。

2 点目として、幼稚園の預かり保育や認可外保育、一時預かりの事業について、支援の提供であるとか、利用料であるとか、領収書の交付であるとか、詳細を定めさせていただいたもの。

3 点目が、電磁的記録、いわゆるデジタル対応に

ついて定めさせていただきました。

詳細は、次の 13 ページ以降の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第 1 号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございますか。

ないようですので、これより第 1 号議案「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第 2 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 2、第 2 号議案「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第 2 号議案について、楠山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 26 ページになります。件名は記載のとおりでございます。

こちら、小規模保育等に関連する内閣府令が変更となりましたので、条例のほうを改正させていただきたいというものでございます。

改正内容につきましては、1 つ目として、項番 2 の(1) 管理栄養士の追加です。これまで栄養士だったのが栄養士または管理栄養士と追加をさせていただきました。

2 つ目が(2) の表のところですが、国のほうの 3 歳および 4 歳から 5 歳の保育士の配置基準が見直しになりました。こちらの基準に合わせて変

更させていただくものでございます。

なお、足立区の小規模保育につきましては、この3歳、4歳、5歳は、受け入れをしておりませんが、所定の数字に合わせて修正をさせていただいております。

3つ目は、保育士配置の特例としまして、小規模保育A型というものがございまして、これまでは、保育士の配置が定められておりましたが、保育士と同等の知識、経験を有する者を保育士としてみなすという形で修正をさせていただきました。

4つ目は、いわゆるデジタル対応のもの。

5つ目が、自動車運転時の所在確認と言いまして、バス等に乗る際、園児の点呼等、必ず所在確認をする旨を記載させていただきました。

ご審議のほうをよろしく願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第2号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございますか。

ないようですので、これより第2号議案「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第3を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第3号議案「足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第3号議案について、楠山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 引き続き、34ページになります。

足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例

ということで、記載の地図をご参照いただきたいと思います。

これまで、元宿こども園は第一園舎と第二園舎の2つを運営しておりました。このうち、4月から、第一園舎を閉園させていただいて、第二園舎に統合するというものでございます。

なお、第一園舎がいわゆる幼稚園型の認定こども園だったところですが、それを第二園舎のほうに統合して、元宿こども園は保育所型のこども園として、来年度から運営していくものでございます。

ご審議のほうをよろしく願いします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第3号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございますか。

ないようですので、これより第3号議案「足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第4を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第4号議案「令和6年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」以上。

○教育長 第4号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。第4号議案、38ページをお開きください。

今回、教育委員会の権限に属する事務の管理、また点検評価についての議案でございます。

評価の概要でございますが、項番2を御覧ください。

令和6年度は2つの施策に限って評価を実施した

ものでございます。

評価の方法でございますが、（３）のところでございます自己評価及び学識経験者の皆様から点検評価を頂いております。

計画の進捗状況でございますけれども、おおむね目標どおり、成果指標は８割弱、活動指標は７割の達成率となっております。

項番４のところで、それぞれの全体評価、観点別の評価を記載してございます。

４０ページ、今後の方針でございます。

こちらに関して可決された場合には、文教委員会のほうに報告、また、その後各所管にフィードバックをいたしまして、次年度の事業展開、改善のほうに生かしてまいりたいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第４号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございますか。

久保田委員。

○久保田委員 　観点４に、「児童・生徒にとって真に効果的か」とありますが、この真に効果的かは、どのように測定しているものでしょうか。

○教育長 　教育政策課長。

○教育政策課長 　点検評価委員の方からの評価を頂いているシートがございまして、例えば３９ページ、ここは施策２、戦略２のところの個に応じて学習指導のところでの評価になります。一番下のところで、「児童・生徒にとって真に効果的か」というところで、評価委員からのコメントを頂いているところであります。

　おおむねこういった評価が多かったのですが、戦略の方向性はいいのだけれども、なかなか達成状況が芳しくないといったところもありますので、その辺りは分析をしながら、さらに取組を進めてほしいといった声を頂いているところでございます。

○久保田委員 　真に効果的な測定をしているわけではないですね。

○教育長 　教育政策課長。

○教育政策課長 　数値に基づく測定というよりは。

○久保田委員 　評価をしているわけではない。

○教育政策課長 　はい。各取組の達成状況を見ながら、点検評価委員会から、総合的に戦略ごとに評価していただいているといった内容でございます。

○久保田委員 　この測定には何ら意見はないのですが、観点４が低いのです。ということは、真に効果的ではないとの指標が、真な効果を測定していないのではないかと考えられると思いました。これは感想です。

　もう一点よろしいでしょうか。

○教育長 　久保田委員。

○久保田委員 　別添資料１の点検評価の報告書、２４ページを見ると、今後の方向性に、横展開をすることが書いてあります。横展開を今後の方向性にすることが多いのですが、横展開とはどういう展開で、横展開でどれだけ効果があつたのかという評価が必要になるのではと思っております。この点についていかがでしょうか。

○教育長 　教育政策課長。

○教育政策課長 　ＩＣＴに限らず、授業のありようを横展開する方法としましては、様々な媒体を通して発信したり、公開授業を通して、より多くの教員に参加してもらって、自分の実践に取り入れてもらうといったことを、主な狙いとしてやっているところでございますけれども、なかなかそこが、一気呵成に広がりづらいというところは、確かに教員の意識改革も含めて難しさがありますので、今、委員からご指摘のありました、何かぱっと横展開できるような仕組みというのが、何かあるのか、ないのかというのは検討していきたいと思います。

　一例としましては、昨年度、大仙市に派遣した教員が足立スタンダード虎の巻というものを作って配付したことで、各校長が校内に持ち帰って、とにかくこれでやるのだというようなことを発信してもらったりですか、今年度は区中研でも、各教科部会でこれを基にやっていこうという取組を広めていた

だいておりますので、やはりああいう何か分かりやすいツールを、一つ一つの取組の中で作っていく必要があるのかなと考えたところでございます。

○久保田委員　ありがとうございます。先進校の取組を周知するのも大切なのですが、それがそのまま広がりにはつながらない可能性もあるので、幾つかの方策が必要だと思いました。

以上でございます。

○教育長　早川委員。

○早川委員　39ページの表の1のところですが、教員の授業力向上のところは、Cですごく低いなと思っていて、せめてBにならないかと思っています。子どもたちが言っていた、僕たちも勉強しているから、先生たちも勉強してほしいという言葉も反映されてしまうのですかね。子どもたちの言うとおりのかなと思うような結果かなとちょっと悲しかったです。

○教育長　教育政策課長。

○教育政策課長　各事業の指標については、割とできていたりするのですけれども、成果指標のところは、なかなか達成し得ないところがありまして、その辺りが評価につながらないところはあるのかなと感じています。

次の改訂ビジョンの中では、長期的に達成していく指標と、個別の事業が直接成果に結びつくところの直接的な成果指標というの切り分けながら、PDCAをより適切に回せるような仕組みで検討しておりますので、そういった改訂のほうを少々お待ちいただければと考えております。

○早川委員　足立スタンダードとは、という教科書的なものは、まだ先生たちに配られていないのですよね。

○教育長　教育政策課長。

○教育政策課長　虎の巻については、昨年度に配っております。

○早川委員　分かりました。

○教育長　土肥委員。

○土肥委員　久保田委員の質問の続きになります。横

展開の話で、以前からずっと感じていたことなのですが、例えば大仙のお話が出たのですけれども、それを所管しているのが、学力定着推進課だと思えます。学力定着推進課が中心となって、大仙の、成果発表の授業も、私も何回か見に行かせていただきましたけれども、どうしてもそこに参加している人数が、私の感覚で非常に少ないという印象があります。

あれだけお金をかけて5泊6日、大仙まで行って研修をしてきたメンバーが、その成果を発表するに当たって、あそこに参加する人数がまず少ない。やはりそこはより多くの人を集めるべきだと私は思うのですよ。

これは一例なのですけれども、それを考えたときに、学定課や、ICT課でも、研修等は様々なことをやっています。しかし、指導課に研修係というところがあるではないですか。ここの連携というか、もう少しそういうところをきちっとしないと、例えば初任者研修とか、法定研修を持っているのは指導課です。

そこの中で取らなければいけない単位の中に、大仙の研修を入れるとか。要するに、来たい人は来てというようなことではなくて、最低限、初任者とか、例えば中堅研修に絶対入れるとか、そういう工夫を教育委員会としてやっていかないと、せっかくお金をかけてやったものが広がらない。行った人たちの指導力向上にはつながったとしても、それが広がっていかないというのは、教育委員会がもう一回研修の在り方を考え直すべきじゃないかと、私は常日頃から考えているのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　まず、倉橋委員が前回、興本扇学園の発表会を御覧になられて、ちょっとこれはいかがだろうかというご意見を頂きまして、また土肥委員がご指摘のことでございます。

今、土肥委員がご指摘の部分というのは、教育委員会の指導主事という者がおります。研修会の在り方、またどういうふうな位置づけをするかというの

は、まさに指導主事の丁目一番地の仕事だと思っています。

先日、部長も同席の下、3課の統括指導主事、課長が席を同じくしまして、研修会であったり、様々な研究発表であったり、そういったところを一体化してやっていくという確認を取りました。

課長3名、また教育相談課も含め、しっかりと連携を図りながら改善を図っていきたくと、今動き出しているところでございますので、早い段階で委員の皆様にも見える形でお示しできるようにやっていきたいと思ひます。引き続きよろしくお願ひいたします。

○教育長 倉橋委員。

○倉橋委員 5番のウのところ、保護者同士がつながる機会の提供方法に課題があるということが書かれていると思うのですけれども、これはなかなか教育委員会の中で、それをどういうふうにするかという、すごく難しいことだと思うのですけれども、ただ青少年課のほうで、各学校で他学年の保護者同士が混じり合うというのは、どうしてもPTAの活動が大きいのかなと思うのですけれども。

その中でも、今PTAの活動がなかなかうまく進んでいない学校とかが増えてきている中で、青少年委員さんだったりとか、また地域の方の力を借りてどうにか、大規模でというよりは、それぞれの小学校、中学校で集まれるような、また保護者が集まって、ちょっとでも仲良くなって話ができるような取組をしていただけたらありがたいかなと思ひさせていただきました。意見というよりは、希望というこゝで。

○教育長 青少年課長。

○青少年課長 ご意見ありがとうございます。本当に連携の希薄化を我々も感じているところでして、特にPTAさん、入会に対する拒否反応をお持ちの方も多いので、PTA連合会ではいろいろ改革を進めているところでございます。

委員のおっしゃる、集まれるところの一助になればいいかなと思ひまして、来年度、新しくPTA連

合会に、今の補助金とは別に、集まるとか、連携を強めるようなことに使えるような補助金というのを、これから来年度予算に向けて計上する予定でございますので、そういったものを活用していただきながら、何とか歯止めをかけていきたいなというこゝで考えてございます。

以上です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ないようですので、これより第4号議案「令和6年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よつて、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第5、第5号議案は足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書による人事に関する事件その他の事件でありますので、非公開の会議としたいと思ひます。

お諮りいたします。第5号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よつて、本議案につきましては、非公開とさせていただきます。

————(非公開議案審議中)————

次に、日程第6を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第6、第6号議案「足立区教育財産の買入に関し区長に申し出るこゝについて」以上。

○教育長 第6号議案について、武内学校施設管理課長から説明をお願いいたします。

学校施設管理課長。

○学校施設管理課長 恐れ入ります。資料４２ページをお開きください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

内容につきましては、東綾瀬小学校が農園用地として約４０年無償借用しております下記の土地につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育財産として取得することを申し出るものでございます。

項番１、取得理由についてです。土地所有者の方から、引き続き学校に使ってほしいという強い希望がございました。また、学校からも、子どもたちの教育環境の充実のため、引き続き使いたいという希望がございました。

項番２、土地の概要は記載のとおりでございます。

そういった取得の理由に基づきまして、令和７年度中の取得に向けて関係所管と連携し、手続を進めていきたいと考えてございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第６号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

ないようですので、これより第６号議案「足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第７を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第７、第７号議案「足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ることについて」以上。

○教育長 第７号議案について、武内学校施設管理課長から説明をお願いいたします。

学校施設管理課長。

○学校施設管理課長 恐れ入ります。続きまして、資料４５ページをお開きください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

こちらは興本扇学園・興本小学校の教育環境の充実を図るため、下記の土地につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育財産として取得することを求めるものでございます。

項番１、取得理由につきましては、興本小学校敷地につきましては、建築基準法上の接道要件不足、また工事の車両搬入の困難さ等がございまして、現時点では新たな校舎の建築ができない状況でございます。

つきましては、北側にございます当該土地を、都から購入させていただき、現在の学校敷地と一体とすることで建て替えを可能にしていきたいというところでございます。

項番２に、当該土地の概要につきましては、記載のとおりでございます。

今後につきましては、令和７年度中の取得に向けて関係所管と連携し、手続を進めていきたいと考えてございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第７号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

ないようですので、これより第７号議案「足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ることについて」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第８を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第８、第８号議案「『足立

区職員定数条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第8号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。資料48ページをお開きください。

第8号議案、こちらは、足立区職員定数条例の一部改正に当たりまして、足立区長より意見を求められているものでございます。

主な改正の内容でございますが、項番3を御覧ください。

太枠で囲みました(3)の部分、事務局の職員がプラス26となっております。その内訳がさらに、下の表の中に入っております。

主な内容でございますけれども、不登校施策の推進、また学校給食費の公会計化の検討、それから一番大きなものは、国の保育士の配置基準変更に伴う増、これが主な内容でございます。

この改正の内容を踏まえまして、教育委員会としては、異議ないものとしてご提案したいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第8号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

ないようですので、これより第8号議案「『足立区職員定数条例の一部を改正する条例』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第9、教育長報告を議題といたします。

今回、各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご質疑等は、全ての報告が終了いたしまし

たら一括で頂くようお願いいたします。

それでは(1)について、田巻教育政策課長、お願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長 61ページをお開きください。

旅館業営業許可に関する処理についてのご報告になります。

旅館業法3条4項において、区長は、旅館業の営業許可を与える際に、そこからおおむね100メートルの区域内に学校等がある場合には、学校を設置する教育委員会の意見を求めなければならないという規定になっております。

千寿桜堤中学校に該当ということでございまして、1の(2)に記載のとおり、学校長から意見を賜っております。生徒や近隣住民の安全性、衛生面の配慮ですとか、住民同士つながりがあるといった地域特性を生かしてほしいといった意見を頂きましたので、その旨教育委員会の意見として付して回答したところでございます。

私からは以上になります。

○教育長 次に、(2)から(5)までについて、冨本教育指導課長、お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 恐れ入ります。70ページをお開きください。

SSR、本区では不登校未然防止のためのスモール・ステップ・ルームと呼んでおりますが、こちらの空間創造委託に係る簡易公募型プロポーザル方式による事業者の特定結果についてのご報告でございます。

業務目的、業務内容は以下のとおりでございますが、次年度設置します6校の学校におきまして、プロポーザルを行いました。

項番4でございます。特定した相手方は、そちらに記載のとおりでございます。

また、項番5、提案価格も480万余となっております。

項番7でございます。特筆する提案概要またバイ

ントでございますが、1番は、「心が安らぐ場所」をコンセプトに、お部屋を「共同作業、個別学習、リラックス」の3つのエリアに分けて、空間創造デザインを提案していただきました。

また、(2)にございますように、現地の確認の上、SSRに転用する部屋の様々な形だったり、学校の要望をよく聞いて、それに合うデザインが提案されたものでございます。

また、(3)耐震補強などにより、安全対策を施して提案価格を計上していただきました。その辺は、ヒアリング時に具体的な内容を示した、この相手方のみでありましたということで、こちらの相手方を選定させていただいたということになります。

経緯等は項番8、また今後の方針は項番9を御覧ください。

また、72ページに具体的な審査結果を載せておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、73ページをよろしく願いたします。

「第7回足立区『図書館を使った調べる学習コンクール』について」でございます。

応募状況、また結果等につきましては、項番1をご確認いただければと思います。

また、項番1の(3)様々な足立区の特別賞について、40点の作品を、区長賞をはじめ、様々な賞を付与する予定でございます。

また、コンクールの成果についてでございますが、項番2にございますが、特に夏季休業期間中に、足立区立の図書館におけるレファレンス(調べもの相談)、これが昨年度に比べ増加したという報告を受けているところでございます。

今後の方針でございますが、項番3でございます。優良作品は、区のホームページで2月末頃に公開を予定しているところでございます。

また、1月16日、今週の木曜日に全国の入選、また入賞の結果が公表される予定でございますので、また、こちらは改めてご報告をさせていただきたい

と思っているところでございます。

続きまして、75ページをお開きください。こちらは、本年度開設しました4校のスマール・ステップ・ルーム設置中学校における第2回の生徒アンケート及び教員アンケートの結果でございます。

詳細につきましては、76ページ以降、見やすい資料もつけておりまして、84ページまで載せておりますが、かなり細かいものでございますので、後ほどお目通しいただければと思っております。

今回の2回目のアンケートで出てきました成果と課題でございますが、まず、今年度開設した当初から在籍している33名の生徒の皆さんの中で回収が31名でした。

残り2名につきましては、また後ほどと思っております。

また、新たに17名の生徒さんが利用を開始しております。この17名の生徒のうち53%、9名の生徒が、これまで不登校であったのですが、このSSRを活用することによって、学校に通えるようになった、結びつきができたということが、効果として上げられます。

一方で、課題として、先ほど申しました年度当初から活用している33名のうち、2名の生徒が不登校となっているということが課題として上げられます。こちらにつきましては、年度当初から使っていた子どもたちにとってみると、新たにお部屋に来るようになった生徒さんとの人間関係や、また自分の様々なスタイルでやっていたものが侵される等の意見が出ております。

こちらは、どうしても一つのお部屋の中で様々な課題を抱えるお子さんたちが暮過ごしますので、一定のルールなども今後考えていかなければならないのかなと。35校の全校展開を進めていく上で、こういったお子さんたちの居場所づくり、またお一人お一人のニーズに合った教室の運営というものの、これからはソフト面の充実を図っていかなければならないということを考えているところでございます。

最後でございます。85ページをお願いいたしま

す。

本年度の第2回のいじめアンケートの調査結果が上がりましたので、そのご報告でございます。特徴的なものは、項番3、相談できる人がいるという回答が520人減少しております。

また、相談できる人がいないと回答した児童生徒は176人増加しております。冷やかし、からかいといったところも117件増加しているというところが、今回の特徴的な結果でございます。

今申しましたところの分析でございますが、項番4にも示させていただいておりますが、特に中学生で相談できる人がいるという割合が大きく減少してございます。こちらにつきましては、重ねてではございますが、一人一人のお子さんたちへの見守り、また私も議会等では言っておりますが、学校のいじめを感じる嗅覚といったところもしっかりと指導、また資質の向上を図っていかねばならないなと思っているところでございます。

86ページをお開きください。ウに載せておりますが、アンケートの未提出数が増加しました。こちらの詳細の分析は、今後になるのですが、今回から中学校でデジタル化を行い、回答方法を変更したことが一つ要因として考えられるのではないかと、我々仮説を立てております。こちらは31校で未提出数が増加しておりますので、各校とのヒアリングを行いながら、未提出数の増加と、こちらのデジタル化の因果関係について、こちらでも分析を図っていきたいと思っているところでございます。

最後に、項番5、今後の方針ですが、大きなところでは(3)でございます。いじめの未然防止や、いじめの防止に向けた各学校の先進的な事例、または各学校が力を入れて行っている好事例につきましては、今後、教育課程編成及び届出に関する相談日において、副校長や教務主任からのヒアリングを行いまして、全校に周知できるような手だてを講じていきたいと思っているところでございます。

87ページ以降に、詳細のデータを載せておりますので、こちらでも後ほどお目通しいただければと思

います。

以上でございます。

○教育長 次に、(6)について、加藤支援管理課長、お願いします。

支援管理課長。

○支援管理課長 私のほうから、「令和7年度特別支援学級の応募結果及び増学級等について」ご報告させていただきます。

小学校に関しまして、6学級にさせていただいたのですけれども、残念ながらこちらは網かけにある3校、抽せんとなってしまいました。この抽せんに落選された方は、近隣の学校等に通っていただくということで、対応のほうをさせていただいております。

続きまして、91ページの(2)中学校の状況でございます。こちらは1校増学級させていただきましたが、抽せん等は発生しませんでした。

項番の2でございます。増学級、小学校6校で学習支援員を設置しましたというご報告でございます。

こちらは、各学校ヒアリングさせていただいたところ、やはり特別支援学級の児童増は、学校全体の負担が大きいということで、授業の補助ができる人をぜひ配置してほしいということで、配置をさせていただきました。

期待される効果等は、2番の(2)に記載をさせていただきます。

しかしながら、令和8年度以降の対応でございますが、いろいろ今分析をしているところではございますが、地域的な偏在があるということが見えてきました。今後、定員の増というよりは、地域的な偏在を解消していくための増学級等を検討していきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○教育長 次に、(7)から(10)までについて、鈴木教育相談課長、お願いします。

教育相談課長。

○教育相談課長 恐れ入ります。92ページをお開きいただきたいと思います。

まず、「チャレンジ学級・あすテップのオンライン配信事業の終了について」でございます。

こちらは、令和３年度にモデル的に実施をいたしまして、実際には令和４年度に開始した授業配信なのですが、元々はチャレンジ学級・あすテップでオンライン授業をやってみて、そのノウハウを学校へお知らせをして、学校で授業配信ができるようにということで始まったと聞いておりますが、実際にはコロナ禍で、学校でのオンライン授業配信が急速に普及しまして、今、全部の学校でオンラインの配信授業が可能となっている環境になっております。

そこで、チャレンジ学級・あすテップのほうでは、実際に子どもたちが通ってきていて、指導員もその場にいる状況で、オンライン配信授業をするのはどうかという課題があります。項番１のところに、現状と課題をまとめさせていただきました。

９３ページの下のところ、項番４、今後の方針になりますけれども、（２）のところにるように、通級に踏み出せない児童生徒に対する支援策として、東京都のバーチャルラーニングプラットフォームや、家庭学習支援事業などを案内していくことで、引き続き不登校の子どもたちを支援していきたいと考えております。

続きまして、９４ページをお開きください。

こちらは、フリースクール等の実態調査の結果についてでございます。

昨年１１月に調査を開始いたしまして、区内のフリースクールと思われるところに調査を行いました。

その結果、９４ページの表にあるように、５団体が不登校支援を主たる目的として活動していることが分かりました。

項番１の表の中の１、２、３につきましては、月謝を取っている有料のフリースクールとなっております。

次ページ、９５ページをお開きください。

項番２、項番３のところに増えてきた課題や、フリースクール等から受けた提案を載せてあります。

項番４、今後の取組についてなのですが、先ほど

申し上げました有料の３団体において、東京都が今年度実施をしているフリースクールの利用料の助成の対象となっているということもありまして、９６ページのところにあるように、他区でもフリースクールに対する助成を実施していることから、足立区でも検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、９７ページです。

「オンライン支援事業『r o o m－K』の事業効果について」です。

こちらは、中学生４人に対して実施しているものでございます。

項番２のところで、対象・支援の位置づけにあるように、支援の困難性が一番高いと考えられており、外出もできない、他人との接点が全くないようなお子さんを対象に、この「r o o m－K」という事業を実施しています。

中学生４人だけを対象にしている事業になっておりますが、９８ページのところの項番４にあるように、それぞれの４人のお子さんたちが、現在の支援状況を見ますと開始前に比べて、とても効果が見られるということが分かりました。

つきましては、この４人に対して、中学卒業時までには支援を継続するように考えております。中学３年生が今年１人おりますので、来年度は３人のお子さんに対して事業を継続したいと考えております。これ以降につきましては、また効果を検証しながら判断していきたいと考えております。

９９ページをお開きください。

「『登校渋り』の把握について」です。

これまで不登校のお子さんについては、数を皆様にお伝えしてまいりました。欠席日数を基に不登校のお子さんをご案内してきたところなのですが、不登校というのが、年間の欠席日数３０日以上ということから、登校渋りはその一步手前、２９日までの欠席日数を登校渋りと定義いたしました。

その結果、以下のとおり人数が出ております。１００ページのところにあるように、登校渋りのお子さんに対しては、登校サポーターの支援がとても有

効だと考えておりますので、引き続き登校サポーターの人材確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○教育長 次に、(11)から(15)までについて、武内学校施設管理課長、お願いします。

学校施設管理課長。

○学校施設管理課長 恐れ入ります。お手元の資料別紙1をお開きください。

令和3年3月に策定しました足立区学校施設の個別計画につきまして、今後の改定方針をご報告いたします。

現在、上位計画であります足立区公共施設等総合管理計画の改訂を進めておりまして、令和7年度に公表の見込みで動いているところでございます。そちらの改訂を受けまして、我々の学校施設の個別計画についても、見直しをしていきたいというご趣旨でございます。

上位計画では、学校施設のさらなる長寿命化の話が出てきておりますので、我々も学校施設の保護、長寿命化を図るべく、外部機関による耐用年数評価というものを実施していきたいと考えてございます。

そちらの評価を受けまして、実施計画、特に改築・改修計画を定めたものになりますが、見直しを行っていききたいと考えてございます。

次に、裏面のほうで、項番3、耐用年数評価についてお示しをしております。(2)評価方法につきまして、建物のRC構造物の一部を採取しまして、専門家による劣化状況の調査を図るものでございます。最終的には、有識者による耐用年数評価委員会が評価をするというような仕組みでございます。

評価対象校につきましては、小学校1校、中学校5校の学校で検討を今進めているところです。

項番4のところスケジュールをお示ししてございます。

続きまして、別紙2「暑さ対策アンケート結果の報告について」でございます。

学校における暑さの現状を把握した上で、今後の対策に生かしていきたいという目的で、アンケート

調査を実施いたしました。その結果のご報告でございます。

調査対象は、区内全小中学校で11月14日から11月25日にかけて実施をさせていただきました。

調査結果については、グラフのほうでお示ししておりますが、項番3、今後の方針のところでもまとめたものを載せてございます。

アンケートの集計結果ですが、やはり校舎の最上階と東向き、南向きの教室につきまして、暑かったという回答が得られました。

つきましては、最上階と東向き、南向きの教室を優先的に、対処を行っていききたいと考えてございます。

記載にあります断熱改修工事ですとか、遮熱スクリーンの試験設置等について、どの学校で行っていくのかも含めて、検討していきたいと考えてございます。

続きまして、別紙3、「区内小学校体育館における床板剥離による負傷事故および対応経過の報告について」でございます。

こちらは、区内小学校の体育館で、学校開放利用団体が活動中に、団体に所属する児童の臀部に剥離した床板が刺さり、負傷する事故が発生したもののについてご報告するものでございます。

項番1、事故概要でございます。昨年12月26日の午後6時20分頃に発生したというところで、区への報告は翌日あったものでございます。

事故現場としては、当該校の体育館、事故内容につきましては、先ほどお話ししたとおり、床板が剥離して臀部に刺さり、負傷したものでございます。

既に、床板は病院のほうで摘出を済ませているとの報告も受けてございます。

項番2、現場調査でございます。報告を受けた27日、年明け1月6日に現場のほうに伺わせていただきまして、体育館の状況を確認してまいりました。

当該事故発生箇所以外にも、床板のへこみ箇所は数十か所確認が取れました。ただ、直ちに負傷につながるような剥離箇所は認められないというものの、

やはり事故予防の早急な修繕が必要であると確認したところでございます。

裏面の項番3、項番4のところで、まず当該小学校につきましては、緊急対応として体育館利用は当面、体育の授業と学校開放の利用団体の利用も禁止。

ただ、式典ですとか書き初め、集会、そういったものについては、安全に十分配慮した上で利用可能ということにしております。

また、床全面の緊急修繕工事について、事業者は今相談しているところで、令和6年度内の工事完了を目指して、動き出しをしているところでございます。

また、当該校以外の対応につきましては、冬休みの期間だったのですが、学校のほうにお願いしまして、同様に体育館の床板に浮き上がりですとか、ささくれがあるようなところについてお調べいただきまして、結果、1月7日までに18校の報告がございました。

こちらの学校につきましては、施設営繕部の職員及び我々学校運営部の職員で現地調査に全て行かせていただいて、今週末1月17日までに、全て確認する予定でございます。

応急処置ですとか部分修繕、必要であれば大規模修繕、そういった必要性についても、現場で確認して検討していきたいと考えてございます。

項番5、再発防止と今後の点検についてでございますが、複数の目で見ることが重要だということころは、文部科学省の通知等々でもお示しがあるところですので、引き続き学校開放利用団体、また用務業務委託等の中で、清掃・点検を徹底していくこと、併せて、専門業者による定期的な点検の必要性についても、今検討しているところでございます。

続きまして、別紙4、「中川小学校における天井一部落下事故の対応経過報告について」でございます。昨年、一度ご報告させていただいたものの対応経過について、改めてご報告するものでございます。

項番1の表に記載のとおり、使用禁止にした学校については、今は全て解除してございまして、通常

の授業に影響はないというところで、学校のほうには既に連絡をしているところでございます。

また、千寿本町小、東綾瀬小、第十二中につきまして、補修が全て完了したというところでございます。その他の学校につきましても、急ぎ対応を進めていきたいと考えてございます。

また、項番2のところでお示ししておりますとおり、区の職員がまだ行けていないところについては、不明なところで対象校50校というところでお示ししていますが、民間のほうに委託をかねまして、3月31日までに、はり下の天井部分ですとか、点検口からの目視等について、接着工法の使用箇所の特定をしていきたいと考えてございます。

最後になります。こちらは、報告資料の中にありますが、101ページをお開きください。

「新田学園外壁改修工事における騒音規制法の届出漏れについて」でございます。

こちらについては、新田学園第一校舎の外壁改修その他工事におきまして、日曜日に特定建設作業を行っているというような話がございました。

つきましては、現状を確認したところ、項番2のところで話がありました。特定建設作業に該当するという認識がなかったため、届出を出さなかったという報告を受けてございます。

区としましては、項番3の後半に書いてありますとおり、今後の工事契約につきまして、工事代理人、また区の監督員が行う定例会議等において、届出の必要性の有無をしっかりと確認した上で進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○教育長 次に、(16)及び(17)について、松本学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長 102ページを御覧ください。

足立区の令和6年度募集、給付型奨学金の採用候補者が決定しましたので、そのご報告となります。

項番1の応募状況につきまして、募集期間はこち

ら記載のとおりです。応募件数につきましては、前回同様206件という形になりました。内訳は、評定平均、成績が4.0以上ある通常申込みが153、今回から新たにテスト受験という枠を設けまして、こちらが53件あったというような状況です。

項番2、一次審査ですけれども、こちらは対象者が166名となりました。応募者は206名いらっしゃいましたけれども、テストで点数が基準に至らなかった方ですとか、そもそも要件を満たさず却下になったような方々を除いた人数となっております。

(2)の一次審査の結果ですけれども、所得と学習計画表、こちらを経まして、二次審査に選出した方が47名いらっしゃいました。この47名と、項番3にありますとおり面談を行いまして、最終的には全員を採用することとなりました。

103ページにありますけれども、今回から評点が4.0ない方たちにテスト(特別申込)を設定したことで、昨年度までは対象外となっていたお子さんたち7人を、最終決定というような形で残せたというのが、成果であったらと考えております。こちらにつきましては、審議会を経て決定したものになります。

続きまして、104ページ、「保健関係書類のオンライン化について」でございます。

こちらは、今使っている校務支援システムというものを使って、オンラインで保健関係書類の調査票のうち、結核検診の問診票と運動器の検診の問診票、ひとまずこちらはオンライン化できるのではないかとということで、試行的にやらせていただいたものです。

パイロットは、項番1の(3)にありますとおり10校でやってみましたけれども、2番の主な課題にあるとおり、結果としましては、事務の作業、養護の先生ですとか、申請しようとした保護者の方にとっては、時間が倍かかってしまったりですとか、事務負担があまり減らなかったというようなこともありまして、来年度から全校で実施を見込んでおりましたけれども、一旦立ち止まって少しほかの方策

などを検討させていただいて、進めてまいりたいと考えているところです。

私からは以上です。

○教育長 次に、(18)について、物江青少年課長、お願いします。

青少年課長。

○青少年課長 恐れ入ります。105ページを御覧ください。

「放課後子ども教室参加児童の保険加入について」でございます。

放課後子ども教室は、区内全67の小学校で、学校が終わった後、子どもたちが自由に遊んで、地域の方々が見守りスタッフとして従事している事業でございます。ここに新たに、2月から保険に加入するというもののご報告になってございます。

現在、自治体賠償保険は入ってございますけれども、今回入ろうとしている範囲としましては、自治体賠償保険でカバーされない、傷害保険と賠償責任保険について入りたいということで考えてございます。

具体的な事例を挙げさせていただきますと、遊んでいる中で、キャッチボールで投げたボールが、そのキャッチボールの相手ではないお子さんに当たってしまって、けがをしたということですとか、同じように、ボールを使って、ボールを蹴ったら校庭の外に飛んでしまって、近隣のご自宅の窓ガラスを割ってしまうというような場合の賠償責任保険に入っていただくことで、あくまで従事しているスタッフさんはボランティアでございますので、そういった方々が安全に勤務できる環境づくりですとか、利用している児童さんのほうにも、安全に活動できるというところを目指して、今回新たに加入するものでございます。

方針(案)でございますけれども、加入する補償の内容としましては記載のとおりでございまして、今年度は2月、3月ですので、保険料としては78万5,335円を予定しております。来年度は年度初めから入りたいというところで考えてございます。

私からは以上になります。

○教育長 次に、（１９）及び（２０）について、安部子ども政策課長、お願いします。

子ども政策課長。

○子ども政策課長 恐れ入ります。資料１０６ページを御覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

今、子ども・子育て支援事業計画については、第２期が回っておりまして、今年度で終了となります。次年度から第３期が始まるので、今、策定を進めているところですが、それに先立ちまして、パブリックコメントを実施いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

１番、実施結果ですが、期間については記載のとおりです。今回は３４名の方からご提出いただきまして９８件の意見がございました。

（５）のところで、主な要望・意見と区の考え方ということで、ここでは４つの点についてご意見と区の考え方を記載しております。

保育士の配置基準に関することであるとか、学童の延長保育に関すること、誰でも通園制度に関すること、施設の老朽化に関すること等のご意見を頂いております。

今回、別添資料として、全てのご意見と、それに対する区の考え方についても記載をさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

今、当該計画については詰めの作業をしておりまして、今年度中の完成を目指しているところでございます。完成したら、また改めて報告をさせていただきます。

１０８ページを御覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

今、子ども政策課のほうで、次年度新規事業の計画を立てております。乳幼児がいる全世帯に対する訪問事業を検討しておりまして、項番１、目的のところに２つ記載してございますが、特に（１）のところでは、

子育て中の孤独・孤立を防止するために、我々の

ほうから各世帯を訪問しようという事業の検討をしております。

実施開始時期は、令和７年１０月を予定しております。まして、対象者は０歳５か月から１歳４か月のおよそ１年間を予定しております。およそ４，０００名の方がいらっしゃるという形でございます。

訪問頻度につきましては、定期的にということで、できれば月１回行きたいと考えておりますが、夏場のことを考えると、なかなか月１回は難しい可能性がありますので、今は幅を持たせて計画を進めているところでございます。

項番５、実施内容として、訪問してどうするかというところですが、子育ての相談等の傾聴や専門機関へのつなぎ、あと、絵本を毎回持っていこうと思っておりますので、絵本の配布と、ご要望があれば読み聞かせ等ができればと考えております。

実施形態でございますが、類似事業、各自治体で実施しておりますおむつの配布であるとか、そういうことをやっておりますが、ほとんど外部委託でやっております。足立区では外部委託に加えて、会計年度の職員を雇用しまして、直営と外部委託、混合で行きたいと考えております。

ご家庭の状況は様々ございますので、特に問題なくて、お顔見せ程度のところもあれば、深く相談を受ける可能性もありますので、エリアによってケース・バイ・ケースで進めていきたいというふうに考えております。

７番の経費のところでございますが、これから予算委員会等で議決が通ったという前提がありますが、けれども、今のところ１０月から開始で１億９，０００万円の経費を考えております。

こちらについては、東京都のほうで補助金がございます。まして、数年間、１０分の１０で補助金が出る形になってございます。

実施スケジュールなのですが、記載のとおりということで、外部委託をします。プロポーザル選定を行った上で、事業者を決めて１０月から開始をしたいと考えております。今後の方針は記載のと

おりです。

私からは以上になります。

○教育長 次に、（２１）及び（２２）について、柳瀬保育・入園課長、お願いします。

保育・入園課長。

○保育・入園課長 恐れ入ります。１１２ページをお開きください。

「区立保育園の施設更新について」のご報告でございます。

区立保育園の建て替えにつきましては、施設更新計画に基づきまして、具体的なところを今後考えていくというところで、今回方針として出させていたいただきました。

保育園の建て替えに当たりましては、古いところから順番にというところと、あと建て替えの代替地が確保できるというところで決めさせていただきたいと考えております。

この度、緑町保育園、千住あずま保育園、この２園をまず建て替えていきたいというところで、建て替えの方法といたしましては、プレハブ方式のリース契約といたしまして、移転期間の短縮であったり、経費の削減を図るというところから、そのまま本設という形で、区立公園の中に移転したいと考えているところでございます。

緑町保育園は千住スポーツ公園の中に、千住あずま保育園は千住東町公園の中に移設をしたいと考えてございます。

公園の利用に当たりましては、できる限り影響が出ないような形を取りたいというところで、項番１の（３）の表に記載のとおりでございます。

続いて、１１３ページをお開きください。

この建て替え後の跡地活用ですが、緑町保育園に関しては、庁内での利活用を検討し、利活用がない場合は売却等の検討をするというところと、千住あずま保育園につきましては、すぐ隣の公園になりますので、旧園舎の解体後はまた公園として整備をしていくという考えでございます。

今後につきましては、町会・自治会等にご説明に

入らせていただきながら、順調にいけば令和９年夏頃には完成できるかなというところで考えているところでございます。

続きまして、１１６ページをお開きください。

就学前施設における待機児童解消アクション・プランの改定と休止についてのご報告でございます。

まず、保育需要予測の更新ということで、別添のアクション・プランを後ほど御覧いただきたいと存じますが、今回の更新の結果、令和７年度以降につきましても、必要な保育定員数も確保できているという状況が確認できました。

毎年度当初、この５年間は、保育施設については待機児童ゼロという状況が続いておりますが、年度途中、待機児童が出てきてしまっているという状況がございますので、ベビーシッターを利用するであったり、また保育事業者への入所保留者の発生状況と情報発信、これを強化いたしまして、年度途中につきましても、できる限りの待機児童の解消を図っていきたいと考えているところでございます。

今後につきましては、新規の施設整備の予定が現時点でないというところから、取組としてはソフト面というところで、入所調整の方法であったり、弾力化の枠を拡大していくことによって、区民の方が利用しやすい環境整備に取り組んでいきたいというところと、先ほど申し上げたとおり、保育施設の整備が今後も予定がないというところから、本プランの改定は、今回で休止とさせていただきたいと考えているところでございます。

なお、今後も必要性が生じてくれば、改定のほうも実施をしていくという考えでございます。

以上でございます。

○教育長 ただいま各所管から報告事項がございました。これらの報告につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

早川委員。

○早川委員 １０８ページの子育て家庭訪問事業についてなのですが、生まれると保育所から「こんにち

は赤ちゃん」みたいなものがありますよね。

○教育長 子ども政策課長。

○子ども政策課長 資料の110ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらに、子育て家庭訪問事業の全体像というのを載せております。

早川委員のおっしゃるとおり、今3か月健診をやっております、これは1回しか回っていませんので、もう少し訪問すべきだろうということで、この後を継ぐ形で、当然ここは衛生部がやっているのですけれども、衛生部とも連携しながら、引き続きという形で進めていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょう。

久保田委員。

○久保田委員 いじめのアンケートで未提出が増えたという件です。どんな方法かによって、デジタルでも違うと思っております。

大学でも、授業ごとに毎回アンケートを取るのですが、学生さんに、やっておいてくださいとだけでは誰もやりません。目の前で今すぐやりなさいと言うと、かなりやります。

さらに、紙を配るともっと回収率が高まります。方法がウェブだから、「あそこにリンクを貼ってあったので、今日中にやっておくのだよ」と先生が言っているのであれば、多くの人はやらないと思われるので、確認して進めていただければと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まさに、足立区のいじめのアンケートは、家に紙を持ち帰ってやるというのが基本ですので、当然デジタルで家ということだと思っております、その辺のところもしっかりと。

○久保田委員 家でやるのですね。

○教育指導課長 はい。ですので、紙であればすぐに書けますけれども、デジタルだと開いてという手間があって、もしかしてそういったことも関係あるのかなという、これは私の私見ですが、そういったと

ころをしっかりと学校にヒアリングしていきたいと
思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかいかがでしょうか。

倉橋委員。

○倉橋委員 スモール・ステップ・ルームのアンケートについてなのですが、不登校になってしまったという方もいらっしゃるの、とても残念な結果とは思いますが、始まったばかりなので、多分これからいろいろな問題が、学校が増えていけば増えていった分だけ出てくると思います。

では、問題が出たからこれをやめてみようというよりは、もっと一人一人に対応できるような考えを、それぞれの学校の特徴にも合わせたりとか、ほかの学校との連携も取りながら、少しでも多くの子どもを見てもらって、不登校の人数が減るように頑張っていたきたいなと思います。

まだ始まったばかりですので、これからどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 ありがとうございます。

まずは、今ある4校の教員、また今度新しくできる6校の教員に対して、SSRというのがどういうものであるか、我々は今、専門の教員を1人つけていますが、とても1人では賄い切れませんので、それぞれの学校の教職員の皆様のご協力なくしては、この事業は成り立っていきませんので、足立のSSRはどういう目的で、どういう位置づけで、どう学校と連携できるかと、そこにかかっていると思いますので、研修会を通して、先生方のご理解を深めていくというところ、組織でやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

倉橋委員。

○倉橋委員 もう一度、ごめんなさい。情報連絡のほうなのですが、鹿浜未来小学校の調査結果を見させていただきました。閉校と引っ越しとで子どもも親も、また先生などは特に引っ越しがあるので

大変だったのだろうなというのをとても見てとれました。

このアンケートの結果というのは、これから先、これは特に統合に関してなので、ちょっと違うかもしれないのですが、施設に関して、新しい学校を見ていくと、やはりどうしてもこういうところが使いにくいというようなお話も聞かせてもらいます。

ですので、そういうふうなところをしっかりと次に、新しく造る学校に反映していったりよりよく、施設もそうですし、またこれから先もまだ統合というところは、今一旦落ち着いていると思うのですが、これは本当に先生方の生の声、また子どもたち、親の今の声なので、どうぞこれをしっかりと次につなげていってほしいと思います。

特に、保護者のほうのアンケートとかで、やはり親同士が、どうしてもPTAとかでうまく行かなかったりとか、そういう学校がほとんどだと思うのです。それはもう当たり前だろうなと思うのですが、そういうふうなところとかも、どうにかケアしてもらえるように、子どもたちのほうが早いですけれども、慣れていくのは。

だけど、そういうところをフォローして、しっかりと次につなげていって、このアンケートの調査結果があまり意味のないものにならないようにお願いいたします。

○教育長 学校施設管理課長。

○学校施設管理課長 今ご質問が2つあったかなと思います。

1点目が、施設面でのそういったお声に対しての共有、こちらについては、教育委員会の学校施設管理課もそうですし、関係所管とも連携を取りまして、共有を今もしているところですので、引き続きそのような体制で行きたいと思います。

あと、鹿浜の今回のアンケートの結果については、出てきたタイミングで、教育指導課のほうには、すぐ共有させていただいております。いろいろな方面からこういった対策ができるのかとか、そういった

ところは、教育委員会内でも共有させていただいておりますので、連携して引き続き取り組んでいきたいと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたら、報告事項を終了いたします。

その他、何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第1回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時19分閉会

令和 7 年 第 1 回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和 7 年 1 月 1 4 日 火曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程

頁

日程第 1	第 1 号議案	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について……………	3
日程第 2	第 2 号議案	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について……………	2 3
日程第 3	第 3 号議案	足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例の送付について……………	3 3
日程第 4	第 4 号議案	令和 6 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について……………	3 7
日程第 5	第 5 号議案	足立区青少年委員の委嘱について……………	別冊
日程第 6	第 6 号議案	足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ることについて…	4 1
日程第 7	第 7 号議案	足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ることについて…	4 4
日程第 8	第 8 号議案	「足立区職員定数条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について……………	4 7
日程第 9		教育長報告	

2 報 告 事 項

- (1) 足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の規定に基づく旅館業営業許可に関する教育委員会の意見に係る処理についての報告について
《田巻 教育政策課長》 6 1
- (2) S S R（不登校未然防止の為にスモール・ステップ・ルーム）空間創造委託に係る簡易公募型プロポーザル方式による事業者の特定結果について
《冨本 教育指導課長》 7 0
- (3) 第 7 回足立区「図書館を使った調べる学習コンクール」について
《冨本 教育指導課長》 7 3
- (4) 令和 6 年度スモール・ステップ・ルーム（S S R）設置中学校における第 2 回生徒アンケート及び教員アンケートについて
《冨本 教育指導課長》 7 5
- (5) 「令和 6 年度第 2 回学校生活及びいじめに関するアンケート調査」報告について
《冨本 教育指導課長》 8 5
- (6) 令和 7 年度特別支援学級の応募結果及び増学級等について
《加藤 支援管理課長》 9 0
- (7) チャレンジ学級・あすテップのオンライン配信授業の終了について
《鈴木 教育相談課長》 9 2

(8) フリースクール等実態調査の結果について	《鈴木 教育相談課長》	9 4
(9) オンライン支援事業「room-K」の事業効果について	《鈴木 教育相談課長》	9 7
(10) 「登校渋り」の把握について	《鈴木 教育相談課長》	9 9
(11) 学校施設個別計画の今後の改訂方針について	《武内 学校施設管理課長》	別紙1
(12) 暑さ対策アンケート結果の報告について	《武内 学校施設管理課長》	別紙2
(13) 【追加】区内小学校体育館における床板剥離による負傷事故および対応経過報告について	《武内 学校施設管理課長》	別紙3
(14) 【追加】中川小学校における天井一部落下事故の対応経過報告について	《武内 学校施設管理課長》	別紙4
(15) 新田学園外壁改修工事における騒音規制法の届出漏れについて	《武内 学校施設管理課長》	10 1
(16) 足立区給付型奨学金の採用候補者の決定について	《松本 学務課長》	10 2
(17) 保健関係書類のオンライン化について	《松本 学務課長》	10 4
(18) 【追加】放課後子ども教室参加児童の保険加入について	《物江 青少年課長》	10 5
(19) 第3期足立区子ども・子育て支援事業計画（案）の策定とパブリックコメントの実施結果について	《安部 子ども政策課長》	10 6
(20) （仮称）子育て家庭訪問事業の実施について（予定）	《安部 子ども政策課長》	10 8
(21) 区立保育園の施設更新について	《柳瀬 保育・入園課長》	11 2
(22) 就学前施設における「足立区待機児童解消アクション・プラン」の改定・休止について	《柳瀬 保育・入園課長》	11 6

3 情 報 連 絡 事 項

(1) 令和6年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞受賞団体及び受賞者の決定について	〔学校支援課〕	11 7
(3) 令和7年度区立学校周年記念式典の実施校及び実施予定日について	〔学校支援課〕	11 8
(4) 鹿浜未来小学校統合に関するアンケート結果について	〔学校施設管理課〕	11 9
(5) 【後日実績値差替え】令和7年「二十歳の集い」の開催結果について	〔青少年課〕	12 0
(6) 事業実施報告・実施予定	〔青少年課〕	12 1
(7) 区立園における「園運営に関する保護者アンケート」の実施結果について	〔子ども施設指導・支援課〕	12 2
(8) 家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について	〔幼稚園・地域保育課〕	12 5
(9) こどもトワイライトステイ事業の終了について	〔こども家庭相談課〕	12 8
(10) 在宅での病児保育利用料金助成事業の終了について	〔こども家庭相談課〕	12 9
(11) 事業実施報告・実施予定	〔生涯学習振興公社〕	13 0

第 1 号議案

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域型保育事業」の次に「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を加える。

目次中「第 4 章 事務の委任（第 5 3 条）」を「第 4 章 特定子ども
第 5 章 雑則（第 6 2
・子育て支援施設等の運営に関する基準（第 5 3 条―第 6 1 条）
条・第 6 3 条）に改
める。

第 1 2 条の見出し中「特定教育」を「教育」に改める。

第 3 6 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

第 4 2 条第 1 項中「この項」の次に「から第 3 項まで」を加え、同条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 区長は、次のいずれかに該当するときは、前項第 3 号の規定を適用

しないこととすることができる。

(1) 区長が、児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

3 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項の規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

「第4章 事務の委任」を「第4章 雑則」に改める。

第53条を第63条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第62条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給

付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（２） 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（１） 第２項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

（２） ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が

再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。第4章を第5章とする。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (趣旨)

- 第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

第54条 特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（利用料及び特定費用の額の受領）

第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付）

第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

（法定代理受領の場合の読替え）

第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付しなければならない。」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」とする。

（施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知）

第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規

定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

ない。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 1 号議案説明資料

令和 7 年 1 月 1 4 日

件 名	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について								
所 管 部 課 名	子ども家庭部 幼稚園・地域保育課 子ども家庭部 子ども政策課、保育・入園課、私立保育園課								
内 容	1 改正の理由 特定地域型保育施設等における電磁的記録による利便性向上を図るため、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正された。そのため、足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正を行う。 2 主な改正内容（詳細は、P 1 3 ～ 2 2 新旧対照表のとおり） （１）受皿連携施設の確保不要 小規模保育・保育ママで保育を受ける子どもたちについて、保護者の希望に基づき、卒園後に保育所などを優先的に利用できるようにする等の措置を講じている場合は、卒園後の受入れのための連携施設の確保を不要とする。 （２）特定子ども・子育て支援施設等の運営基準 幼稚園預かり保育や認可外保育施設、一時預かり事業等について、運営に関する基準（支援の提供記録、利用料の受領、領収証の交付等）を定める。 （３）電磁的記録 特定教育・保育施設、特定地域型保育施設、特定子ども・子育て支援施設は、当該条例において書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができる。 【参考】教育・保育施設一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>施設・事業名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定教育・保育施設</td><td>幼稚園（新制度移行園）、認定こども園、保育所</td></tr> <tr> <td>特定地域型保育施設</td><td>小規模保育、家庭的保育（保育ママ）</td></tr> <tr> <td>特定子ども・子育て支援施設</td><td>幼稚園（新制度未移行園）、幼稚園預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業</td></tr> </tbody> </table> 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日	種別	施設・事業名	特定教育・保育施設	幼稚園（新制度移行園）、認定こども園、保育所	特定地域型保育施設	小規模保育、家庭的保育（保育ママ）	特定子ども・子育て支援施設	幼稚園（新制度未移行園）、幼稚園預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
種別	施設・事業名								
特定教育・保育施設	幼稚園（新制度移行園）、認定こども園、保育所								
特定地域型保育施設	小規模保育、家庭的保育（保育ママ）								
特定子ども・子育て支援施設	幼稚園（新制度未移行園）、幼稚園預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業								

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業_____の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第55号 改正 令和元年10月1日条例第14号 令和2年3月25日条例第18号 令和5年3月24日条例第12号 令和5年7月10日条例第55号 令和6年7月11日条例第40号 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業_____の運営に関する基準を定める条例 目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第4条） 第2節 運営に関する基準（第5条—第34条） 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条） 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第37条） 第2節 運営に関する基準（第38条—第50条） 第3節 特定地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条） <u>（新設）</u>	○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第55号 改正 令和元年10月1日条例第14号 令和2年3月25日条例第18号 令和5年3月24日条例第12号 令和5年7月10日条例第55号 令和6年7月11日条例第40号 令和7年●月●日条例第●号 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第4条） 第2節 運営に関する基準（第5条—第34条） 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条） 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第37条） 第2節 運営に関する基準（第38条—第50条） 第3節 特定地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条） <u>第4章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条—第61条）</u>

改正前	改正後
<u>第4章 事務の委任（第53条）</u> 付則 第1章 総則 (中略) (<u>特定教育</u>・保育の提供記録) 第12条 (略) (中略) 第36条 1～2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中_____ _____ _____「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 (中略) (特定教育・保育施設等との連携)	<u>第5章 雑則（第62条・第63条）</u> 付則 第1章 総則 (中略) (<u>教育</u>・保育の提供記録) 第12条 (略) (中略) 第36条 1～2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 (中略) (特定教育・保育施設等との連携)

改正前	改正後
<u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) (中略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	<u>1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) (中略) <u>第4章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u> <u>(趣旨)</u> <u>第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。</u> <u>(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)</u> <u>第54条 特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。</u> <u>(利用料及び特定費用の額の受領)</u> <u>第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。</u> <u>2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けるこ</u>

改正前	改正後
	<u>設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」とする。</u> <u>（施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知）</u>
<u>（新設）</u>	<u>第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。</u> <u>（施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則）</u>
<u>（新設）</u>	<u>第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</u> <u>（秘密保持等）</u>
<u>（新設）</u>	<u>第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u> <u>2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</u> <u>3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければな</u>

改正前	改正後
(新設) 第4章 事務の委任 (新設)	らない。 (記録の整備) 第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 第5章 雑則 (電磁的記録等) 第62条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線

改正前	改正後
	<u>で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</u> <u>（１） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> <u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u> <u>（２） 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> <u>３ 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u> <u>４ 特定教育・保育施設等は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u> <u>（１） 第２項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使</u>

改正前	改正後
第53条 （略）	<u>用するもの</u> <u>（２） ファイルへの記録の方式</u> 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 6 第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、第５項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。 第63条 （略） <u>付 則（令和７年●月●日条例第●号）</u>

改正前	改正後
	<u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>

第 2 号議案

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「事務の委任（第 4 9 条）」を「雑則（第 4 9 条・第 5 0 条）」に改める。

第 6 条第 2 項第 2 号中「追行」を「遂行」に改める。

第 7 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認

（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

「第 6 章 事務の委任」を「第 6 章 雑則」に改める。

第 49 条を第 50 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（電磁的記録）

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付則に次の 3 条を加える。

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第 6 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭

的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項各号又は第 44 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となる時は、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置かなければならない。

第 7 条 前条の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所 A 型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第 8 条 前条の規定を適用する時は、保育士（法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、第 29 条第 3 項若しくは第 44 条第 3 項又は前条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前条の規定の適用がないとした場合の第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定されるものをいう。）の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 2 号議案説明資料

令和 7 年 1 月 1 4 日

件名	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について															
所管部課名	子ども家庭部幼稚園・地域保育課															
内容	1 改正の理由 小規模保育の保育士・保育ママの負担軽減と保育の質の向上のため、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布された。そのため、足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を行う。 2 主な内容（詳細は、P 2 7 ～ 3 2 新旧対照表のとおり） (1) 管理栄養士の追加 給食を外部搬入している保育ママは「<u>栄養士</u>」による指導体制が必要となるが「<u>栄養士又は管理栄養士</u>」による指導体制に改める。 (2) 小規模保育の保育士配置基準の見直し <table><tr><th>年齢</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>0 歳</td><td>乳児 3 人につき 1 人</td><td>変更なし</td></tr><tr><td>1 ～ 2 歳</td><td>幼児 6 人につき 1 人</td><td>変更なし</td></tr><tr><td>3 歳</td><td>児童 20 人につき 1 人</td><td>児童 15 人につき 1 人</td></tr><tr><td>4 ～ 5 歳</td><td>児童 30 人につき 1 人</td><td>児童 25 人につき 1 人</td></tr></table> ※ 小規模保育は 0 ～ 2 歳児を対象としているが、3 ～ 5 歳児の受入れに関しては、国の基準に合わせる形で修正を行う。 (3) 保育士配置の特例 小規模保育 A 型(※1)は、朝夕の乳幼児が少ない時間帯等について、保育士と同等の知識・経験を有する者(※2)を保育士としてみなし、規定の範囲内で配置することができる。 ※ 1 配置基準で定められた保育従事者が、全て保育士である施設 ※ 2 1 年以上の保育従事経験者又は区指定の研修修了者 (4) 電磁的記録 小規模保育・保育ママは、当該条例において書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができる。 (5) 自動車運行時の所在確認 小規模保育・保育ママは、自動車運行時の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により乳幼児の所在確認をしなければならない。 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日	年齢	改正前	改正後	0 歳	乳児 3 人につき 1 人	変更なし	1 ～ 2 歳	幼児 6 人につき 1 人	変更なし	3 歳	児童 20 人につき 1 人	児童 15 人につき 1 人	4 ～ 5 歳	児童 30 人につき 1 人	児童 25 人につき 1 人
年齢	改正前	改正後														
0 歳	乳児 3 人につき 1 人	変更なし														
1 ～ 2 歳	幼児 6 人につき 1 人	変更なし														
3 歳	児童 20 人につき 1 人	児童 15 人につき 1 人														
4 ～ 5 歳	児童 30 人につき 1 人	児童 25 人につき 1 人														

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月30日条例第54号	○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月30日条例第54号
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条―第21条）	第 1 章 総則（第 1 条―第21条）
第 2 章 家庭的保育事業（第22条―第26条）	第 2 章 家庭的保育事業（第22条―第26条）
第 3 章 小規模保育事業	第 3 章 小規模保育事業
第 1 節 小規模保育事業の区分（第27条）	第 1 節 小規模保育事業の区分（第27条）
第 2 節 小規模保育事業A型（第28条―第30条）	第 2 節 小規模保育事業A型（第28条―第30条）
第 3 節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）	第 3 節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）
第 4 節 小規模保育事業C型（第33条―第36条）	第 4 節 小規模保育事業C型（第33条―第36条）
第 4 章 居宅訪問型保育事業（第37条―第41条）	第 4 章 居宅訪問型保育事業（第37条―第41条）
第 5 章 事業所内保育事業（第42条―第48条）	第 5 章 事業所内保育事業（第42条―第48条）
<u>第 6 章 事務の委任（第49条）</u>	<u>第 6 章 雑則（第49条・第50条）</u>
付則	付則
第 1 条～第 5 条 （略） （保育所等との連携）	第 1 条～第 5 条 （略） （保育所等との連携）
第 6 条	第 6 条
1 （略）	1 （略）
2 （略）	2 （略）
（1） （略）	（1） （略）
（2）次項の連携協力を行う者の本来の業務の <u>追行</u> に支障が生じないよう うにするための措置が講じられていること。	（2）次項の連携協力を行う者の本来の業務の <u>遂行</u> に支障が生じないよう にするための措置が講じられていること。
3～5 （略） （家庭的保育事業者等と非常災害）	3～5 （略） （家庭的保育事業者等と非常災害）

改正前	改正後
第 7 条 （略） 第 7 条の 2 （略） <u>（新設）</u> 第 8 条～第 1 5 条 （略） （食事の提供の特例） 第 1 6 条 （略） （1） （略） （2）当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第 2 1 条第 2 項において同じ。）等の栄養士 _____ により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士 _____ による必要な配慮が行われること。 （3）～（5） （略）	第 7 条 （略） 第 7 条の 2 （略） <u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u> 第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、 <u>取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u> 第 8 条～第 1 5 条 （略） （食事の提供の特例） 第 1 6 条 （略） （1） （略） （2）当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第 2 1 条第 2 項において同じ。）等の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u> による必要な配慮が行われること。 （3）～（5） （略）

改正前	改正後
第17条～第28条（略） （職員） 第29条 1（略） 2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 （1）乳児 おおむね3人につき1人 （2）満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 （3）満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 （4）満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3（略） 第30条（略） （職員） 第31条 1（略） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。 （1）乳児 おおむね3人につき1人 （2）満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 （3）満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 （4）満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人	第17条～第28条（略） （職員） 第29条 1（略） 2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 （1）乳児 おおむね3人につき1人 （2）満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 （3）満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 （4）満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3（略） 第30条（略） （職員） 第31条 1（略） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。 （1）乳児 おおむね3人につき1人 （2）満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 （3）満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 （4）満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人

改正前	改正後
3 (略) 第32条～第43条 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 1 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) 第45条～第46条 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 1 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号	3 (略) 第32条～第43条 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 1 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 第45条～第46条 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 1 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号

改正前	改正後
の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) 第48条 (略) <u>第6章 事務の委任</u> <u>(新設)</u> (事務の委任) <u>第49条</u> 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。 付 則 第1条～第5条 (略) <u>(新設)</u>	の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 第48条 (略) <u>第6章 雑則</u> <u>(電磁的記録)</u> <u>第49条</u> 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (事務の委任) <u>第50条</u> 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。 付 則 第1条～第5条 (略) <u>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</u> <u>第6条</u> 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的

改正前	改正後
	<u>保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 2 9 条第 2 項各号又は第 4 4 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となる時は、第 2 9 条第 2 項又は第 4 4 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置かなければならない。</u> <u>第 7 条 前条の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 2 9 条第 2 項又は第 4 4 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</u> <u>第 8 条 前条の規定を適用する時は、保育士（法第 1 8 条の 1 8 第 1 項の登録を受けた者をいい、第 2 9 条第 3 項若しくは第 4 4 条第 3 項又は前条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前条の規定の適用がないとした場合の第 2 9 条第 2 項又は第 4 4 条第 2 項により算定されるものをいう。）の 3 分の 2 以上、置かなければならない。</u> <u>付 則</u> <u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>

第 3 号議案

足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例

足立区立認定こども園条例（平成 2 3 年足立区条例第 3 5 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表足立区立元宿こども園の項を削る。

第 3 条第 1 項中「児童福祉法」の次に「（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）」
を加え、同条第 2 項の表足立区立おおやたこども園の項の前に次のよう
に加える。

足立区立元宿こども園	足立区千住元町 3 4 番 3 - 1 0 1 号
------------	---------------------------

第 4 条第 2 項の表足立区立おおやたこども園の項の前に次のように
加える。

足立区立元宿こども園	足立区千住元町 3 4 番 3 - 1 0 1 号
------------	---------------------------

第 5 条第 2 項中「第 2 号」を「同項第 2 号」に改める。

付 則

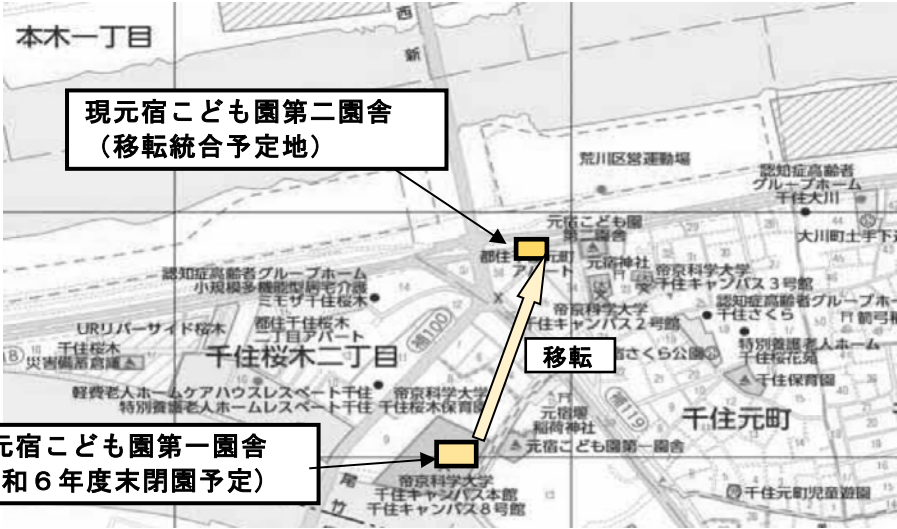
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

足立区立元宿こども園について幼保連携型から保育所型の認定こども園への類型変更を行うにあたり、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 3 号議案說明資料

令和7年1月14日

件名	足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例の送付について
所管部課名	子ども家庭部 保育・入園課
内容	1 改正の理由 足立区立元宿こども園の第一園舎と第二園舎を統合するにあたり、幼保連携型認定こども園から保育所型認定こども園に類型を変更するため、条例改正を行う。 2 主な改正内容 第2条（幼保連携型認定こども園の設置に関する規定）から元宿こども園を削除する。 第3条及び4条（保育所型認定こども園の設置及び運営に関する規定）に元宿こども園を追加する。 3 施行年月日 令和7年4月1日 参考 （現所在地）元宿こども園第一園舎 足立区千住桜木一丁目16番2号 元宿こども園第二園舎 足立区千住元町34番3-101号  ※ 幼保連携型認定こども園 幼稚園と保育所が元々は別の園舎であったが、単一の連携施設として機能を果たしている認定こども園 ※ 保育所型認定こども園 園舎が1か所の認可保育所が、幼稚園機能を備えることで機能を果たしている認定こども園

足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後																						
○足立区立認定こども園条例 平成23年10月 3 日条例第35号 改正 平成26年 9 月30日条例第57号 平成27年 3 月18日条例第29号 平成27年 3 月18日条例第30号 平成27年 3 月19日条例第37号 足立区立認定こども園条例を公布する。 足立区立認定こども園条例	○足立区立認定こども園条例 平成23年10月 3 日条例第35号 改正 平成26年 9 月30日条例第57号 平成27年 3 月18日条例第29号 平成27年 3 月18日条例第30号 平成27年 3 月19日条例第37号 足立区立認定こども園条例を公布する。 足立区立認定こども園条例																						
第1条 （省略） （認定こども園の設置） 第2条 法第16条の規定に基づく認定こども園を設置する。 2 前項に定める認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td rowspan="2">足立区立元宿こども園</td><td>第一園舎</td></tr><tr><td>足立区千住桜木一丁目16番2号</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>第二園舎</td></tr><tr><td>足立区千住元町34番3—101号</td></tr><tr><td rowspan="2">足立区立鹿浜こども園</td><td>第一園舎</td></tr><tr><td>足立区鹿浜五丁目25番11号</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>第二園舎</td></tr><tr><td>足立区鹿浜五丁目24番4—101号</td></tr></table>	名称	位置	足立区立元宿こども園	第一園舎	足立区千住桜木一丁目16番2号		第二園舎	足立区千住元町34番3—101号	足立区立鹿浜こども園	第一園舎	足立区鹿浜五丁目25番11号		第二園舎	足立区鹿浜五丁目24番4—101号	第1条 （省略） （認定こども園の設置） 第2条 法第16条の規定に基づく認定こども園を設置する。 2 前項に定める認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td rowspan="2">足立区立鹿浜こども園</td><td>第一園舎</td></tr><tr><td>足立区鹿浜五丁目25番11号</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>第二園舎</td></tr><tr><td>足立区鹿浜五丁目24番4—101号</td></tr></table>	名称	位置	足立区立鹿浜こども園	第一園舎	足立区鹿浜五丁目25番11号		第二園舎	足立区鹿浜五丁目24番4—101号
名称	位置																						
足立区立元宿こども園	第一園舎																						
	足立区千住桜木一丁目16番2号																						
	第二園舎																						
	足立区千住元町34番3—101号																						
足立区立鹿浜こども園	第一園舎																						
	足立区鹿浜五丁目25番11号																						
	第二園舎																						
	足立区鹿浜五丁目24番4—101号																						
名称	位置																						
足立区立鹿浜こども園	第一園舎																						
	足立区鹿浜五丁目25番11号																						
	第二園舎																						
	足立区鹿浜五丁目24番4—101号																						
（保育所の設置） 第3条 認定こども園を構成する保育所として、児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、足立区立保育所を設置する。	（保育所の設置） 第3条 認定こども園を構成する保育所として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、足立区立保育所を設置する。																						

改正前	改正後																				
2 前項に定める区立保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>足立区立おおやたこども園</td><td>足立区大谷田二丁目1番9号</td></tr> </table> (認定こども園の運営) 第4条 (省略) 2 前項に定める認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>足立区立おおやたこども園</td><td>足立区大谷田二丁目1番9号</td></tr> </table> (事業及び利用者) 第5条 (省略) 2 前項第1号及び第3号に定める事業を利用できる者は、認定こども園に入園している幼児とし、<u>第2号</u>及び第4号に定める事業を利用できる者は、教育委員会規則で定める。 第6条から第20条まで (省略)	名称	位置	足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号	名称	位置	足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号	2 前項に定める区立保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>足立区立元宿こども園</u></td><td><u>足立区千住元町34番3-101号</u></td></tr> <tr> <td>足立区立おおやたこども園</td><td>足立区大谷田二丁目1番9号</td></tr> </table> (認定こども園の運営) 第4条 (省略) 2 前項に定める認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>足立区立元宿こども園</u></td><td><u>足立区千住元町34番3-101号</u></td></tr> <tr> <td>足立区立おおやたこども園</td><td>足立区大谷田二丁目1番9号</td></tr> </table> (事業及び利用者) 第5条 (省略) 2 前項第1号及び第3号に定める事業を利用できる者は、認定こども園に入園している幼児とし、<u>同項第2号</u>及び第4号に定める事業を利用できる者は、教育委員会規則で定める。 第6条から第20条まで (省略) <u>付 則</u> この条例は、令和7年4月1日から施行する。	名称	位置	<u>足立区立元宿こども園</u>	<u>足立区千住元町34番3-101号</u>	足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号	名称	位置	<u>足立区立元宿こども園</u>	<u>足立区千住元町34番3-101号</u>	足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号
名称	位置																				
足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号																				
名称	位置																				
足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号																				
名称	位置																				
<u>足立区立元宿こども園</u>	<u>足立区千住元町34番3-101号</u>																				
足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号																				
名称	位置																				
<u>足立区立元宿こども園</u>	<u>足立区千住元町34番3-101号</u>																				
足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号																				

第 4 号議案

令和 6 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

令和 6 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

令和 6 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、下記のとおり議決に付す。

記

1 点検及び評価の内容について

別添資料 1 のとおり

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行う必要があるので、この案を提出いたします。

第4号議案説明資料

令和7年1月14日

件名	令和6年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について																														
所管部課名	教育指導部教育政策課																														
内容	地教行法第26条の規定に基づき、令和6年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を実施し、報告書（別添資料1）を作成したので、議案として提出する。 1 目的 法に基づき、点検・評価を実施し、その結果を公表することで、区民への説明責任を果たすとともに、効果的な教育行政を推進する。 2 点検・評価の概要 (1) 評価対象 今年度は、以下2施策が評価対象 <table><tr><th></th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>施策1 児童・生徒の心身の健全な発達の支援</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>施策2 確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取り組み</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>施策3 不登校児など子どもの状況に応じた支援の充実</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>施策4 快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>施策5 子ども・若者が社会と関わる力を育むための成長支援</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> (2) 実施時期：令和6年4月から8月にかけて評価を実施 (3) 評価方法 ア 自己評価 各所管は、戦略毎に成果指標及び活動指標の達成状況や課題の分析、今後の方向性について自己評価を行った。 イ 外部評価 点検・評価委員は、各所管による自己評価やヒアリングを通して、戦略毎に、観点別評価（4つの観点について7段階）及びこれに基づく全体評価（AからEまでの7段階）を行った。 (4) 令和6年度点検・評価委員 ① 学校教育等 石塚 等（横浜国立大学 教職大学院 教授） ② 就学前教育等 齊藤 多江子（日本体育大学 児童スポーツ教育学部 教授） 3 計画の進捗状況 「目標通りできた」（達成度100%以上）となった成果指標は約3割、活動指標は約5割だったが、「<u>おおむね目標通りできた</u>」（90%以上）以上では、<u>成果指標は8割弱、活動指標は7割の達成率</u>となった。		R4	R5	R6	R7	施策1 児童・生徒の心身の健全な発達の支援	○	○			施策2 確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取り組み		○	○		施策3 不登校児など子どもの状況に応じた支援の充実		○		○	施策4 快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実	○	○			施策5 子ども・若者が社会と関わる力を育むための成長支援		○	○	
	R4	R5	R6	R7																											
施策1 児童・生徒の心身の健全な発達の支援	○	○																													
施策2 確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取り組み		○	○																												
施策3 不登校児など子どもの状況に応じた支援の充実		○		○																											
施策4 快適に学べる教育施設の整備と学校運営の充実	○	○																													
施策5 子ども・若者が社会と関わる力を育むための成長支援		○	○																												

4 点検・評価委員による令和6年度評価概要

(1) 全体評価

- ア 6戦略中それぞれ3戦略でB評価とC評価となった。
- イ 今回の評価でもC-以下の評価はなかった。

(2) 観点別評価（7段階評価）

- ア 観点1「助言や今後の期待・要望への反映率」
平均5.2であった。
- イ 観点2「目標・成果の達成状況」
5.0と、昨年度結果と同じ施策2及び5で比較すると0.5ポイント上がった。
- ウ 観点3「各取り組みが戦略の方向性に沿ったものか」
平均5.0と昨年並みであった。
- エ 観点4「児童・生徒にとって真に効果的か」
平均4.3と、昨年度結果と同様であった(同じ施策2及び5で比較)。
活動実績が芳しくなかった戦略が影響したと考えられる。

観点：7から1までの7段階評価

表1 令和5年度観点別評価及び全体評価一覧

全体：AからEまでの7段階評価

施策名・戦略名	観点1 反映率	観点2 達成状況	観点3 方向性	観点4 効果的	全体	全体 (前年)
【施策2】 確かな学力の定着に向けた就学前から義務教育期までの取り組み						
戦略1 教員の授業力向上	5(-)	4 ⁽⁴⁾	5 ⁽⁵⁾	4 ⁽⁴⁾	C	C
戦略2 個に応じた学習指導・学習機会の充実	5(-)	5 ⁽⁴⁾	5 ⁽⁵⁾	4 ⁽⁴⁾	C	C
戦略3 就学前教育の推進	5(-)	6 ⁽⁵⁾	5 ⁽⁵⁾	4 ⁽⁴⁾	B	B
【施策5】 子ども・若者が社会と関わる力を育成するための成長支援						
戦略1 多様な体験活動の提供とその充実	5(-)	5 ⁽⁵⁾	5 ⁽⁵⁾	5 ⁽⁵⁾	B	B
戦略2 家庭教育支援の充実	6(-)	5 ⁽⁵⁾	5 ⁽⁵⁾	5 ⁽⁵⁾	B	B
戦略3 社会的自立に必要な力の育成・支援	5(-)	5 ⁽⁴⁾	5 ⁽⁵⁾	4 ⁽⁴⁾	C	C
平均	5.2(-)	5.0 ^(4.5)	5.0 ^(5.0)	4.3 ^(4.3)		

※ ()内は昨年度の数値(施策2及び5については令和4年度に評価を受けていないため、前年度の評価を踏まえて点数付けを行う観点1を「-」としている)。

表2 令和6年度全体評価集計

評点	全体評価	割合(%)
A	0(0)	0(0)
B ⁺	0(3)	0(0)
B	3(3)	50.0(50.0)
C	3(3)	50.0(50.0)
C ⁻	0(0)	0(0)
D	0(0)	0(0)
E	0(0)	0(0)
合計	6(6)	100

()内は昨年度の数値(施策2及び5のみ)

5 点検・評価委員からの主な意見

(1) 全体評価

ア 事業のブラッシュアップ・内容についての提言

(ア) 足立区教育・保育の質ガイドライン等の活用の仕方等に目を向け、これらが教育内容の向上にどのように寄与できるのか、改めて検討することも必要である（施策2－戦略3）。

(イ) 学校文化に馴染めない子どもや要支援家庭の子どもも含めてより多くの子どもたちが参加する体験活動になるように関係団体との協働のあり方の更なる工夫が必要である（施策5－戦略1）。

(ウ) 保護者同士がつながる機会の提供方法に課題がある。子どもが同年齢の保護者だけではなく、幅広い年代の保護者同士が会う機会等の工夫も必要である（施策5－戦略2）。

イ 戦略全体に関する意見

各取組は戦略の方向性に合致するものの、目標値を下回った原因を分析するなどして、取組を進めるべきとするもの（施策2－戦略1、施策2－戦略2、施策5－戦略3）。

(2) 今後の期待・要望

ア タブレット使用の目標値を達成しているか否かはもとより、学校・教員毎の使用時間数を把握した上で、具体的な対応が必要である（施策2－戦略1）。

イ 指標の見直しや新設を提言するもの

① 「学ぶ意欲がある」等の幼児期に育つことが期待される資質・能力が明確に伝わる成果指標

② 幼から小への移行に関して、「生活習慣にかかわる3項目」だけでなく、より子どもの実態を把握できる成果指標

（施策2－戦略3）

③ 多様な子どもの育ちを保障できるように、学校の中では経験しにくい体験や人と出会う機会となる地域の取組みを地域と連携して促進していく視点から設ける指標（施策5－戦略1）

④ 子育てに関する望ましい内容の啓発について、活動指標に関連する新たな成果指標の追加（施策5－戦略2）

6 今後の方針

(1) 本議案が可決された際には、文教委員会に報告するとともに、区 HP に公開する。

(2) 今回の評価結果は各所管へフィードバックし、次年度の事業展開や改善に反映させるとともに、次年度の評価の際に「助言・今後の期待への反映率（前年度評価を受けての反映状況）」として評価する。

(3) 令和7年度改訂予定の教育振興ビジョンへの反映を検討していく。

第 6 号議案

足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ることについて
下記のとおり教育財産の買入に関し区長に申し出ることとする。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 足立区立東綾瀬小学校農園用地 |
| 2 | 財産の所在 | 東京都足立区東綾瀬二丁目 1 5 番 1 9
※ 案内図及び公図は P 4 3 のとおり |
| 3 | 財産の種類 | 土地（雑種地） |
| 4 | 財産の数量 | 3 8 8 m ² |
| 5 | 財産の所有者 | 私人 |

（提案理由）

足立区立東綾瀬小学校が農園用地として無償借用している当該土地について、今後も継続して利用するために取得する必要があるので、この案を提出いたします。

第 6 号議案説明資料

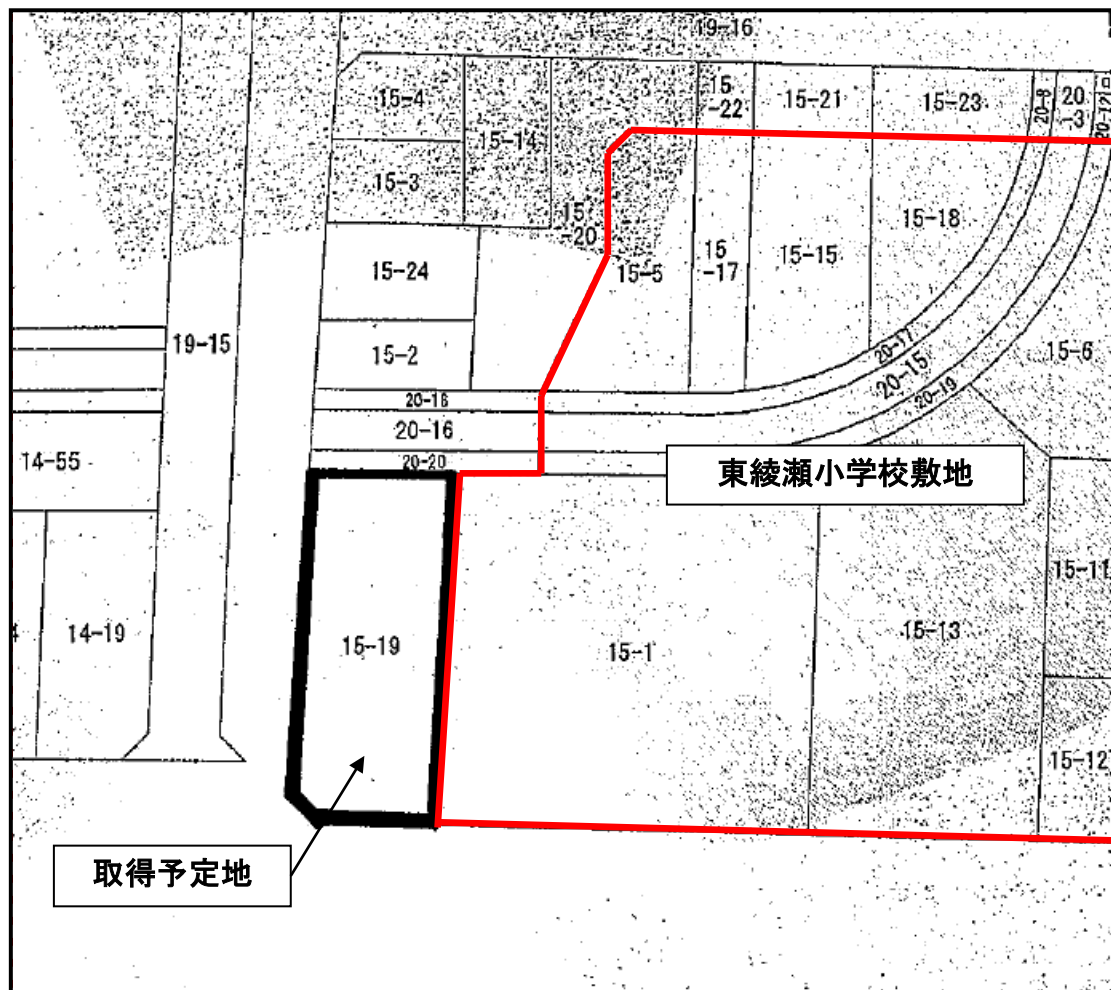
令和 7 年 1 月 1 4 日

件 名	足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ることについて						
所 管 部 課 名	学校運営部学校施設管理課						
内 容	東綾瀬小学校が農園用地として無償借用している下記の土地について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 8 条第 2 項の規定に基づき、教育財産として取得することを申し出る。 1 取得理由 （1）土地所有者より、当該土地の処分を検討しているが、できれば区へ売却し、引き続き学校に使ってほしいとの強い希望がある。 （2）学校からも子どもたちの教育環境の充実のため、農園用地として継続して利用したいとの要望がある。 2 当該土地概要 <table border="1"> <tr> <td>所在地（地番）</td><td>東京都足立区東綾瀬二丁目 1 5 番 1 9</td></tr> <tr> <td>地 目</td><td>雑種地</td></tr> <tr> <td>面 積</td><td>3 8 8 m²</td></tr> </table> ※ 案内図及び公図は P 4 3 のとおり 3 今後の方針 教育委員会で議決後、令和 7 年度中の取得に向けて、関係所管と連携し手続を進めていく。	所在地（地番）	東京都足立区東綾瀬二丁目 1 5 番 1 9	地 目	雑種地	面 積	3 8 8 m ²
所在地（地番）	東京都足立区東綾瀬二丁目 1 5 番 1 9						
地 目	雑種地						
面 積	3 8 8 m ²						

案内図



公図



第 7 号議案

足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ることについて
下記のとおり教育財産の買入に関し区長に申し出ることとする。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 足立区立興本小学校改築にあたる拡張用地 |
| 2 | 財産の所在 | 東京都足立区扇三丁目 3 4 8 4 番 3 号
※ 案内図及び公図は P 4 6 のとおり |
| 3 | 財産の種類 | 土地（宅地） |
| 4 | 財産の数量 | 2 , 7 3 3 . 1 m ² |
| 5 | 予定価格 | 6 3 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 6 | 財産の所有者 | 東京都 |

（提案理由）

当該土地について、足立区立興本小学校改築のために取得する必要がある
ので、この案を提出いたします。

第 7 号議案説明資料

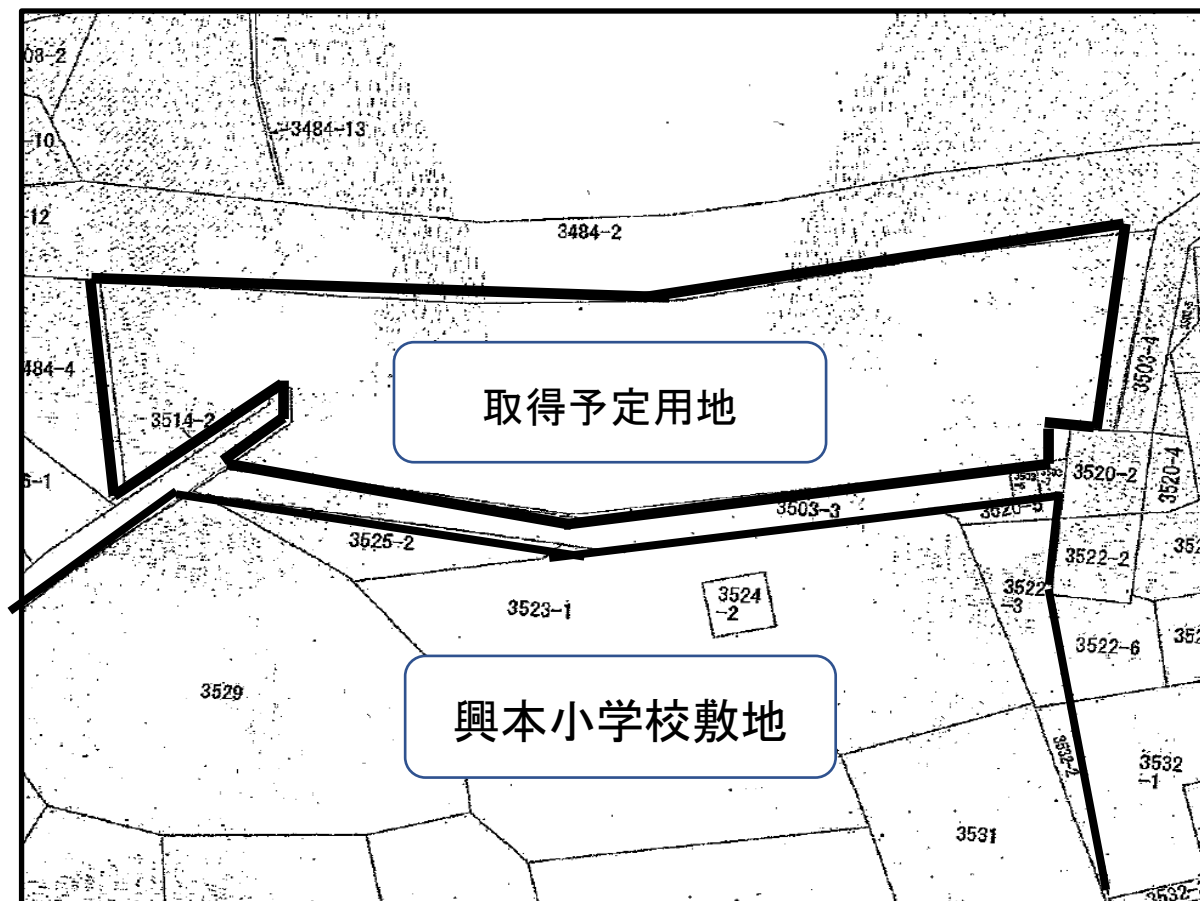
令和 7 年 1 月 1 4 日

件名	足立区教育財産の買入に関し区長に申し出ることについて										
所管部課名	学校運営部学校施設管理課										
内 容	興本扇学園・興本小学校の教育環境の充実を図るため、以下の土地について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 8 条第 2 項の規定に基づき、教育財産として取得することを区長に申し出る。										
	1 取得理由 現在の興本小学校敷地は、建築基準法上の接道要件不足や工事の車両搬入の困難さ等により、新たな校舎の建築ができないため、東京都より当該土地を購入し、現在の学校敷地と一体とすることにより、建て替えを可能とするため。										
	2 当該土地概要										
	<table><tr><td>所在地（地番）</td><td>東京都足立区扇三丁目 3 4 8 4 番 3</td></tr><tr><td>地目</td><td>宅地</td></tr><tr><td>面積</td><td>2, 7 3 3. 1 m²</td></tr><tr><td>提示価格</td><td>6 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円</td></tr></table>			所在地（地番）	東京都足立区扇三丁目 3 4 8 4 番 3	地目	宅地	面積	2, 7 3 3. 1 m ²	提示価格	6 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円
	所在地（地番）	東京都足立区扇三丁目 3 4 8 4 番 3									
地目	宅地										
面積	2, 7 3 3. 1 m ²										
提示価格	6 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円										
※ 案内図及び公図は P 4 6 のとおり											
	3 今後の方針 教育委員会で議決後、令和 7 年度中の取得に向けて、関係所管と連携し手続を進めていく。										

案内図



公図



第 8 号議案

「足立区職員定数条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会
会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

「足立区職員定数条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会
会の意見について

「足立区職員定数条例」の一部改正にあたり、足立区長より教育委員
会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 8 号議案説明資料

令和 7 年 1 月 1 4 日

件 名	「足立区職員定数条例の一部を改正する条例」に関する教育委員会の意見について																																																						
所管部課名	教育指導部教育政策課																																																						
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、条例の一部改正にあたり足立区長より意見を求められた。改正理由を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 条例名 足立区職員定数条例の一部を改正する条例 2 改正理由 令和 7 年度組織・定数需要を査定した結果、職員定数を変更する必要が生じたため。 3 条例の主な内容（※ 詳細は P 5 0 を参照） 第 2 条（職員の定数）を次のとおり改正する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>旧</th><th>新</th><th>増減</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 区長の事務部局の職員</td><td>2, 515 人</td><td>2, 547 人</td><td>+ 32</td></tr> <tr> <td>(2) 議会の事務部局の職員</td><td>16 人</td><td>16 人</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(3) 教育委員会の事務部局の職員</td><td>843 人</td><td>869 人</td><td>+ 26</td></tr> <tr> <td>(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員</td><td>12 人</td><td>13 人</td><td>+ 1</td></tr> <tr> <td>(5) 監査委員の事務部局の職員</td><td>8 人</td><td>8 人</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(6) 農業委員会の事務部局の職員</td><td>2 人</td><td>2 人</td><td>-</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>3, 396 人</td><td>3, 455 人</td><td>+ 59</td></tr> </tbody> </table> 教育委員会の事務局の職員の内訳 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>教育指導部</td><td>92 人</td><td>94 人</td><td>+ 2</td></tr> <tr> <td>学校運営部</td><td>90 人</td><td>94 人</td><td>+ 4</td></tr> <tr> <td>小中学校</td><td>0 人</td><td>0 人</td><td>-</td></tr> <tr> <td>子ども家庭部</td><td>611 人</td><td>631 人</td><td>+ 20</td></tr> <tr> <td>保留定数</td><td>50 人</td><td>50 人</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>				旧	新	増減	(1) 区長の事務部局の職員	2, 515 人	2, 547 人	+ 32	(2) 議会の事務部局の職員	16 人	16 人	-	(3) 教育委員会の事務部局の職員	843 人	869 人	+ 26	(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員	12 人	13 人	+ 1	(5) 監査委員の事務部局の職員	8 人	8 人	-	(6) 農業委員会の事務部局の職員	2 人	2 人	-	合 計	3, 396 人	3, 455 人	+ 59	教育指導部	92 人	94 人	+ 2	学校運営部	90 人	94 人	+ 4	小中学校	0 人	0 人	-	子ども家庭部	611 人	631 人	+ 20	保留定数	50 人	50 人	-
	旧	新	増減																																																				
(1) 区長の事務部局の職員	2, 515 人	2, 547 人	+ 32																																																				
(2) 議会の事務部局の職員	16 人	16 人	-																																																				
(3) 教育委員会の事務部局の職員	843 人	869 人	+ 26																																																				
(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員	12 人	13 人	+ 1																																																				
(5) 監査委員の事務部局の職員	8 人	8 人	-																																																				
(6) 農業委員会の事務部局の職員	2 人	2 人	-																																																				
合 計	3, 396 人	3, 455 人	+ 59																																																				
教育指導部	92 人	94 人	+ 2																																																				
学校運営部	90 人	94 人	+ 4																																																				
小中学校	0 人	0 人	-																																																				
子ども家庭部	611 人	631 人	+ 20																																																				
保留定数	50 人	50 人	-																																																				

《参考》

	旧	新	増減
公社等派遣定数	36人	40人	+4
足立区総定数	3,432人	3,495人	+63

4 施行年月日

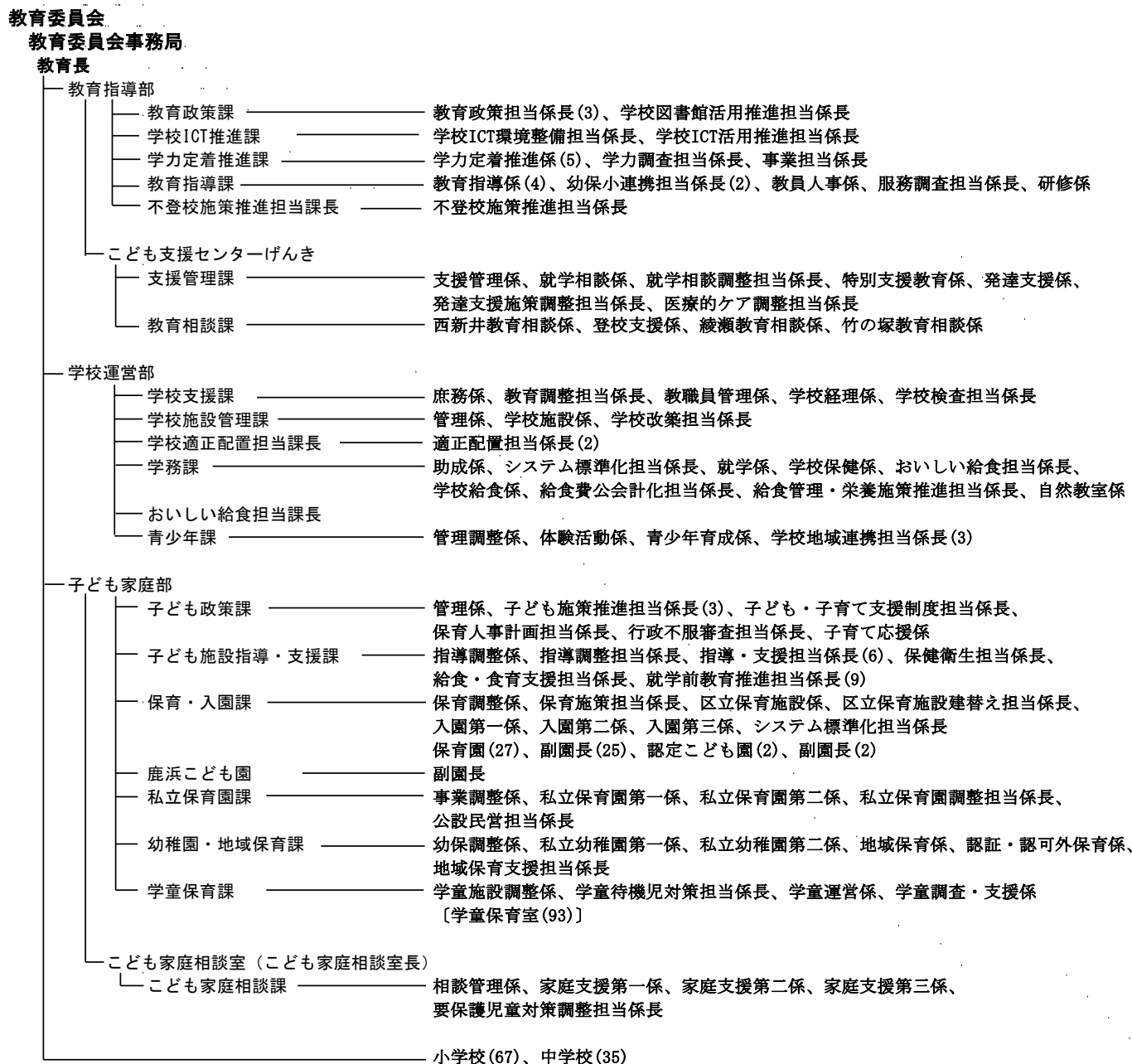
令和7年4月1日

5 新旧対照表

P50を参照

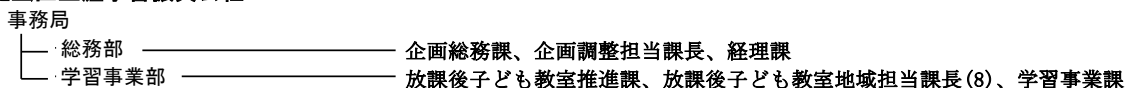
足立区職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区職員定数条例 昭和50年 3 月31日 条例第12号 （定義） 第 1 条 （省略） （職員の定数） 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 区長の事務部局の職員 2,515人 （2） 議会の事務部局の職員 16人 （3） 教育委員会の事務部局の職員 843人 （4） 選挙管理委員会の事務部局の職員 12人 （5） 監査委員の事務部局の職員 8人 （6） 農業委員会の事務部局の職員 2人 合計 3,396人 2 （省略） 3 （省略） （職員の定数管理） 第 3 条 前条第 1 項各号に掲げる各部局内における職員の定数は、同条同項各号に掲げる定数の範囲内において、それぞれ区長、議長、教育長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員又は農業委員会会長がこれを定める。	○足立区職員定数条例 昭和50年 3 月31日 条例第12号 （定義） 第 1 条 （現行のとおり） （職員の定数） 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） 区長の事務部局の職員 2,547人 （2） 議会の事務部局の職員 16人 （3） 教育委員会の事務部局の職員 869人 （4） 選挙管理委員会の事務部局の職員 13人 （5） 監査委員の事務部局の職員 8人 （6） 農業委員会の事務部局の職員 2人 合計 3,455人 2 （現行のとおり） 3 （現行のとおり） （職員の定数管理） 第 3 条 前条第 1 項各号に掲げる各部局内における職員の定数は、同項各号に規定する定数の範囲内において、それぞれ区長、議長、教育長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員又は農業委員会会長がこれを定める。 付 則（令和 7 年 月 日 条例第 号） この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



[参 考]

(公財)足立区生涯学習振興公社



令和7年度 組織・定数査定概要

教育指導部

6年度組織	常勤職員	
	6年度定数	
	職種	人数
教育指導部		
└ 教育政策課	事務	9
└┐ 教育政策担当係長(3)		
└ 学校ICT推進課	事務	7
└┐ 学校ICT環境整備担当係長		
└┐ 学校ICT活用推進担当係長		
└ 学力定着推進課	事務	9
└┐ 学力定着推進係(5)	指導主事	4
└┐ 学力調査担当係長		
└┐ 事業担当係長		
└ 教育指導課	事務	20
└┐ 教育指導係(4)	指導主事	5
└┐ 幼保小連携担当係長(2)		
└┐ 〃兼務ポスト		
└ 教員人事係		
└ 服務調査担当係長		
└ 研修係		
└ こども支援センターげんき		
└┐ 支援管理課	事務	11

7年度組織	常勤職員	
	7年度定数	
	職種	人数
教育指導部		
└ 教育政策課	事務	10
└┐ 教育政策担当係長(3)		
└┐ 学校図書館活用推進担当係長(新設)		
└ 学校ICT推進課	事務	7
└┐ 学校ICT環境整備担当係長		
└┐ 学校ICT活用推進担当係長		
└ 学力定着推進課	事務	9
└┐ 学力定着推進係(5)	指導主事	4
└┐ 学力調査担当係長		
└┐ 事業担当係長		
└ 教育指導課	事務	19
└┐ 教育指導係(4)	指導主事	5
└┐ 幼保小連携担当係長(2)		
└┐ 〃兼務ポスト		
└ 教員人事係		
└ 服務調査担当係長		
└ 研修係		
└ 副参事(不登校施策推進担当)(新設)	事務	3
└┐ 不登校施策推進担当係長(新設)		
└ こども支援センターげんき		
└┐ 支援管理課	事務	12

令和7年度 組織・定数査定概要

教育指導部

6年度組織		常勤職員	
		6年度定数	
		職種	人数
- 支援管理係 - 就学相談係 - 特別支援教育係 - 発達支援係 - 発達支援施策調整担当係長 - 医療的ケア調整担当係長		福祉	6
		心理	5
		看護師	2
- 教育相談課 - 西新井教育相談係 - 不登校施策担当係長 - 登校支援係 - 綾瀬教育相談係 - 竹の塚教育相談係		事務	8
		福祉	1
		心理	5
部長級 2 課長級 6 係長級 32		事務	64
		福祉	7
		心理	10
		看護師	2
		指導主事	9
		合計	92

7年度組織		常勤職員	
		7年度定数	
		職種	人数
- 支援管理係 - 就学相談係 - 就学相談調整担当係長(新設) - 特別支援教育係 - 発達支援係 - 発達支援施策調整担当係長 - 医療的ケア調整担当係長		福祉	6
		心理	5
		看護師	2
- 教育相談課 - 西新井教育相談係 - 廃止(副参事(不登校施策推進担当)に移管) - 登校支援係 - 綾瀬教育相談係 - 竹の塚教育相談係		事務	6
		福祉	1
		心理	5
部長級 2 課長級 7 係長級 34		事務	66
		福祉	7
		心理	10
		看護師	2
		指導主事	9
		合計	94

令和7年度 組織・定数査定概要

学校運営部

6年度組織	常勤職員	
	6年度定数	
	職種	人数
学校運営部		
└ 学校支援課	事務	24
└ 庶務係	保健師	1
└ 教育調整担当係長		
└ 教職員管理係		
└ 学校経理係		
└ 学校検査担当係長		
└ 学校施設管理課	事務	17
└ 管理係		
└ 学校施設係		
└ 学校改築担当係長		
└ 適正配置担当係長(2)		
└ 学務課	事務	28
└ 助成係	栄養士	2
└ システム標準化担当係長	保健師	2
└ 就学係		
└ 通学路担当係長		
└ 学校保健係		
└ おいしい給食担当係長		
└ 学校給食係		
└ 給食管理・栄養施策推進担当係長		
└ 自然教室係		
└ 副参事(おいしい給食担当) ※兼務ポスト		
└ 青少年課	事務	12
└ 管理調整係	社会教育	4
└ 体験活動係		
└ 青少年育成係		
└ 学校地域連携担当係長(3)		
部長級 1	事務	81
課長級 5	社会教育	4
係長級 25	栄養士	2
	保健師	3
	合計	90

7年度組織	常勤職員	
	7年度定数	
	職種	人数
学校運営部		
└ 学校支援課	事務	24
└ 庶務係	保健師	1
└ 教育調整担当係長		
└ 教職員管理係		
└ 学校経理係		
└ 学校検査担当係長		
└ 学校施設管理課	事務	14
└ 管理係		
└ 学校施設係		
└ 学校改築担当係長		
└ 廃止(副参事(学校適正配置担当)に移管)		
└ 副参事(学校適正配置担当)(新設)	事務	5
└ 適正配置担当係長(2)(新設)		
└ 学務課	事務	30
└ 助成係	栄養士	2
└ システム標準化担当係長	保健師	2
└ 就学係		
└ 廃止		
└ 学校保健係		
└ おいしい給食担当係長		
└ 学校給食係		
└ 給食費公会計化担当係長(新設)		
└ 給食管理・栄養施策推進担当係長		
└ 自然教室係		
└ 副参事(おいしい給食担当) ※兼務ポスト		
└ 青少年課	事務	12
└ 管理調整係	社会教育	4
└ 体験活動係		
└ 青少年育成係		
└ 学校地域連携担当係長(3)		
部長級 1	事務	85
課長級 6	社会教育	4
係長級 25	栄養士	2
	保健師	3
	合計	94

令和7年度 組織・定数査定概要

小中学校

6年度組織	常勤職員	
	6年度定数	
	職種	人数
小学校(67) 中学校(35)		
部長級 0 課長級 0 係長級 0		
	合計	0

7年度組織	常勤職員	
	7年度定数	
	職種	人数
小学校(67) 中学校(35)		
部長級 0 課長級 0 係長級 0		
	合計	0

令和7年度 組織・定数査定概要

子ども家庭部

6年度組織	常勤職員	
	6年度定数	
	職種	人数
子ども家庭部		
├ 子ども政策課	事務	13
│ └ 管理係	福祉	1
│ └ 子ども施策推進担当係長(2)	歯科衛生士	1
│ └ 子ども・子育て支援制度担当係長	社会教育	1
│ └ 保育人事計画担当係長		
│ └ 行政不服審査担当係長		
│ │ ※兼務ポスト		
│ └ 子育て応援係		
├ 子ども施設指導・支援課	事務	9
│ └ 指導調整係	福祉	14
│ └ 指導調整担当係長	看護師	2
│ └ 指導・支援担当係長(6)	栄養士	3
│ └ 保健衛生担当係長		
│ └ 給食・食育支援担当係長		
│ └ 就学前教育推進担当係長(9)		
├ 保育・入園課	事務	34
│ └ 保育調整係	保育士	423
│ └ 区立保育施設係	看護師	17
├ 待機児ゼロ対策担当係長		
├ 入園第一係		
├ 入園第二係		
├ 入園第三係		
├ システム標準化担当係長		
├ 保育園(27)		
├ 副園長(25)		
├ 認定こども園(3)		
├ 副園長(3)		

7年度組織	常勤職員	
	7年度定数	
	職種	人数
子ども家庭部		
├ 子ども政策課	事務	14
│ └ 管理係	福祉	1
│ └ 子ども施策推進担当係長(3)	歯科衛生士	2
│ └ 子ども・子育て支援制度担当係長	社会教育	1
│ └ 保育人事計画担当係長		
│ └ 行政不服審査担当係長		
│ │ ※兼務ポスト		
│ └ 子育て応援係		
├ 子ども施設指導・支援課	事務	9
│ └ 指導調整係	福祉	14
│ └ 指導調整担当係長	看護師	2
│ └ 指導・支援担当係長(6)	栄養士	3
│ └ 保健衛生担当係長		
│ └ 給食・食育支援担当係長		
│ └ 就学前教育推進担当係長(9)		
├ 保育・入園課	事務	35
│ └ 保育調整係	保育士	421
│ └ 保育施策担当係長(行政順・名称変更)	看護師	17
│ └ 区立保育施設係		
│ └ 区立保育施設建替え担当係長(新設)		
├ 入園第一係		
├ 入園第二係		
├ 入園第三係		
├ システム標準化担当係長		
├ 保育園(27)		
├ 副園長(25)		
├ 認定こども園(2)		
├ 副園長(2)		
├ 鹿浜こども園(新設)	保育教諭	17
├ 副園長		

令和7年度 組織・定数査定概要

子ども家庭部

6年度組織	常勤職員	
	6年度定数	
	職種	人数
- 私立保育園課 - 事業調整係 - 私立保育園第一係 - 私立保育園第二係 - 私立保育園調整担当係長 - 公設民営担当係長 - 幼稚園・地域保育課 - 幼保調整係 - 私立幼稚園第一係 - 私立幼稚園第二係 - 地域保育係 - 認証・認可外保育係 - 学童保育課 - 学童施設調整係 - 学童待機児対策担当係長 - 学童運営係 - 学童調査・支援係 - こども家庭相談室長 ※兼務ポスト - こども家庭相談課 - 相談管理係 - 家庭支援第一係 - 家庭支援第二係 - 家庭支援第三係 - 要保護児童対策調整担当係長 - システム担当係長	事務	17
	事務	24
	事務 児童指導	10 7
	事務 福祉 心理 保健師	12 16 4 3
部長級 2 課長級 7 係長級 111	事務 社会教育 福祉 保育士 児童指導 心理 歯科衛生士 栄養士 保健師 看護師 合計	119 1 31 423 7 4 1 3 3 19 611

7年度組織	常勤職員	
	7年度定数	
	職種	人数
- 私立保育園課 - 事業調整係 - 私立保育園第一係 - 私立保育園第二係 - 私立保育園調整担当係長 - 公設民営担当係長 - 幼稚園・地域保育課 - 幼保調整係 - 私立幼稚園第一係 - 私立幼稚園第二係 - 地域保育係 - 認証・認可外保育係 - 地域保育支援担当係長(新設) - 学童保育課 - 学童施設調整係 - 学童待機児対策担当係長 - 学童運営係 - 学童調査・支援係 - こども家庭相談室長 ※兼務ポスト - こども家庭相談課 - 相談管理係 - 家庭支援第一係 - 家庭支援第二係 - 家庭支援第三係 - 要保護児童対策調整担当係長 - 廃止	事務	16
	事務 福祉	24 1
	事務 児童指導	11 7
	事務 福祉 心理 保健師	12 17 4 3
部長級 2 課長級 8 係長級 112	事務 社会教育 福祉 保育士 保育教諭 児童指導 心理 歯科衛生士 栄養士 保健師 看護師 合計	121 1 33 421 17 7 4 2 3 3 19 631

令和7年度 組織・定数査定概要

【参考】生涯学習振興公社

6 年度組織	常勤職員	
	6 年度定数	
	職種	人数
(公財)生涯学習振興公社 └ 事務局 └ 総務部 └ 企画総務課 └ 企画調整担当課長 └ 経理課 └ 学習事業部 └ 放課後子ども教室推進課 └ 放課後子ども教室地域担当課長(8) └ 学習事業課	事務	4
	事務	4
部長級 1 課長級 2 係長級 0	事務	8
	合計	8

7 年度組織	常勤職員	
	7 年度定数	
	職種	人数
(公財)生涯学習振興公社 └ 事務局 └ 総務部 └ 企画総務課 └ 企画調整担当課長 └ 経理課 └ 学習事業部 └ 放課後子ども教室推進課 └ 放課後子ども教室地域担当課長(8) └ 学習事業課	事務	4
	事務	6
部長級 1 課長級 2 係長級 1	事務	10
	合計	10

第 号議案

足立区職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員定数条例の一部を改正する条例

足立区職員定数条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「2, 5 1 5 人」を「2, 5 4 7 人」に改め、同項第 3 号中「8 4 3 人」を「8 6 9 人」に改め、同項第 4 号中「1 2 人」を「1 3 人」に改め、同項中「合計 3, 3 9 6 人」を「合計 3, 4 5 5 人」に改める。

第 3 条中「同条同項各号に掲げる」を「同項各号に規定する」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改めるほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

6 足政政発第 1 3 6 4 号
令和 6 年 1 2 月 2 4 日

足立区教育委員会
教育長 中村 明慶 様

足立区長
近藤 弥生



議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 7 年第 1 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 足立区職員定数条例の一部を改正する条例



教 育 委 員 会 報 告

令和 7 年 1 月 1 4 日

件 名	旅館業営業許可に関する教育委員会の意見に係る足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の規定に基づく処理の報告について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	標記の件について、旅館業法第 3 条第 4 項の規定に基づき、足立保健所長から旅館業営業許可申請についての照会があった。当該照会は、教育委員会としての意見を求められているところ、足立区教育委員会の権限の委任に関する規則第 2 条第 1 項の規定（教育長への委任）に基づき、以下のとおり回答を行った。 ついては、同規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、本事案の処理について報告する。 1 照会に対する回答について (1) 教育委員会の意見 ※ P 6 3 のとおり ア 本件簡易宿所営業に伴う生徒や近隣住民の安全性の確保や衛生面の維持管理等に配慮を求める。 イ 本件簡易宿所営業地を含め、千寿桜堤中学校周辺の地区については、火災や水害等の災害発生時に迅速かつ正確な避難行動が必要になることや、当該中学校を含め、住民同士の繋がりがあるといった地域特性を理解してもらえるような配慮を求める。 (2) 学校長の意見（参考） 意見を付するに当たっては、千寿桜堤中学校長の以下の意見（令和 6 年 1 2 月 1 8 日聴取）を踏まえた。 ア 本件簡易宿所営業に伴う生徒や近隣住民の安全性の確保や衛生面の維持管理等に配慮を求める。 イ 本件簡易宿所営業地を含め、千寿桜堤中学校周辺の地区については、火災や水害等の災害発生時に迅速かつ正確な避難行動が必要になることや、当該中学校を含め、住民同士の繋がりがあるといった地域特性を理解してもらえるような配慮を求める。 ※ 児童福祉施設（保育所等）については、保健所長から都知事に対して意見照会がなされている。 (3) 保健所の見解（参考） 令和 6 年 7 月 2 6 日付で申請のあった施設について、令和 6 年 1 2 月 4 日に実地検査を行い、申請書どおりの構造設備であることを確認した。 書類審査及び実地検査において、関係衛生法規に適合し、旅館業営業の許可をするにあたり支障なきものと判断する。

	2 照会概要 旅館業の営業許可について、旅館業法第3条第1項の規定により特別区においては区長が行うこととされている。【足立区保健所長委任規則（昭和50年規則第29号）で足立保健所長に委任】 この許可を行うに当たり、<u>当該施設から約100メートルの位置に千寿桜堤中学校が存在するため、旅館業法第3条第4項の規定に基づき、足立保健所長より教育委員会の意見を求められたもの</u>である。 ※ 旅館業法第3条第4項（要約） 区長は、旅館業の営業許可を与える際、当該施設の周囲おおむね100メートルの区域内に学校等があるときは、その施設の設置によって環境が著しく害されるおそれがないかどうか、学校を設置する教育委員会の意見を求めなければならない。 3 営業許可申請対象施設概要 <table border="0"> <tr> <td>（1）所在地</td><td>東京都足立区日ノ出町6番3号</td></tr> <tr> <td>（2）申請者</td><td>個人</td></tr> <tr> <td>（3）営業種別</td><td>簡易宿所営業</td></tr> <tr> <td>（4）名称</td><td>千寿宿 玄</td></tr> <tr> <td>（5）間取り、施設の外形</td><td>P66～68のとおり</td></tr> <tr> <td>（6）当該学校までの距離</td><td>約90メートル</td></tr> </table>	（1）所在地	東京都足立区日ノ出町6番3号	（2）申請者	個人	（3）営業種別	簡易宿所営業	（4）名称	千寿宿 玄	（5）間取り、施設の外形	P66～68のとおり	（6）当該学校までの距離	約90メートル
（1）所在地	東京都足立区日ノ出町6番3号												
（2）申請者	個人												
（3）営業種別	簡易宿所営業												
（4）名称	千寿宿 玄												
（5）間取り、施設の外形	P66～68のとおり												
（6）当該学校までの距離	約90メートル												

6 足教委収第 4 4 号

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

足立区足立保健所長

足立区教育委員会

教育長 中村 明慶



旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について（回答）

令和 6 年 1 1 月 2 8 日付、6 足足保生収第 2 4 4 8 号で照会のあった標記の件について、足立区教育委員会の権限の委任に関する規則第 2 条の規定により足立区教育委員会の権限を委任された同教育長から、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 「旅館業営業許可申請」に関して、足立区足立保健所長より意見を求められた件について、以下の意見を付す。
 - (1) 本件簡易宿所営業に伴う生徒や近隣住民の安全性の確保や衛生面の維持管理等に配慮を求める。
 - (2) 本件簡易宿所営業地を含め、千寿桜堤中学校周辺の地区については、火災や水害等の災害発生時に迅速かつ正確な避難行動が必要になることや、当該中学校を含め、住民同士の繋がりがあるといった地域特性を理解してもらえような配慮を求める。

以上

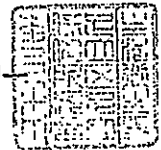


6 足足保生収第 2 4 4 8 号
令和 6 年 1 1 月 2 8 日

足立区教育委員会 様

足立区足立保健所長

稲垣 智



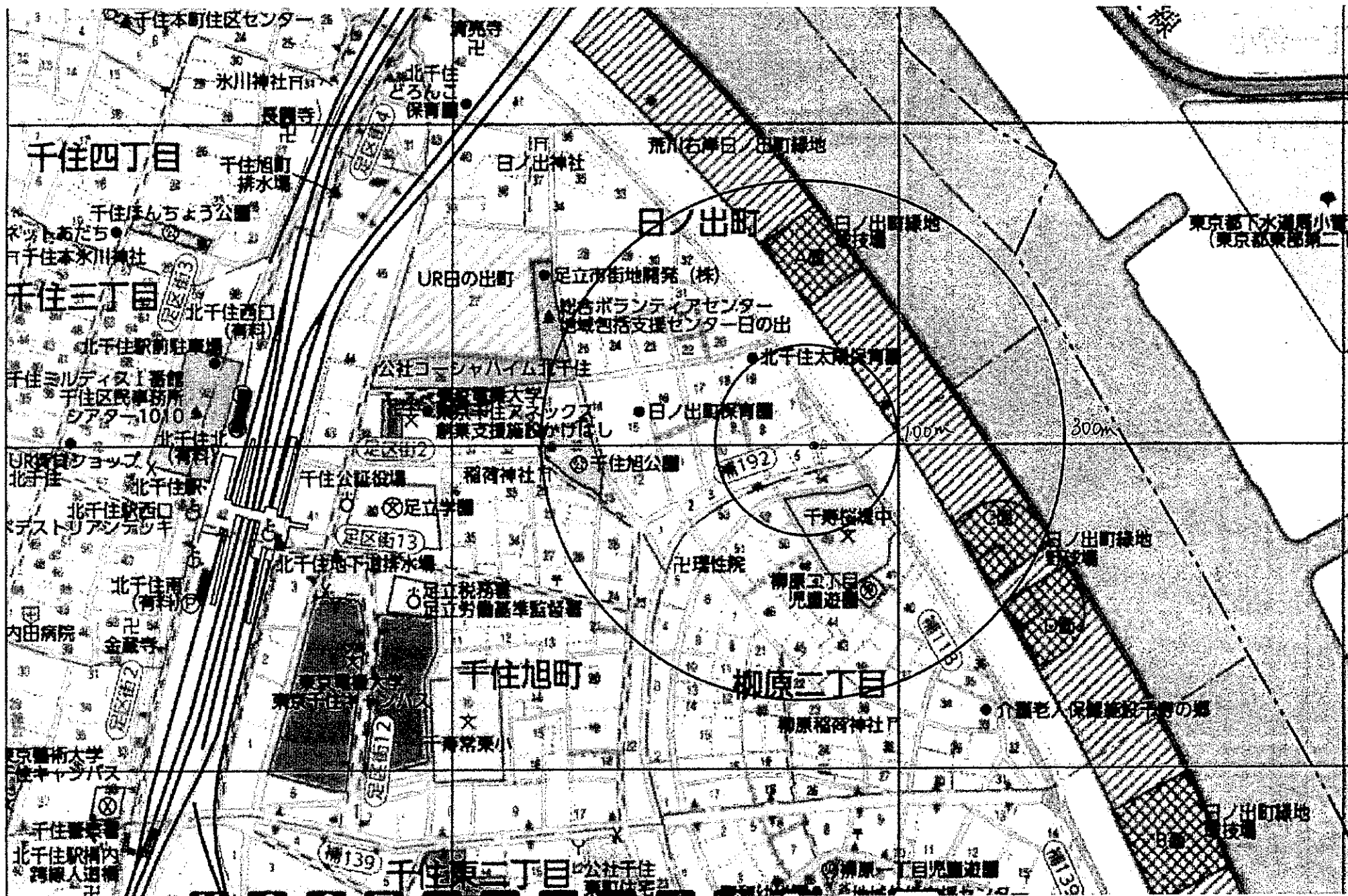
旅館業営業許可申請について（照会）

貴職の所管する、足立区立千住桜堤中学校（住所：足立区柳原二丁目 4 9 番 1 号）付近で下記のとおり旅館業営業許可申請がありました。つきましては、旅館業法第 3 条第 4 項の規定により、当該施設の許可について貴職のご意見を回答願います。

記

- 1 申請地 東京都足立区日ノ出町 6 番 3 号
- 2 申請者 
- 3 営業種別及び名称 簡易宿所営業 千寿宿 玄
- 4 新設・譲渡の別 新設
- 5 施設概要 別図のとおり（付近見取図、構造設備の概要、 立面図）
- 6 施設との距離 約 9 0 メートル
- 7 参 考
許可後すぐに営業開始予定





旅館業構造設備の概要 (1)

幼稚園、学校、児童福祉施設、社会教育に関する施設、その他の施設からの距離

千寿桜堤中学校

の敷地から営業施設の敷地まで 90 m

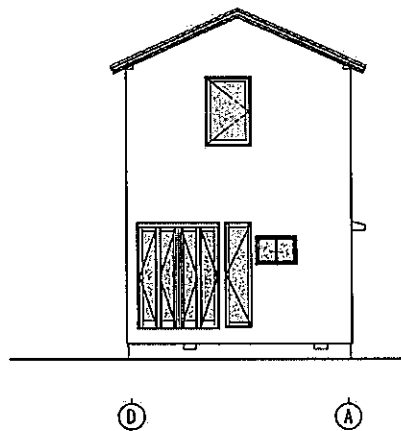
北千住太陽保育園

の敷地から営業施設の敷地まで 20 m

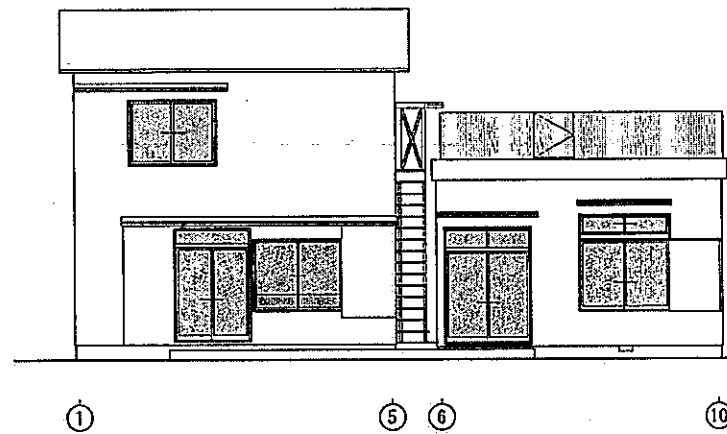
面 積		敷地面積	建築面積	延べ面積	旅館業該当面積
		73.24 m ²	50.02 m ²	75.83 m ²	42.55 m ² 49.08
建築物の構造等種類		RC造・S造・SRC造・ <u>木造モルタル</u> ・その他 () 地上 2 階、地下 階建て・使用部分 1、2 階			
出 入 口		玄関帳場(フロント) 3.30 m ²	ロビー 8.36 0 m ²	<u>下駄箱</u> (有) (玄関・室内)・なし	
客 室 31.8 m ² 2 室 7 名	階	※各客室の面積・有効面積・トイレの数・浴室の面積・洗面の数・定員数等の一覧表は別に添付すること			
	寝台等	1 階	2 階	階	階
	寝台(有・無)	10.10 m ²	21.70 m ²	m ²	m ²
	(個室・共用)	1 室 3 名	1 室 4 名	室 名	室 名
	寝台(有・無)	m ²	m ²	m ²	m ²
	(個室・共用)	室 名	室 名	室 名	室 名
	寝台(有・無)	m ²	m ²	m ²	m ²
	(個室・共用)	室 名	室 名	室 名	室 名
	寝台(有・無)	m ²	m ²	m ²	m ²
	(個室・共用)	室 名	室 名	室 名	室 名
	各階合計	室 名	室 名	室 名	室 名
便 所	階 数	1 階	2 階	階	階
	共 用	男 } 1 箇所 大 } 1 箇所 小 } 1 箇所	男 } / 箇所 大 } 1 箇所 小 } 1 箇所	男 } 1 箇所 大 } 1 箇所 小 } 1 箇所	男 } 1 箇所 大 } 1 箇所 小 } 1 箇所
		女 } 1 箇所	女 } / 箇所	女 } 1 箇所	女 } 1 箇所
		(個室専用)	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	だれでもトイレ 階 箇所				

旅館業構造設備の概要 (2)

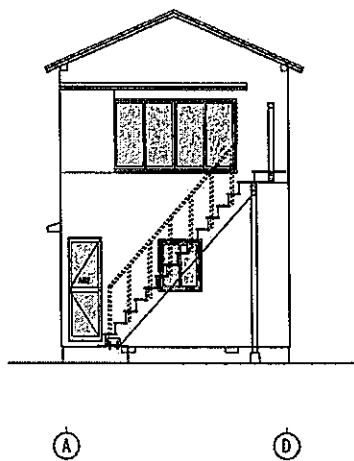
共用 洗面所	階数	2階	2階	階	階
	か所数	2か所	2か所	か所	か所
	混合水栓	2個	2個	個	個
	湯栓	個	個	個	個
	水栓	個	個	個	個
個室 洗面所	階数	1階	1階	階	階
	か所数	1か所	1か所	か所	か所
	混合水栓	1個	1個	個	個
	湯栓	個	個	個	個
	水栓	個	個	個	個
浴室	共用 (浴槽: 有・ ☒ 無)		個室専用 (浴槽: 有・ ☒ 無)		
	同時に複数人使用 (可・ ☒ 不可)	1階(男・女) 0.59 m ² 混合水栓 1個 湯栓 0個 水栓 0個 脱衣室面積 0.72 m ²		11階 1か所 脱衣所 (有・ ☒ 無) 2階 2か所 脱衣所 (有・ ☒ 無) 階 1か所 脱衣所 (有・ ☒ 無) 階 1か所 脱衣所 (有・ ☒ 無) ※面積は別紙のとおり	
		2階(男・女) 1.18 m ² 混合水栓 2個 湯栓 0個 水栓 0個 脱衣室面積 1.26 m ²			
その他の室	調理場 5.54 m ²	食堂 8.36 m ²	事務室 0 m ²	従業員室 5.24 m ²	
暖房の種類	☒ エアコン・その他 ()				
ガス設備	ガス設備がある客室 0室		客室専用の元栓がある客室 0室		
寝具格納設備	2か所 (1階、2階、階)				
営業所	名称: 4寿宿 所在地: 足立区月島1-16-3 電話: 03-6013-7971				
玄関帳場の代替設備	別紙のとおり				
照明設備系統	別紙図面のとおり				
給排水設備系統	別紙図面のとおり				
機械換気設備系統	別紙図面のとおり				
調理・飲料用の使用水	上水 (☒ 直結・専用水道・簡易専用水道・小規模給水施設) 貯水槽有効容量 m ²				
調理・飲用以外の井戸の使用	有 (用途:)・ ☒ 無 井水用貯水槽 有・ ☒ 無 貯水槽有効容量 m ² 消毒薬使用 有・ ☒ 無 自動滅菌機 有・ ☒ 無				
その他の設備	貯湯槽 有 (設定温度 °C)・ ☒ 無 循環式風呂 有・ ☒ 無 循環式浴槽の表示 有・ ☒ 無 浴槽循環系統数 () 系統 気泡発生装置 有 (1か所)・ ☒ 無 露天風呂 有・ ☒ 無 ※循環式風呂がある場合は、系統図を添付				
建築基準法関係	☒ 建築基準法関係規定に適合しています。				



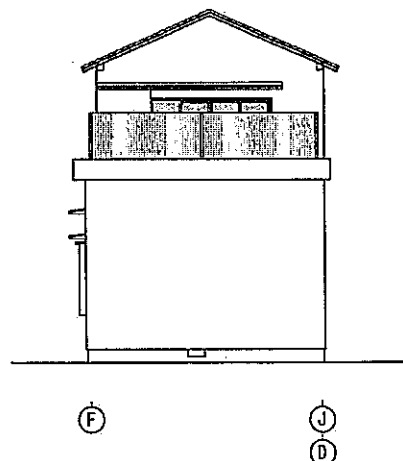
北立面図



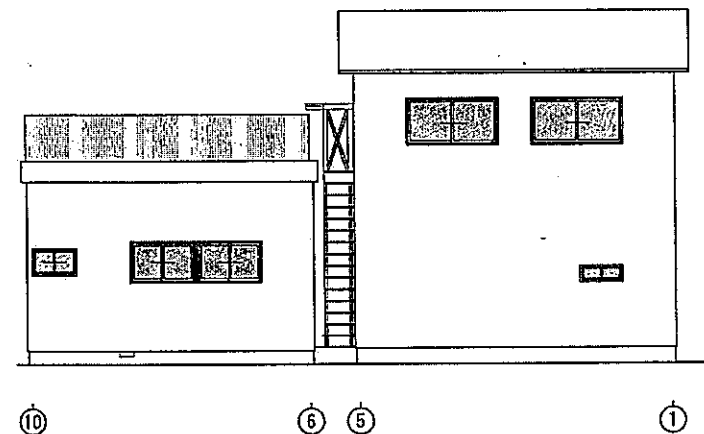
西立面図



南立面図



南立面図



東立面図



教 育 委 員 会 報 告

令和7年1月14日

件 名	ＳＳＲ（不登校未然防止の為のスモール・ステップ・ルーム）空間創造委託に係る簡易公募型プロポーザル方式による事業者の特定結果について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	ＳＳＲ（不登校未然防止の為のスモール・ステップ・ルーム）空間創造委託に係る簡易公募型プロポーザル方式による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので、報告する。 1 業務名 ＳＳＲ（不登校未然防止の為のスモール・ステップ・ルーム）空間創造委託 2 業務目的、内容 （１）学級に入りづらいと感じる生徒が安心し、落ち着いて過ごすことが出来る空間の創造 （２）設置6校の現地確認、要望聴取のうえの空間創造 （第五、第十二、鹿浜菜の花、新田、西新井、東島根の各中学校） 3 参加事業者数 2事業者 4 特定した相手方 （１）事業者名 イケア・ジャパン株式会社 （２）所在地 千葉県船橋市浜町二丁目3番30号5階 5 特定事業者の提案価格 4,804,956円（税込） 6 履行期間 契約確定日から令和7年5月7日まで 7 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント （１）「心が安らぐ場所」をコンセプトに、部屋を「共同作業、個別学習、リラックス」の3つにエリア分けし、空間創造デザインを提案した。 （２）現地を確認のうえ、ＳＳＲに転用する部屋の形状や学校要望に対し、より適うデザインが提案された。 （３）耐震補強など安全確保策を施して提案価格へ計上し、ヒアリング時に具体的な内容を示したのは特定した相手方のみであった。

8 特定までの経緯

(1) 公募期間

令和6年11月8日から同年12月5日まで

(2) 選定会議

ア 選定会議開催状況

	開催日	内容	審査事業者数
第1回	令和6年 11月7日	選定方法や評価項目等の 確認	—
第2回	令和6年 12月10日	事業者の特定:プレゼンテ ーション、ヒアリング	2事業者

イ 委員構成

岩松 朋子	教育指導部長
小室 晃	足立福祉事務所長
宮本 猛司	第一中学校長（SSR既設校）

ウ 審査項目及び審査結果 次ページのとおり

9 今後の方針

令和7年5月中旬のSSR開設に向け、学校及び事業者と連携し、提案に沿った空間創造を進める。

SSR（不登校未然防止の為のスマール・ステップ・ルーム）空間創造
委託に係る簡易公募型プロポーザル選定会議 審査項目及び審査結果

評価項目	評価の視点	指 標	評価配分	評価点数	
				第一順位事業者	第二順位事業者
業務遂行能力	従事する人員の質や体制などは妥当か。	業務の実施体制	30	26	19
提案内容的確性	生徒が落ち着き、安心できる空間であるか。	部屋全体の雰囲気	105	103	83
	各部屋の形状、その他の諸条件に適うものであるか。家具配置等に係る安全に配慮されているか。	創意工夫があり内容は妥当か	60	60	45
	レイアウト校正の過程、調度品搬入手順は妥当か。	実施フロー又は工程表の妥当性	30	24	23
コスト	コストは妥当か。	提案見積価格	30	28	28
法令遵守	個人情報保護、ほか契約履行に関する対策を講じているか。	各種内規の内容は妥当か	15	15	13
説得力	説明に説得力があるか。	ヒアリング内容（プレゼンテーション等）	30	26	22
	論理的か。	プレゼン等における説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等について			
協調性	冷静に議論できるか。				
資料調製力	打合せ資料・報告書が分かり易いか、誤字・脱字は少ないか。				
合計			300	282	233

評価項目			加点	
分類	説明	評価基準(得点)		
区外業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内である	委員一人あたり3点を加点	0	9
総計			282 (特定)	242 (非特定)
得点率			94%	81%

教 育 委 員 会 報 告

令和7年1月14日

件名	第7回足立区「図書館を使った調べる学習コンクール」について																										
所管部課名	教育指導部教育指導課																										
内 容	第7回足立区「図書館を使った調べる学習コンクール」の応募状況及び審査結果について、以下のとおり概要を報告する。																										
	1 応募状況及び審査結果																										
	(1) 応募校数 ※ () は昨年度																										
	<table><tr><th>小学校</th><th>中学校</th><th>合計</th></tr><tr><td>66 (67)</td><td>32 (29)</td><td>98 (96)</td></tr></table>	小学校	中学校	合計	66 (67)	32 (29)	98 (96)																				
	小学校	中学校	合計																								
	66 (67)	32 (29)	98 (96)																								
	(2) 応募数及び全国審査への出品数について ※ () は昨年度																										
	<table><tr><th rowspan="3">作品数</th><th colspan="5">応募総数</th></tr><tr><th colspan="3">小学校</th><th rowspan="2">中学校</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>低学年</th><th>中学年</th><th>高学年</th></tr><tr><td>応募総数</td><td>1,376 (1,216)</td><td>3,333 (3,065)</td><td>4,721 (4,638)</td><td>2,838 (2,691)</td><td>12,268 (11,610)</td></tr><tr><td>足立区入選 ※全国審査に出品</td><td>21 (20)</td><td>50 (45)</td><td>71 (70)</td><td>42 (40)</td><td>184 (175)</td></tr></table>	作品数	応募総数					小学校			中学校	合計	低学年	中学年	高学年	応募総数	1,376 (1,216)	3,333 (3,065)	4,721 (4,638)	2,838 (2,691)	12,268 (11,610)	足立区入選 ※全国審査に出品	21 (20)	50 (45)	71 (70)	42 (40)	184 (175)
	作品数		応募総数																								
			小学校			中学校	合計																				
低学年		中学年	高学年																								
応募総数	1,376 (1,216)	3,333 (3,065)	4,721 (4,638)	2,838 (2,691)	12,268 (11,610)																						
足立区入選 ※全国審査に出品	21 (20)	50 (45)	71 (70)	42 (40)	184 (175)																						
※全国審査出品数は、応募総数の1.5%																											
(3) 足立区特別賞について																											
全国審査に出品する184点から、小学校（低、中、高学年）3部門、中学校1部門の計4部門において審査員10名が1作品ずつ足立区特別賞40作品を選出した。受賞者数は以下のとおり。																											
<table><tr><th>賞の種類</th><th>受賞者数</th></tr><tr><td>区長賞</td><td>4</td></tr><tr><td>教育長賞</td><td>4</td></tr><tr><td>教育委員賞（4名）</td><td>16</td></tr><tr><td>学校図書館部担当校長賞（2名）</td><td>8</td></tr><tr><td>図書館長賞</td><td>4</td></tr><tr><td>教育指導課長賞</td><td>4</td></tr><tr><td>合計</td><td>40</td></tr></table>	賞の種類	受賞者数	区長賞	4	教育長賞	4	教育委員賞（4名）	16	学校図書館部担当校長賞（2名）	8	図書館長賞	4	教育指導課長賞	4	合計	40											
賞の種類	受賞者数																										
区長賞	4																										
教育長賞	4																										
教育委員賞（4名）	16																										
学校図書館部担当校長賞（2名）	8																										
図書館長賞	4																										
教育指導課長賞	4																										
合計	40																										
2 コンクールの成果																											
(1) 図書館の利活用や調べる学習コンクールにおける今年度の傾向																											

ア 夏季期間中（7月1日から8月31日まで）において、足立区立図書館におけるレファレンス（調べもの相談）サービスが昨年度に比べて増加した。

足立区立図書館における小中学生のレファレンスサービスの利用者数と貸し出し冊数

	令和5年度	令和6年度
利用者数	306人	389人
貸し出し冊数	938冊	1,246冊

3 今後の方針

- （1）全国審査における入選・入賞の結果については令和7年1月16日（木）に図書館振興財団ホームページにて公表される予定である。結果について、後日改めて報告する。
- （2）優良作品は足立区ホームページ上で2月末頃に公開する。
- （3）コンクール開催の通知を早めたことで、児童・生徒が授業においてテーマ決めや調べ学習に時間をかけて取り組むことができた。来年度も5月末に全小中学校に開催通知を発出する。
- （4）来年度以降も、引き続き教育政策課と連携し、学校図書館の利活用についての事業の推進を図り、児童・生徒の図書館を使って調べる力の育成を図る。

教 育 委 員 会 報 告

令和 7 年 1 月 1 4 日

件 名	令和 6 年度スモール・ステップ・ルーム（ＳＳＲ）設置中学校における 第 2 回生徒アンケート及び教員アンケートについて
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	令和 6 年 4 月から区内 4 校の中学校で運用が始まった Ｓ Ｓ Ｒ の効果及び課題を改めて把握し、次年度以降に向けた方針を検討することを目的に実施した第 2 回生徒アンケート及び教員アンケートの結果を報告する。 1 アンケートの概要 今回のアンケートは、Ｓ Ｓ Ｒ を運用開始時の令和 6 年 4 月から令和 6 年 1 2 月末に至るまで利用している生徒（以下「継続利用生徒」という）と、夏季休業日明けの令和 6 年 9 月以降、新たに利用を開始した生徒（以下「新規利用生徒」という）に内容を分け、合計 5 0 名の生徒及び教員に対して実施した。 ア 「継続利用生徒」に対するアンケート 3 3 名中 3 1 名回収（未回収の 2 名は現在不登校） イ 「新規利用生徒」に対するアンケート 1 7 名回収 ウ 「継続利用生徒」に関する教員アンケート エ 「新規利用生徒」に関する教員アンケート 2 生徒アンケート結果全体から見える Ｓ Ｓ Ｒ の効果と課題 (1) 効果 ア 「新規利用生徒」1 7 名のうち、5 3 % の 9 名の生徒がこれまで不登校であったが、Ｓ Ｓ Ｒ があることで登校に結びついた。 イ 本事業は「不登校未然防止策」であるが、既に不登校になってしまっていた生徒を登校につなげ、居場所づくりや絆づくりとしての役割を担う効果もあることが確認できた。 (2) 課題 ア 「継続利用生徒」3 3 名のうち、2 名が不登校になっている。人間関係に疲れてしまったことや、集団での生活になじめずに登校できなくなってしまったことが原因である。今後は、これまで Ｓ Ｓ Ｒ に来れていた生徒が不登校状態になってしまった時、学校としてどのような指導・支援ができるかを改めて検討していく必要がある。

3 「継続利用生徒」に対するアンケートについて

(1) 「継続利用生徒」の内訳

		第一	蒲原	加賀	六月	計
学年 内訳	1年	4名	1名	1名	1名	7名
	2年	2名	3名	3名	1名	9名
	3年	5名	5名	2名	5名	17名
計		11名	9名	6名	7名	33名

(2) 「継続利用生徒」の状況

生徒の状況	人数	学校内訳	
SSRを不登校未然防止として利用している生徒	21名 (64%)	第一	7名
		蒲原	5名
		加賀	3名
		六月	6名
不登校であった（不登校傾向を含む）が、SSRが開設されたことで登校するようになった生徒	12名 (36%)	第一	4名
		蒲原	4名
		加賀	3名
		六月	1名

※ 不登校及び不登校傾向の生徒の内訳として、1年生は1名、2年生は6名、3年生は5名

(3) 「継続利用生徒」への質問内容

- ア 現在、SSRをどのくらいのペースで利用しているか
- イ 現在のSSRの居心地はどうか及びその理由
- ウ 今後もSSRを利用したいと思うか
- エ 現在もSSRがあることで以前と比較して学校に登校しやすくなったか
- オ SSRに対する要望や希望

(4) 「継続利用生徒」に対するアンケート結果（回答数31）

- ア アンケート結果抜粋
 - (ア) 全体の約6割の生徒が毎日利用している。
 - (イ) SSRを「週3日から週4日」利用している生徒数が増え、安定して登校できる生徒が増加した。
- イ アンケート結果の詳細を【資料1 82ページ】に掲載する。
- ウ SSRに対する要望や希望
 - (ア) SSRを利用する人が多いため、座席数を増やしてほしい
 - (イ) SSR利用者が多いため、部屋数を増やしてほしい
 - (ウ) 名札があるといいと思う

- (エ) ベッドがあるといい
- (オ) ボードゲームやオセロを増やしてほしい（２名）
- (カ) 勉強に専念したい人や静かに過ごしたい人と遊ぶ人で部屋を分けてほしい
- (キ) エアコンを使用する際に部屋に十分に冷房や暖房が行き届かない

4 「新規利用生徒」に対するアンケートについて

(1) 「新規利用生徒」の内訳

		第一	蒲原	加賀	六月	計
学年 内訳	1 年	0 名	0 名	1 名	1 名	2 名
	2 年	3 名	4 名	0 名	1 名	8 名
	3 年	0 名	3 名	1 名	3 名	7 名
計		3 名	7 名	2 名	5 名	17 名

(2) 「新規利用生徒」の状況

生徒の状況	人数	学校内訳	
SSRを不登校未然防止として利用している生徒	8 名 (47%)	第一	2 名
		蒲原	2 名
		加賀	2 名
		六月	2 名
不登校であった（不登校傾向を含む）が、SSRが開設されたことで登校するようになった生徒	9 名 (53%)	第一	1 名
		蒲原	5 名
		加賀	0 名
		六月	3 名

※ 不登校及び不登校傾向の生徒の内訳として、1 年生は 1 名、2 年生は 5 名、3 年生は 3 名

(3) 「新規利用生徒」への質問内容

- ア SSRをいつから利用しているか
- イ SSRをどのくらいのペースで利用しているか
- ウ SSRを利用しようとした理由やきっかけ
- エ SSRの居心地はどうか及びその理由
- オ 今後もSSRを利用したいと思うか
- カ SSRがあることで以前と比較して学校に登校しやすくなったか
- キ SSRに対する要望や希望

(4) 「新規利用生徒」におけるアンケート結果（回答数 17）

ア アンケート結果抜粋

(ア) 新規利用生徒 17 名のうち、53%の 9 名の生徒がこれまで不

	登校であったが、ＳＳＲがあることで登校に結びついた。 (イ) ＳＳＲを利用する理由として、「登校の不安」「友達との関係不安」「学習への不安」を回答した生徒が約８割である。 イ アンケート結果の詳細を【資料１ ８２ページ】に掲載する。 ウ ＳＳＲに対する要望や希望 (ア) 個室があるといい (イ) スタディサプリを利用したい ５ 検討事項 「継続利用生徒」及び「新規利用生徒」からの意見について、以下に対応方針を示す。 (１) 「継続利用生徒」からの意見について、以下のとおり対応する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課題</th><th>対応策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア ＳＳＲを利用する人が多いため、座席数を増やしてほしい</td><td>利用者数と予算との兼ね合いを見ながら検討する。</td></tr> <tr> <td>イ ＳＳＲ利用者が多いため、部屋数を増やしてほしい</td><td>部屋数を増やすことはしないが、パーティションなどによりエリアを分けるなどの対応を検討する。</td></tr> <tr> <td>ウ 勉強に専念したい人や静かに過ごしたい人と遊ぶ人で部屋を分けてほしい</td><td>「教室のきまり」等の作成において、ＳＳＲを利用する生徒たちの自発的な意見や考えを聞き取ったり、協議し合ったりする場を設けるなど、ＳＳＲを利用する全ての生徒が気持ちよく生活できるようにするための環境作りを依頼する。</td></tr> <tr> <td>エ 名札があるといいと思う</td><td>ＳＳＲ設置校に連絡し、各校の実態に応じて名札を作成するよう依頼する</td></tr> <tr> <td>オ ベッドがあるといい</td><td>生徒にとって単なる「遊び場」とならないよう各校の実態に応じて慎重に対応する。</td></tr> <tr> <td>カ ボードゲームやオセロを増やしてほしい</td><td></td></tr> <tr> <td>キ エアコンを使用する際に部屋に十分に冷房や暖房が行き届かない</td><td>該当校に状況確認を依頼するとともに、必要に応じて学校施設課に情報提供し、空調設備の点検を依頼する。</td></tr> </tbody> </table>	課題	対応策	ア ＳＳＲを利用する人が多いため、座席数を増やしてほしい	利用者数と予算との兼ね合いを見ながら検討する。	イ ＳＳＲ利用者が多いため、部屋数を増やしてほしい	部屋数を増やすことはしないが、パーティションなどによりエリアを分けるなどの対応を検討する。	ウ 勉強に専念したい人や静かに過ごしたい人と遊ぶ人で部屋を分けてほしい	「教室のきまり」等の作成において、ＳＳＲを利用する生徒たちの自発的な意見や考えを聞き取ったり、協議し合ったりする場を設けるなど、ＳＳＲを利用する全ての生徒が気持ちよく生活できるようにするための環境作りを依頼する。	エ 名札があるといいと思う	ＳＳＲ設置校に連絡し、各校の実態に応じて名札を作成するよう依頼する	オ ベッドがあるといい	生徒にとって単なる「遊び場」とならないよう各校の実態に応じて慎重に対応する。	カ ボードゲームやオセロを増やしてほしい		キ エアコンを使用する際に部屋に十分に冷房や暖房が行き届かない	該当校に状況確認を依頼するとともに、必要に応じて学校施設課に情報提供し、空調設備の点検を依頼する。
課題	対応策																
ア ＳＳＲを利用する人が多いため、座席数を増やしてほしい	利用者数と予算との兼ね合いを見ながら検討する。																
イ ＳＳＲ利用者が多いため、部屋数を増やしてほしい	部屋数を増やすことはしないが、パーティションなどによりエリアを分けるなどの対応を検討する。																
ウ 勉強に専念したい人や静かに過ごしたい人と遊ぶ人で部屋を分けてほしい	「教室のきまり」等の作成において、ＳＳＲを利用する生徒たちの自発的な意見や考えを聞き取ったり、協議し合ったりする場を設けるなど、ＳＳＲを利用する全ての生徒が気持ちよく生活できるようにするための環境作りを依頼する。																
エ 名札があるといいと思う	ＳＳＲ設置校に連絡し、各校の実態に応じて名札を作成するよう依頼する																
オ ベッドがあるといい	生徒にとって単なる「遊び場」とならないよう各校の実態に応じて慎重に対応する。																
カ ボードゲームやオセロを増やしてほしい																	
キ エアコンを使用する際に部屋に十分に冷房や暖房が行き届かない	該当校に状況確認を依頼するとともに、必要に応じて学校施設課に情報提供し、空調設備の点検を依頼する。																

(2) 「新規利用生徒」からの意見について、以下のとおり対応する。

課題	対応策
ア 個室があるといい	ＳＳＲは個別スペース、共同作業スペース、リラックススペースの３つのスペースを意図的に配置している。そのため、壁等で仕切られた個室は設置しない。一方で、「教室のきまり」等の作成において、ＳＳＲを利用する生徒たちの自発的な意見や考えを聞き取ったり、協議し合ったりする場を設けるなど、ＳＳＲを利用する全ての生徒が気持ちよく生活できるようにするための環境作りを依頼する。
イ スタディサプリを利用したい	生徒一人一人に貸与されているタブレットに内蔵されているＡＩドリルの有効活用を依頼する。

6 教員アンケートについて

ＳＳＲ指導員を中心に、「継続利用生徒」及び「新規利用生徒」を合わせた計５０名の現状についてアンケートを実施した。

7 教員アンケート結果から見えるＳＳＲの効果と課題

(1) 効果

ア 「継続利用生徒」の９割以上が現在でも定期的にＳＳＲを利用しており、ＳＳＲが生徒にとって居場所としての機能を果たしていることが確認できている。

(2) 課題

ア 本事業の運用開始から９か月が経過し、「継続利用生徒」の「登校状況」について遅刻・欠席等が増加してきている。元々集団での生活が苦手な生徒がＳＳＲを利用していることもあり、生徒の緊張感が徐々に緩み始めていることが伺える。

イ ３年生でＳＳＲを利用している生徒が、進学先が決定したことで、学習意欲を失ったり、何となくＳＳＲで生活していたりする様子が伺える。ＳＳＲでは生徒の考えを尊重し、教師はサポートを行うが、学習について積極的に声掛けを行いながら、学ぶ意味や意義についても指導・支援していく必要がある。

8 「継続利用生徒」及び「新規利用生徒」に関する教員アンケートについて

(1) 質問内容（「継続利用生徒」「新規利用生徒」共通）

- ア WEBQU（学校満足度等）の変化
- イ 登校状況の変化
- ウ 友人関係の変化
- エ リモート授業の活用
- オ 課題・宿題等の取組状況
- カ その他の変容

(2) 「継続利用生徒」に関する教員アンケート結果

- ア アンケート結果抜粋
 - (ア) 登校状況の変化から、「少し悪化した」生徒の理由として、登校する時間が徐々に遅くなってきている。
 - (イ) 課題・宿題等の取組状況で、「少し悪化した」生徒の理由として、課題に取り組む時間が減少した。
- イ アンケート結果の詳細を【資料2 83ページ】に掲載する。

(3) 「新規利用生徒」に関する教員アンケート結果

- ア アンケート結果抜粋
 - (ア) WEBQU（学校満足度等）の変化から、「悪化した」生徒の理由として、当該生徒はSSRに登校できているが、学校が保護者となかなか連絡が取れず、何事も生徒に任せきりになっている。
 - (イ) 課題・宿題等の取組状況で、「少し悪化した」生徒の理由として、SSRに通い始めた頃は課題に取り組んでいたが、仲間ができ、学習に対する意欲が少しずつ薄れてきた。
- イ アンケート結果の詳細を【資料3 84ページ】に掲載する。

9 教員からみた学校全体としてSSRの変容について

- ア 「新規利用生徒」の3名の生徒が「SSRがあることで少しずつ登校できるようになり、出席日数が増加した」と回答し、2名の生徒が「SSRがなかったら人間関係や学業不振等が理由で不登校になっていた」と発言している。（第一中学校）
- イ SSR開設当初は、自分で決めた課題や学習に一人で取り組んでいた生徒が多かったが、利用する人数が増加するにつれて学習を行う時間が減った。しかしその反面、学年を超えた生徒間で会話やカードゲーム、運動を一緒に行う場面が多くみられるようになり、コミュニケーションを図る機会が増加した。（蒲原中学校）
- ウ SSRに掲示されている週時程表を見ながら次週に参加する授業を自分で選択し、実際にその授業に参加できる生徒が現れるようにな

	った。（加賀中学校） エ S S Rを利用している3年生のうち、通信制の高等学校に進学が決定した生徒は、安堵感から生活リズムが緩みがちになっている。（六月中学校） オ S S Rを一度に10人以上の生徒が利用する日があった。生徒は互いに譲り合って自分自身の居場所を作ることができる風土が形成されつつある。（六月中学校） 10 今後の方針 （1）令和7年1月下旬に実施予定の第5回S S R連絡会において、今回のアンケート結果を提示し、学校の実態に応じて適切な指導・支援を実施するよう依頼する。 （2）本アンケート結果について校長会や生活指導担当者連絡会等で改めて周知する。 （3）令和7年度に新たにS S Rを設置する学校に対して、今回のアンケート結果を共有するとともに、必要に応じて、S S Rについての理解を深める研修会を実施する。 （4）令和8年度に新たにS S Rを開設する学校に対しても、今回のアンケートを用いて教職員がS S Rについて理解を深めることのできる研修会を実施する。
--	--

令和 6 年度スモール・ステップ・ルーム（SSR）設置中学校における「継続利用生徒」「新規利用生徒」アンケートの結果について

※ 本資料の％において、端数処理の都合上、合計値が 100 にならないことがある

「継続利用生徒」に対するアンケート結果

1 現在、SSRをどのくらいのペースで利用しているか

	第 1 回			第 2 回	
	人数	%		人数	%
毎日	20 名	61 %	➡	18 名	58 %
週 3 日～週 4 日	3 名	9 %		9 名	29 % (+20)
週 2 日～週 3 日	1 名	3 %		0 名	0 %
週 1 日～週 2 日	7 名	21 %		4 名	13 %
月に何日か	2 名	6 %		0 名	0 %

※ 第 1 回時の回収は 33 名、第 2 回時の回収は 31 名（未回収の生徒 2 名は現在不登校）。

ア 前回同様、約 6 割の生徒が「毎日」利用している。

イ 「週 3 日～週 4 日」の生徒数が増え、安定して登校できる生徒が増加した。

2 現在のSSRの居心地はどうか

	第 1 回			第 2 回	
	人数	%		人数	%
とても良い	15 名	46 %	➡	13 名	42 %
良い	15 名	46 %		15 名	48 %
あまり良くない	3 名	9 %		2 名	7 % (-2)
良くない	0 名	0 %		1 名	3 % (+3)

ア 2 の質問で「あまり良くない」「良くない」、3 及び 4 の質問で「あまり思わない」「思わない」と回答した生徒の理由として「**クラスとさほど変わらない**」「**うるさい**」という教室環境における不満の声が見られた。

イ 3 の質問で「思わない」と回答した生徒から「**教室に戻りたい**」という意見が見られた。

3 今後もSSRを利用したいと思うか

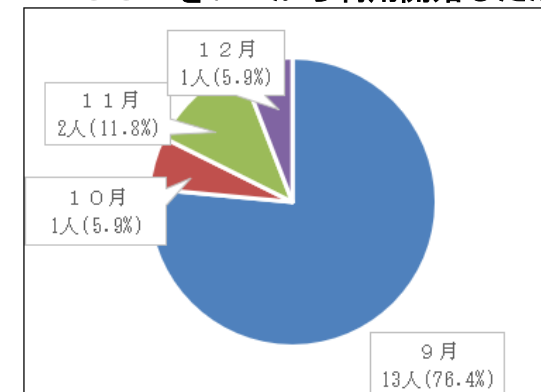
	第 1 回			第 2 回	
	人数	%		人数	%
とてもそう思う	16 名	48 %	➡	14 名	45 %
そう思う	16 名	48 %		13 名	42 %
あまり思わない	1 名	3 %		3 名	10 % (+7)
思わない	0 名	0 %		1 名	3 % (+3)

4 現在、SSRがあることで以前と比較して学校に登校しやすくなったか

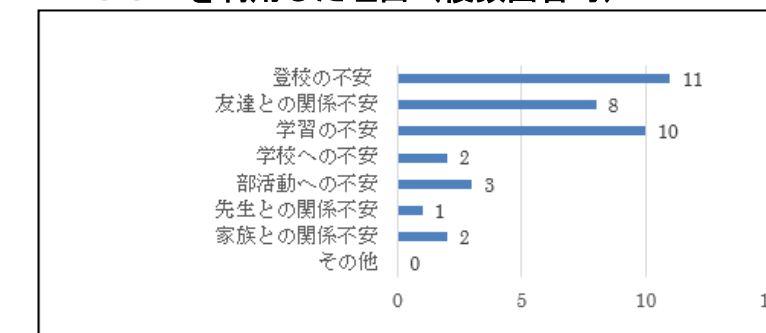
	第 1 回			第 2 回	
	人数	%		人数	%
とてもそう思う	16 名	48 %	➡	18 名	58 %
そう思う	16 名	48 %		9 名	29 %
あまり思わない	1 名	3 %		4 名	13 % (+10)
思わない	0 名	0 %		0 名	0 %

「新規利用生徒」に対するアンケート結果

1 SSRをいつから利用開始したか



2 SSRを利用した理由（複数回答可）



※ 延べ回答数 37 のうち、「登校の不安」「友達との関係不安」「学習への不安」が約 8 割である

3 SSRをどのくらいのペースで利用しているか

	人数	%
毎日	10 名	59 %
週 3 ～週 4	3 名	18 %
週 2 ～週 3	0 名	0 %
週 1 ～週 2	3 名	18 %
月に何日か	1 名	6 %

4 SSRの居心地はどうか

	人数	%
とても良い	7 名	41 %
良い	10 名	59 %
あまり良くない	0 名	0 %
良くない	0 名	0 %

5 今後もSSRを利用したいと思うか

	人数	%
とてもそう思う	10 名	59 %
そう思う	6 名	35 %
あまり思わない	1 名	6 %
思わない	0 名	0 %

6 SSRがあることで以前と比較して学校に登校しやすくなったか

	人数	%
とてもそう思う	10 名	59 %
そう思う	6 名	35 %
あまり思わない	0 名	0 %
思わない	1 名	6 %

生徒アンケートから見える成果と課題

ア 「新規利用生徒」17 名のうち、53 %の 9 名の生徒がこれまで不登校であったが、これらの生徒は SSR があることで登校に結びついた。本事業は「不登校未然防止策」であるが、既に不登校になってしまっていた生徒を登校につなげ、居場所づくりや絆づくりとしての役割を担う効果があることも確認できた。

イ 「継続利用生徒」33 名のうち、2 名が不登校になっている。人間関係に疲れてしまったことや、「新規利用生徒」を含む集団での生活になじめずに登校できなくなってしまうことが原因である。今後は、これまで SSR に来れていた生徒が不登校状態になってしまった時、学校としてどのような指導・支援ができるかを改めて検討していく必要がある。

令和6年度スモール・ステップ・ルーム（SSR）設置中学校における教員アンケートの結果について

「継続利用生徒」に関する教員アンケート結果

1 WEBQU（学校満足度等）の変化

質問項目	第1回			第2回	
	人数	%		人数	%
改善した	0名	0%	➡	0名	0%
少し改善した	4名	12%		3名	9%
現状維持	27名	82%		28名	85%
少し悪化した	1名	3%		0名	0%
悪化した	1名	3%		2名	6%

※ 「悪化した」生徒の理由（2名）

SSRを利用してはなお、コミュニケーションに課題のある生徒である。どちらか一方の生徒が欠席してしまうと、SSRの中で会話をできる生徒がおらず、一人で静かに過ごしている（第一中学校2名）。

2 登校状況の変化

質問項目	第1回			第2回	
	人数	%		人数	%
改善した	2名	6%	➡	0名	0%
少し改善した	10名	30%		5名	15%
現状維持	20名	61%		17名	52%
少し悪化した	1名	3%		9名	27%
悪化した	0名	0%		2名	6%

※ 「少し悪化した」生徒の理由（9名）

ア 登校する時間が徐々に遅くなってきている。（7名）
 イ 前回のアンケート時と比較して、欠席する日が増加した。
 ウ 朝から登校できる日があったり、給食の直前に登校することがあったりと、登校の時間帯が安定しなくなってきた。

※ 「悪化した」生徒の理由（2名）

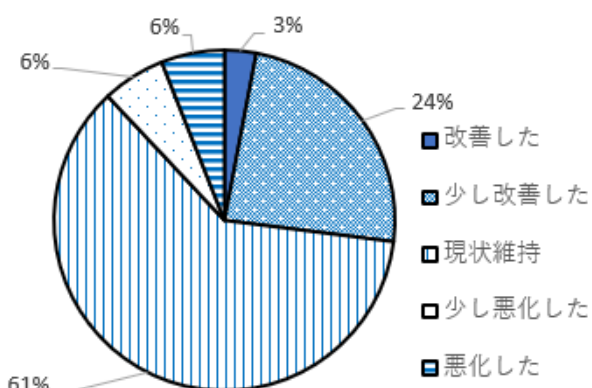
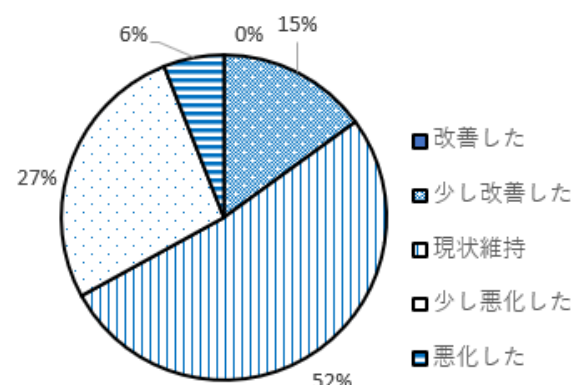
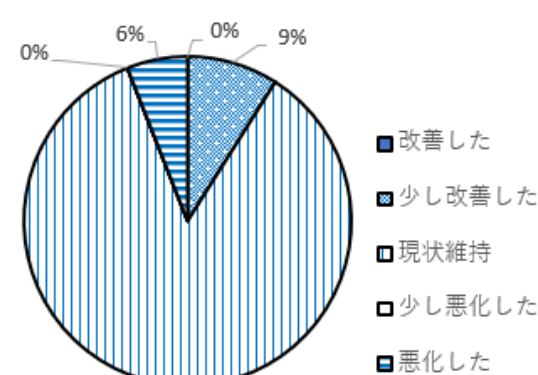
ア 10月から不登校となってしまった。登校が出来なくなってしまった理由について、本人から聞き取りができていない。
 イ 11月から不登校となってしまった。登校が出来なくなってしまった理由について、本人から聞き取りができていない。

3 友人関係の変化

質問項目	第1回			第2回	
	人数	%		人数	%
改善した	0名	0%	➡	1名	3%
少し改善した	11名	33%		8名	24%
現状維持	20名	61%		20名	61%
少し悪化した	2名	6%		2名	6%
悪化した	0名	0%		2名	6%

※ 「少し悪化した」生徒の理由（2名）

ア SSRを利用している他の生徒に対して批判的、否定的な内容の会話をすることがある。また、下級生に対してきつい言葉掛けを行ってしまうことがある。



イ これまで給食を学級に取りに行き、その後、SSRで喫食をしていたが、教室に給食を取りに行くことを渋るようになった。登校自体が不安定になりつつある。

※ 「悪化した」生徒の理由（2名）

ア 10月から登校できなくなってしまった生徒。
 イ 11月から登校できなくなってしまった生徒。

4 リモート授業の活用

質問項目	第1回			第2回	
	人数	%		人数	%
改善した	1名	3%	➡	1名	3%
少し改善した	2名	6%		0名	0%
現状維持	28名	85%		31名	94%
少し悪化した	2名	6%		1名	3%
悪化した	0名	0%		0名	0%

※ 「少し悪化した」生徒の理由（1名）

ア これまでリモート授業を受けていたが、進路先が決定したことで、リモート授業を受けなくなってしまった。

5 課題・宿題等の取組状況

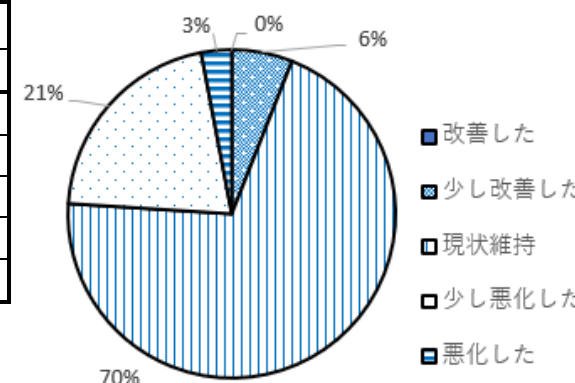
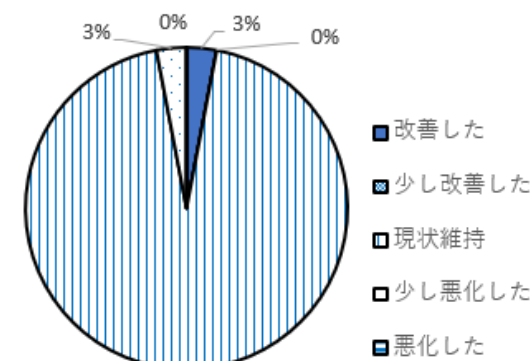
質問項目	第1回			第2回	
	人数	%		人数	%
改善した	0名	0%	➡	0名	0%
少し改善した	1名	3%		2名	6%
現状維持	29名	88%		23名	70%
少し悪化した	3名	9%		7名	21%
悪化した	0名	0%		1名	3%

※ 「少し悪化した」生徒の理由（7名）

ア 課題に取り組む時間が減少した。（6名）
 イ 定期考査は別室で受けたが、SSRで課題に取り組む姿勢や意欲が見られなくなった。
 ※ 「悪化した」生徒の理由（1名）
 ア 10月から不登校になってしまった生徒。これまでは課題に取り組んでいたが、現在は課題に取り組めていない。

6 その他の変容

ア 運動会、職場体験に参加することが出来たが、合唱コンクールには参加できなかった。（第一中学校）
 イ 毎日SSRで給食を食べていたが、教室で喫食できる回数が増加するとともにSSRに来室する回数が減った。（第一中学校）
 ウ 運動会は見学での参加であったが、合唱コンクールには参加できた。（第一中学校）
 エ 週に1度、スクールカウンセラーと面談を実施するようになった。（蒲原中学校）
 オ 週に2回、定期的にチャレンジ学級に通うようになった。（蒲原中学校）
 カ 教室で授業に参加できるようになった。（加賀中学校）



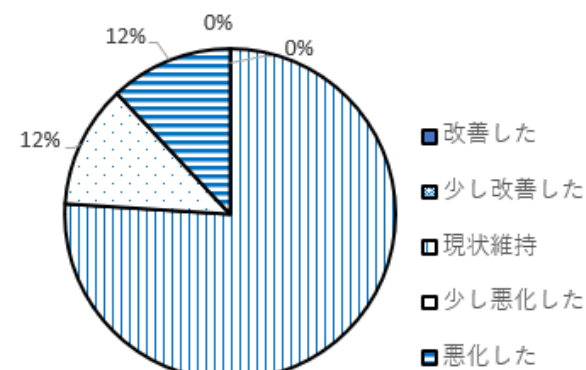
令和 6 年度スモール・ステップ・ルーム（SSR）設置中学校における教員アンケートの結果について

※ 本資料の％において、端数処理の都合上、合計値が 100 にならないことがある

「新規利用生徒」に関する教員アンケート結果

1 WEBQU（学校満足度等）の変化

質問項目	人数	％
改善した	0 名	0 ٪
少し改善した	0 名	0 ٪
現状維持	13 名	76 ٪
少し悪化した	2 名	12 ٪
悪化した	2 名	12 ٪



※ 「少し悪化した」生徒の理由（2名）

ア 好きなことにのみ取り組み、常に

仲の良い友達と一緒にいる（侵害行為認知群→学校生活不満足群）。

イ SSRに登校するが、周りの生徒の目を避けるようにして登校時間をずらしている（非認証群→学校生活不満足群）。

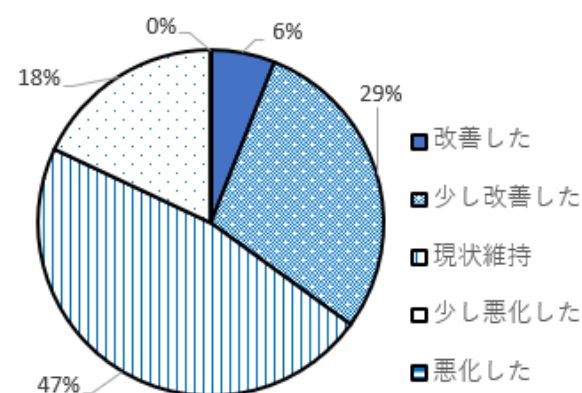
※ 「悪化した」生徒の理由（2名）

ア 友達とのコミュニケーションをとることが非常に苦手（学校生活不満足群→要支援群）。しかし、SSRを利用するようになってからトランプを通して友達ができ、会話が見られるようになった。

イ 保護者と連絡がなかなか取れず、何事も生徒に任せきりになっている（学校生活不満足群→要支援群）。

2 登校状況の変化

質問項目	人数	％
改善した	1 名	6 ٪
少し改善した	5 名	29 ٪
現状維持	8 名	47 ٪
少し悪化した	3 名	18 ٪
悪化した	0 名	0 ٪



※ 「少し悪化した」生徒の理由（3名）

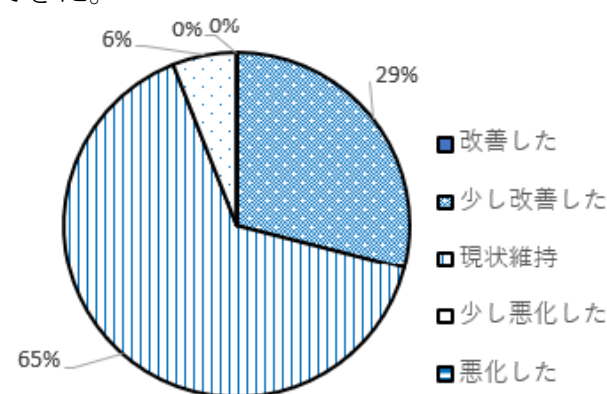
ア SSRに登校する回数が減った。

イ 教科によっては教室で授業を受けることができていたが、SSRのみに登校するようになった。

ウ SSRに登校する時間帯が遅くなってきた。

3 友人関係の変化

質問項目	人数	％
改善した	0 名	0 ٪
少し改善した	5 名	29 ٪
現状維持	11 名	65 ٪
少し悪化した	1 名	6 ٪
悪化した	0 名	0 ٪

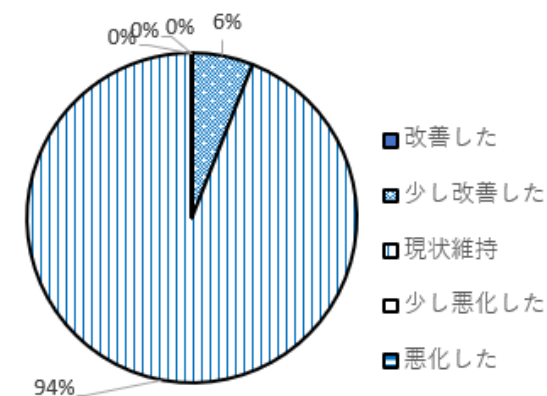


※ 「少し悪化した」生徒の理由（1名）

相手の立場を考えた言動に課題があり、上級生との関係に悩んでいる。

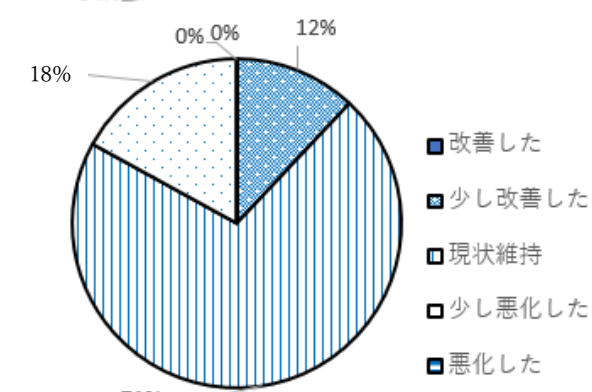
4 リモート授業の活用

質問項目	人数	％
改善した	0 名	0 ٪
少し改善した	1 名	6 ٪
現状維持	16 名	94 ٪
少し悪化した	0 名	0 ٪
悪化した	0 名	0 ٪



5 課題・宿題等の取組状況

質問項目	人数	％
改善した	0 名	0 ٪
少し改善した	2 名	12 ٪
現状維持	12 名	71 ٪
少し悪化した	3 名	18 ٪
悪化した	0 名	0 ٪



※ 「少し悪化した」生徒の理由（3名）

SSRに通い始めた頃は課題に取り組んでいたが、仲間ができ、学習に対する意欲が少しずつ薄れてきた。（蒲原中学校 3 名）

6 その他の変容

ア 吹奏楽部の活動に参加できるようになった。（第一中学校）

イ 毎週定期的にスクールカウンセラーと面談を実施するようになった。（蒲原中学校）

ウ 毎週 1 回、特別支援教室の授業を受けている。（蒲原中学校）

エ 毎週 2 回、チャレンジ学級に通級できるようになった。（蒲原中学校）

【資料 2】及び【資料 3】から見える SSR の成果と課題

ア 本事業の運用開始から 9 か月が経過し、「継続利用生徒」の「登校状況」について遅刻・欠席等が増加してきている。元々集団での生活が苦手な生徒が SSR を利用していることもあり、生徒の緊張感が徐々に緩み始めていることが伺える。しかし、「継続利用生徒」の 9 割以上が現在でも定期的に SSR を利用しており、SSR が生徒にとって居場所としての機能を果たしていることが確認できている。

イ 3 年生で SSR を利用している生徒が、進学先が決定したことで、学習意欲を失ったり、何となく SSR で生活していたりする様子が伺える。SSR では生徒の考えを尊重し、教師はサポートを行うが、学習について積極的に声掛けを行いながら、学ぶ意味や意義についても指導・支援していく必要がある。

教 育 委 員 会 報 告

令和7年1月14日

件名	「令和6年度第2回学校生活及びいじめに関するアンケート調査」報告について																						
所管部課名	教育指導部教育指導課																						
内 容	1 アンケート実施期間 令和6年11月1日から同月29日までに各学校が定めた期間 ※ (参考) 年3回(6月、11月、2月)実施																						
	2 対 象 全区立小・中学校 全児童・生徒 調査回答数 小学校 28,955名 中学校 12,701名 計 41,656名 回収率 97.7%(6月:99.8%)																						
	3 結果概要(主要項目の第1回(6月実施)との比較) 全体については87～88ページ参照。(＋増加、△減少)																						
	<table><tr><td></td><td>数</td><td>割合</td><td>増減</td></tr><tr><td>相談できる人がいる</td><td>41,042人</td><td>98.5%</td><td>△520人 △0.5ポイント</td></tr><tr><td>相談できる人がいない</td><td>614人</td><td>1.5%</td><td>＋176人 ＋0.5ポイント</td></tr><tr><td>冷やかし、からかい、悪口を言われた</td><td>3,424件</td><td>8.2%</td><td>＋117件 ＋0.3ポイント</td></tr><tr><td>未提出数 ※</td><td>992件</td><td>2.3%</td><td>＋469件 ＋1.1ポイント</td></tr></table>				数	割合	増減	相談できる人がいる	41,042人	98.5%	△520人 △0.5ポイント	相談できる人がいない	614人	1.5%	＋176人 ＋0.5ポイント	冷やかし、からかい、悪口を言われた	3,424件	8.2%	＋117件 ＋0.3ポイント	未提出数 ※	992件	2.3%	＋469件 ＋1.1ポイント
		数	割合	増減																			
相談できる人がいる	41,042人	98.5%	△520人 △0.5ポイント																				
相談できる人がいない	614人	1.5%	＋176人 ＋0.5ポイント																				
冷やかし、からかい、悪口を言われた	3,424件	8.2%	＋117件 ＋0.3ポイント																				
未提出数 ※	992件	2.3%	＋469件 ＋1.1ポイント																				
※ うち不登校であり、回収に至らなかった751件(＋375件)																							
4 アンケート結果の分析と今後の対応																							
結果の分析		今後の対応																					
ア 「相談できる人がいる」は、高い割合を維持しているものの、6月と比べ減少している。特に中学生の減少の割合が大きく、先生や友人に相談できる生徒が減少している。今後も個別の支援やフォローアップが必要である。 (別紙1結果1参照)		ア 相談しやすい環境づくりを推進し、全ての児童・生徒が安心して相談できる体制を築くため、教職員やスクールカウンセラーとの信頼関係の構築を強化するよう依頼する。また、校内だけでなく校外での相談先も周知し、学校で話しにくいことも相談できる手段を提示する。																					
イ 冷やかし、からかい、悪口を言われた児童・生徒の割合はほぼ横ばいではあるものの、回答が最も多い項目である。いじめ		イ 各学校において、コミュニケーションスキルの獲得や対人関係の改善を目的としたソーシャルスキルトレーニングの充実を																					

	の早期発見・対策の充実を図るとともに日常的な見守りが必要である。	図る。また、教職員間で連携を図り、担任個人ではなく、学年、学校単位で児童・生徒を見守るとともに、情報共有を行う。
	ウ アンケートの未提出者数が増加しており、特に中学校での増加が目立つ。	ウ 今回から全中学校においてデジタル化を実施した。回答方法を変更して初めての実施ということもあり、35校中31校の未提出数が増加している。未提出の増加とデジタル化との関連を現在調査中である。また、日本語による読解が困難な状況により未提出となっている児童・生徒のため英語、中国語に翻訳したアンケート用紙を活用する。
	5 今後の方針 (1) いじめ予防の好事例の展開 令和6年12月実施「児童・生徒主体のいじめ予防の取組の実施状況」の調査結果をもとに、好事例について他校に情報提供し、取組の充実を図る。 (2) 各校へ向けた結果概要の公表 令和7年1月の定例校長会、生活指導担当者連絡会において、本アンケートの結果概要を公表するとともに、相談しやすい環境づくり等について対応を依頼する。 (3) 各校の取組のヒアリング 令和7年2月の教育課程編成及び届出に関する相談日において、ソーシャルスキルトレーニング等の各校における独自の取組についてヒアリングを行う。好事例について他校に情報提供し、取組の充実を図る。 (4) 結果の報告 令和7年3月開催予定の足立区いじめ等問題対策委員会にて、本アンケート結果概要について報告する。	

令和6年度 第2回学校生活及びいじめに関するアンケート調査結果（R6. 11月）

基礎情報	小学校			中学校			合計		
	R5.11	R6.6	R6.11	R5.11	R6.6	R6.11	R5.11	R6.6	R6.11
在籍数	29,745 人	29,132 人	29,232 人	13,562 人	13,391 人	13,416 人	43,307 人	42,523 人	42,648 人
調査回答数	29,492 人	28,897 人	28,955 人	13,192 人	13,103 人	12,701 人	42,684 人	42,000 人	41,656 人
回答率	99.1%	99.2%	99.1%	97.3%	97.8%	94.7%	98.6%	98.8%	97.7%
未回収数	253 人	235 人	277 人	370 人	288 人	715 人	623 人	523 人	992 人
前回未回収数	178 人	342 人	235 人	226 人	404 人	288 人	404 人	746 人	523 人

結果 （回答件数）

調査項目			小学校			中学校			合計		
			R5.11	R6.6	R6.11	R5.11	R6.6	R6.11	R5.11	R6.6	R6.11
1	相談できる人がいる		99.2%	99.3%	99.0%	98.2%	98.1%	97.5%	98.9%	99.0%	98.5%
	※複数 回答	内 訳									
		家の人	90.4%	91.8%	89.6%	79.9%	82.9%	80.2%	87.2%	89.0%	86.7%
		先生	64.5%	65.0%	63.8%	53.0%	54.2%	51.5%	61.0%	61.7%	60.0%
		友人	60.9%	58.7%	60.3%	76.7%	78.4%	75.7%	65.8%	64.8%	65.0%
		ｓ ｃ	14.6%	13.8%	14.3%	19.3%	20.4%	17.4%	16.0%	15.9%	15.2%
	その他	3.5%	3.9%	3.5%	2.1%	1.7%	1.2%	3.1%	3.2%	2.8%	
・親の友人・病院の先生・看護師・放課後デイサービスの先生・放課後こども教室スタッフ・いとこ・祖父母・学童の先生・おじおば・ペット（犬）・習い事の先生・塾の先生・電話相談・先輩・親戚・友人の母・児童相談所・近所の人・ぬいぐるみ・スクールアシスタント・訪問看護・母子生活支援施設職員・八百屋さん・警察・フリースクールの先生・病院のカウンセラー・主事・お店の人・ピアノの先生・幼馴染・信用できる人・幼稚園の先生・人形・相談ネット・見守りの人・児童精神科の先生・療育の先生・プロデューサー・オンラインゲーム上の友達・こども支援センターげんき・いきいき館のスタッフ・サッカーのコーチ・マンションの管理人・ファミサポのスタッフ・バドミントンの人・地域の人・LINE相談・ネットの友達・動物・自然・図書館司書・自分自身・外部コーチ・心療内科の先生・教育相談の人・こども家庭相談課・あすテップの先生・彼氏											
2	冷やかしの、からかい、悪口を言われた		2,871 人	3,069 人	3,095 人	174 人	238 人	329 人	3,045 人	3,307 人	3,424 人
			9.7%	10.6%	10.7%	1.3%	1.8%	2.6%	7.1%	7.9%	8.2%
3	仲間はずれ、無視		1,190 人	1,206 人	1,277 人	61 人	56 人	103 人	1,251 人	1,262 人	1,380 人
			4.0%	4.2%	4.4%	0.5%	0.4%	0.8%	2.9%	3.0%	3.3%
4	軽くぶつかる、叩かれる、蹴られる		810 人	871 人	928 人	91 人	97 人	135 人	901 人	968 人	1,063 人
			2.7%	3.0%	3.2%	0.7%	0.7%	1.1%	2.1%	2.3%	2.6%
5	ひどく叩かれる、蹴られる		628 人	572 人	528 人	30 人	32 人	42 人	658 人	604 人	570 人
			2.1%	2.0%	1.8%	0.2%	0.2%	0.3%	1.5%	1.4%	1.4%
6	お金を取られる、隠される		15 人	21 人	22 人	4 人	4 人	1 人	19 人	25 人	23 人
			0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満
・タンスの引き出しに入っていた現金がなくなった・貯金箱を取られそうになった・ゲームソフトを取られ、砂に埋められた・妹と妹の友達にお金を取られた・ちょうだいとしつこく言われお金を渡した。また、お菓子をもらうためにお金を払った・友達の家でお金を取られた・お金を取られてはいないがちょうだいと言われ嫌な気持ちになった・友達の家財布を忘れたら千円抜かれたが、後日返してもらった・公園でジュースを買ったらお釣りを使われた・公園でかくれんぼをしていた時に財布から千円取られた。後で返してもらった・友達から百円取られた											

調査項目		小学校			中学校			合計		
		R5.11	R6.6	R6.11	R5.11	R6.6	R6.11	R5.11	R6.6	R6.11
7	物をとられる、隠される	592 人	594 人	656 人	51 人	45 人	68 人	643 人	639 人	724 人
		2.0%	2.1%	2.3%	0.4%	0.3%	0.5%	1.5%	1.5%	1.7%
8	嫌なことをされる、させられる	422 人	435 人	460 人	29 人	33 人	47 人	451 人	468 人	507 人
		1.4%	1.5%	1.6%	0.2%	0.3%	0.4%	1.1%	1.1%	1.2%
9	パソコンやスマホ、携帯での嫌がらせ	91 人	93 人	111 人	36 人	39 人	35 人	127 人	132 人	146 人
		0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%
10	他のことでいじめられた	206 人	203 人	252 人	11 人	9 人	17 人	217 人	212 人	269 人
		0.7%	0.7%	0.9%	0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満	0.5%	0.5%	0.6%
	・つねられる、足を踏まれる・ボールを遠くに蹴られた・中指を立てられた・水筒に落書きされた・噂話をされた・嫌だと言ってもこちょこちょされた・太ももをツンツンされた・消しゴムを投げられた・所属するチームのことをバカにされた・道具箱に石を入れられた・列の順番を抜かされた・怖い画像を見せられた・追いかけられた・変な顔をされた・にらまれた・避けられた・ものを買ってくるように言われた・友達やめようかなと言われた・転んだ時に笑われた・服を引っ張られた・噛まれた・言っていないことを言ったと言って攻められた・通せんぼをされた・自分のおもちゃを触られた・洋服を脱げと言われた・股間を触られた・真似をされた・遅えよと言われた									
11	友達がいじめられているのを見た	1,786 人	1,720 人	1,856 人	92 人	122 人	115 人	1,878 人	1,842 人	1,971 人
		6.1%	6.0%	6.4%	0.7%	0.9%	0.9%	4.4%	4.4%	4.7%
12	今、いじめられている	335 人	351 人	339 人	28 人	35 人	32 人	363 人	386 人	371 人
		1.1%	1.2%	1.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.9%	0.9%	0.9%

未回収数の内訳

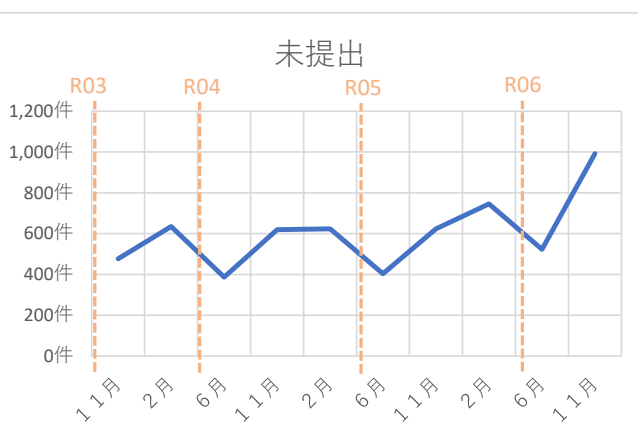
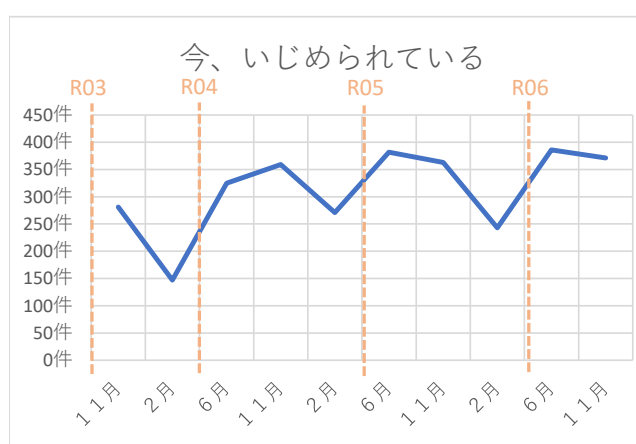
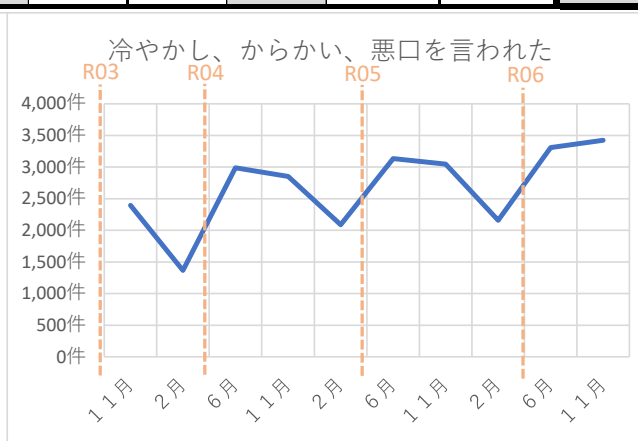
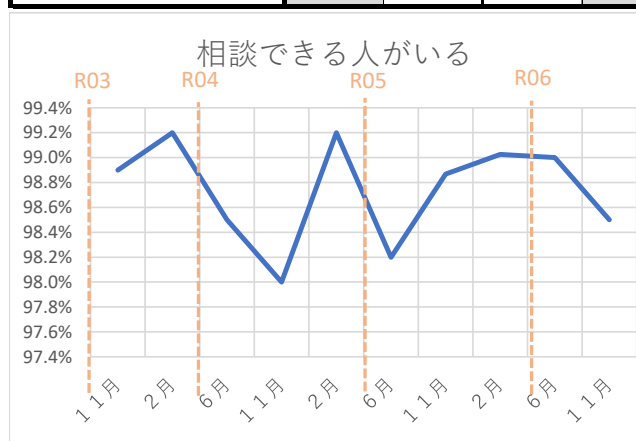
	小学校			中学校			合計		
	R5.11	R6.6	R6.11	R5.11	R6.6	R6.11	R5.11	R6.6	R6.11
全員回収	9	9	9	0	1	2	9	10	11
1 名	9	11	14	1	5	0	10	16	14
2 名	15	10	6	2	3	1	17	13	7
5 名以内	15	23	21	9	7	4	24	30	25
1 0 名以内	16	11	14	9	10	3	25	21	17
1 1 名以上	3	3	3	14	9	25	17	12	28
合計	67	67	67	35	35	35	102	102	102

未回収となった主な理由

	小学校			中学校			合計		
	R5.11	R6.6	R6.11	R5.11	R6.6	R6.11	R5.11	R6.6	R6.11
学籍のみ	14	25	24	15	14	21	29	39	45
実施期間中に居住地以外に在住	18	20	15	6	4	5	24	24	20
児童相談所等との連携	12	15	9	16	12	14	28	27	23
不登校であり、回収に至らなかった	177	146	197	293	230	554	470	376	751
本人・保護者の判断	7	11	4	19	14	80	26	25	84
病気（入院中も含む）	12	8	13	19	9	27	31	17	40
日本語による読解が困難な状況	13	10	15	2	5	14	15	15	29
合計	253	235	277	370	288	715	623	523	992

令和6年度 第2回学校生活及びいじめに関するアンケート調査結果【抜粋（年度中の変化）】

<経年>	令和3年度		令和4年度			令和5年度			令和6年度	
	11月	2月	6月	11月	2月	6月	11月	2月	6月	11月
相談できる人がある	98.9%	99.2%	98.5%	98.0%	99.2%	98.2%	98.9%	99.0%	99.0%	98.5%
冷やかし、からかい、悪口を言われた	2,395件	1,366件	2,989件	2,851件	2,087件	3,135件	3,045件	2,159件	3,307件	3,424件
今、いじめられている	281件	147件	325件	359件	271件	382件	363件	243件	386件	371件
未提出	477件	635件	387件	620件	624件	404件	623件	746件	523件	992件



教 育 委 員 会 報 告

令和 7 年 1 月 1 4 日

件 名	令和 7 年度特別支援学級の応募結果及び増学級等について																																																																																																																																																	
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課																																																																																																																																																	
内 容	令和 7 年度特別支援学級の応募結果を報告する。 また、応募多数により定員を超えている特別支援学級については、学校と調整した結果、小学校 6 校・中学校 1 校において増学級を実施。さらに、増学級により初就児童（小学 1 年生）を多く受け入れる小学校の負担を軽減するため、「学習支援員」を新たに配置する。 1 特別支援学級の応募結果及び増学級 (1) 小学校の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th><th>学校名</th><th>当初受入数</th><th>増学級</th><th>確定受入数</th><th>応募数</th><th>抽選</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">千住</td><td>千寿桜</td><td>9 人 (3)</td><td>—</td><td>9 人 (3)</td><td>2 人</td><td></td></tr> <tr> <td>千寿常東</td><td>3 人 (2)</td><td>8 人 (1)</td><td>11 人 (3)</td><td>6 人</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">北西</td><td>古千谷</td><td>4 人 (2)</td><td>8 人 (1)</td><td>12 人 (3)</td><td>6 人</td><td></td></tr> <tr> <td>鹿浜一</td><td>2 人 (4)</td><td>—</td><td>2 人 (4)</td><td>3 人</td><td>○</td></tr> <tr> <td>西伊興</td><td>5 人 (4)</td><td>—</td><td>5 人 (4)</td><td>10 人</td><td>○</td></tr> <tr> <td>渕 江</td><td>2 人 (3)</td><td>8 人 (1)</td><td>10 人 (4)</td><td>5 人</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="5">北東</td><td>桜 花</td><td>3 人 (2)</td><td>8 人 (1)</td><td>11 人 (3)</td><td>5 人</td><td></td></tr> <tr> <td>辰 沼</td><td>4 人 (2)</td><td>—</td><td>4 人 (2)</td><td>3 人</td><td></td></tr> <tr> <td>花 畑</td><td>3 人 (3)</td><td>—</td><td>3 人 (3)</td><td>1 人</td><td></td></tr> <tr> <td>平 野</td><td>2 人 (3)</td><td>—</td><td>2 人 (3)</td><td>4 人</td><td>○</td></tr> <tr> <td>六 木</td><td>5 人 (2)</td><td>—</td><td>5 人 (2)</td><td>4 人</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">南西</td><td>梅島二</td><td>9 人 (2)</td><td>—</td><td>9 人 (2)</td><td>5 人</td><td></td></tr> <tr> <td>江 北</td><td>3 人 (3)</td><td>8 人 (1)</td><td>11 人 (4)</td><td>5 人</td><td></td></tr> <tr> <td>関 原</td><td>2 人 (2)</td><td>8 人 (1)</td><td>10 人 (3)</td><td>5 人</td><td></td></tr> <tr> <td>本 木</td><td>6 人 (3)</td><td>—</td><td>6 人 (3)</td><td>2 人</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">南東</td><td>青 井</td><td>6 人 (2)</td><td>—</td><td>6 人 (2)</td><td>1 人</td><td></td></tr> <tr> <td>足 立</td><td>4 人 (3)</td><td>—</td><td>4 人 (3)</td><td>3 人</td><td></td></tr> <tr> <td>東渕江</td><td>10 人 (4)</td><td>—</td><td>10 人 (4)</td><td>8 人</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">新田</td><td>新 田</td><td>3 人 (2)</td><td>—</td><td>3 人 (2)</td><td>0 人</td><td></td></tr> <tr> <td>宮 城</td><td>4 人 (1)</td><td>—</td><td>4 人 (1)</td><td>1 人</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>89 人 (52)</td><td>48 人 (6)</td><td>137 人 (58)</td><td>79 人</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※ () は学級数 ※ は抽選校						地区	学校名	当初受入数	増学級	確定受入数	応募数	抽選	千住	千寿桜	9 人 (3)	—	9 人 (3)	2 人		千寿常東	3 人 (2)	8 人 (1)	11 人 (3)	6 人		北西	古千谷	4 人 (2)	8 人 (1)	12 人 (3)	6 人		鹿浜一	2 人 (4)	—	2 人 (4)	3 人	○	西伊興	5 人 (4)	—	5 人 (4)	10 人	○	渕 江	2 人 (3)	8 人 (1)	10 人 (4)	5 人		北東	桜 花	3 人 (2)	8 人 (1)	11 人 (3)	5 人		辰 沼	4 人 (2)	—	4 人 (2)	3 人		花 畑	3 人 (3)	—	3 人 (3)	1 人		平 野	2 人 (3)	—	2 人 (3)	4 人	○	六 木	5 人 (2)	—	5 人 (2)	4 人		南西	梅島二	9 人 (2)	—	9 人 (2)	5 人		江 北	3 人 (3)	8 人 (1)	11 人 (4)	5 人		関 原	2 人 (2)	8 人 (1)	10 人 (3)	5 人		本 木	6 人 (3)	—	6 人 (3)	2 人		南東	青 井	6 人 (2)	—	6 人 (2)	1 人		足 立	4 人 (3)	—	4 人 (3)	3 人		東渕江	10 人 (4)	—	10 人 (4)	8 人		新田	新 田	3 人 (2)	—	3 人 (2)	0 人		宮 城	4 人 (1)	—	4 人 (1)	1 人		合 計		89 人 (52)	48 人 (6)	137 人 (58)	79 人	
地区	学校名	当初受入数	増学級	確定受入数	応募数	抽選																																																																																																																																												
千住	千寿桜	9 人 (3)	—	9 人 (3)	2 人																																																																																																																																													
	千寿常東	3 人 (2)	8 人 (1)	11 人 (3)	6 人																																																																																																																																													
北西	古千谷	4 人 (2)	8 人 (1)	12 人 (3)	6 人																																																																																																																																													
	鹿浜一	2 人 (4)	—	2 人 (4)	3 人	○																																																																																																																																												
	西伊興	5 人 (4)	—	5 人 (4)	10 人	○																																																																																																																																												
	渕 江	2 人 (3)	8 人 (1)	10 人 (4)	5 人																																																																																																																																													
北東	桜 花	3 人 (2)	8 人 (1)	11 人 (3)	5 人																																																																																																																																													
	辰 沼	4 人 (2)	—	4 人 (2)	3 人																																																																																																																																													
	花 畑	3 人 (3)	—	3 人 (3)	1 人																																																																																																																																													
	平 野	2 人 (3)	—	2 人 (3)	4 人	○																																																																																																																																												
	六 木	5 人 (2)	—	5 人 (2)	4 人																																																																																																																																													
南西	梅島二	9 人 (2)	—	9 人 (2)	5 人																																																																																																																																													
	江 北	3 人 (3)	8 人 (1)	11 人 (4)	5 人																																																																																																																																													
	関 原	2 人 (2)	8 人 (1)	10 人 (3)	5 人																																																																																																																																													
	本 木	6 人 (3)	—	6 人 (3)	2 人																																																																																																																																													
南東	青 井	6 人 (2)	—	6 人 (2)	1 人																																																																																																																																													
	足 立	4 人 (3)	—	4 人 (3)	3 人																																																																																																																																													
	東渕江	10 人 (4)	—	10 人 (4)	8 人																																																																																																																																													
新田	新 田	3 人 (2)	—	3 人 (2)	0 人																																																																																																																																													
	宮 城	4 人 (1)	—	4 人 (1)	1 人																																																																																																																																													
合 計		89 人 (52)	48 人 (6)	137 人 (58)	79 人																																																																																																																																													

※ 抽選については、12/14に実施済。抽選により希望に添えなかった方については、空きのある近隣校で対応

(2) 中学校の状況

地区	学校名	当初受入数	増学級	確定受入数	応募数	抽選
千住	第一	7人(2)	—	7人(2)	4人	
北西	伊興	7人(3)	—	7人(3)	7人	
	鹿浜菜の花	9人(4)	—	9人(4)	8人	
北東	第十三	9人(4)	—	9人(4)	6人	
	花畑	9人(3)	—	9人(3)	4人	
南西	第六	11人(3)	—	11人(3)	2人	
	第七	9人(4)	—	9人(4)	7人	
南東	栗島	13人(4)	—	13人(4)	8人	
	東綾瀬	14人(4)	—	14人(4)	10人	
新田	新田	4人(1)	8人(1)	12人(2)	5人	
	合計	92人(32)	8人(1)	100人(33)	61人	

※ () は学級数

※ 中学校は抽選なく、希望どおり

2 増学級小学校6校へ「学習支援員」を新たに一人配置

(1) 増学級を検討する中で、小学校校長から以下の意見があった。

ア 特別支援学級の児童増は、学校全体に負担。

イ この時期の増学級による教員配置は、新規採用者が配置される可能性が高い。

ウ 学級増でも教育水準を維持するために、学習を指導できる人材が欲しい。

(2) 学習支援員配置による効果

ア 人員増による学校負担の軽減

イ 学習支援員は、子どもとの関わりの適性と一定の事務能力があるため、校内の指導力を維持することができる。

ウ スクールアシスタント(SA)と異なり、学習指導の補助を行うことができる。

3 令和8年度の対応

今回応募多数で抽選となった小学校については、施設上増学級が困難であり、かつ、近隣の特別支援学級のある学校も増学級が困難な状況である。今後については、特別支援学級の需要予測を立てたうえで、新設について検討していく。

教 育 委 員 会 報 告

令和7年1月14日

件 名	チャレンジ学級・あすテップのオンライン配信授業の終了について										
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課										
内 容	標記の件について、課題等を整理し検討した結果、学校でオンライン授業配信の環境が整っていること、各教室での対面授業の方が子どもたちに寄り添った指導ができることから、令和6年度末をもって終了する。 1 オンライン配信授業の現状と課題 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>現状と課題</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童・生徒</td><td> ① 学習に遅れのある児童・生徒が多い。 ② 多学年が混在し習熟度やレベル差が大きい。 ③ 対面での授業や個別指導を望んでいる（オンライン授業時は帰宅してしまう生徒もいる）。 ④ 配信をしていない教室ではテレビを見ているだけとなる。 </td></tr> <tr> <td>指導員</td><td> ① 他教室の生徒の反応がつかめない。 ② 生徒の理解度を把握しながら授業の展開を変えていくことができない。 ③ 全ての指導員が会計年度任用職員のため、配信授業用の資料準備時間が確保できない。 ④ 児童・生徒に寄り添う時間が取れなくなっている。 </td></tr> <tr> <td>機材・操作</td><td> ① 現在はパソコンのカメラで写し、マイクもない状況。機器が古く動画が固まることもある。今後オンライン配信を充実させるには、ハード面（カメラ・マイク等）の充実も必要である。 ② オンライン専門のサポートスタッフが必要。現在は、別の指導員がサポートしているが、そのため本来の業務である児童・生徒への寄り添い支援ができていない。 </td></tr> <tr> <td>その他</td><td> 配信授業で使用する教材のチェックをする時間を十分確保できない。 ● 市販ドリルのアップロードや有料のイラストを使用していないかなど、著作権法に関するチェックに時間を要する。 ● 授業内容が教科書の内容に沿っているかなどのチェックも必要。 </td></tr> </tbody> </table> 2 これまでの経緯 (1) 令和3年度から、学習意欲のある不登校の児童・生徒を対象に、学校に先行してチャレンジ学級からオンラインでの授業配信をモデル的に実施。 (2) コロナ禍で学校からのオンライン授業配信が急速に普及し、現在は		現状と課題	児童・生徒	① 学習に遅れのある児童・生徒が多い。 ② 多学年が混在し習熟度やレベル差が大きい。 ③ 対面での授業や個別指導を望んでいる（オンライン授業時は帰宅してしまう生徒もいる）。 ④ 配信をしていない教室ではテレビを見ているだけとなる。	指導員	① 他教室の生徒の反応がつかめない。 ② 生徒の理解度を把握しながら授業の展開を変えていくことができない。 ③ 全ての指導員が会計年度任用職員のため、配信授業用の資料準備時間が確保できない。 ④ 児童・生徒に寄り添う時間が取れなくなっている。	機材・操作	① 現在はパソコンのカメラで写し、マイクもない状況。機器が古く動画が固まることもある。今後オンライン配信を充実させるには、ハード面（カメラ・マイク等）の充実も必要である。 ② オンライン専門のサポートスタッフが必要。現在は、別の指導員がサポートしているが、そのため本来の業務である児童・生徒への寄り添い支援ができていない。	その他	配信授業で使用する教材のチェックをする時間を十分確保できない。 ● 市販ドリルのアップロードや有料のイラストを使用していないかなど、著作権法に関するチェックに時間を要する。 ● 授業内容が教科書の内容に沿っているかなどのチェックも必要。
	現状と課題										
児童・生徒	① 学習に遅れのある児童・生徒が多い。 ② 多学年が混在し習熟度やレベル差が大きい。 ③ 対面での授業や個別指導を望んでいる（オンライン授業時は帰宅してしまう生徒もいる）。 ④ 配信をしていない教室ではテレビを見ているだけとなる。										
指導員	① 他教室の生徒の反応がつかめない。 ② 生徒の理解度を把握しながら授業の展開を変えていくことができない。 ③ 全ての指導員が会計年度任用職員のため、配信授業用の資料準備時間が確保できない。 ④ 児童・生徒に寄り添う時間が取れなくなっている。										
機材・操作	① 現在はパソコンのカメラで写し、マイクもない状況。機器が古く動画が固まることもある。今後オンライン配信を充実させるには、ハード面（カメラ・マイク等）の充実も必要である。 ② オンライン専門のサポートスタッフが必要。現在は、別の指導員がサポートしているが、そのため本来の業務である児童・生徒への寄り添い支援ができていない。										
その他	配信授業で使用する教材のチェックをする時間を十分確保できない。 ● 市販ドリルのアップロードや有料のイラストを使用していないかなど、著作権法に関するチェックに時間を要する。 ● 授業内容が教科書の内容に沿っているかなどのチェックも必要。										

全校で授業配信の環境が整っている。

3 オンライン配信授業の実施状況

	R3	R4	R5	R6
配信 (チャレンジ・あすテ ップ指導員による授業を配 信)	スタート 教室の授業の様子や板書を配信	スライドや動画の取り入れ。他教室への呼びかけの様子や板書を配信		時間割に組み入れ週4時間実施 ・国語(隔週) ・理科(週1) ・社会(週1) ・英語(隔週) ・ICT(隔週)
受信 (チャレンジ・あすテ ップ <u>各教室からの参加</u>)	スタート	モニターTVを見ながらの集合参加 中学生対象(小学生の参加もあり) 参加していない教室もある		
受信 (<u>自宅からの参加</u>)			チャレンジ・あすテップ生を対象に、試行実施 <実績> R5.7月 2人 R6.2月 2人 R6.3月 1人	チャレンジ・あすテップ生に限らず、自宅からの参加を本格実施 <実績>0人 (R6.12.6現在)

4 今後の方針

- (1) チャレンジ学級・あすテップでのオンライン配信授業は、令和6年度末で終了し、教室ごとに児童・生徒に寄り添った対面授業のみとする。
- (2) 通級に踏み出せない児童・生徒への支援策として、「東京都バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」や「家庭学習支援事業」などを案内していく。
- (3) 全ての学校がオンライン授業を希望する児童・生徒、保護者の意向に沿って実施できるよう、あらためて校長会で周知する。

教 育 委 員 会 報 告

令和 7 年 1 月 1 4 日

件名	フリースクール等実態調査の結果について					
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課					
内 容	足立区内で活動しているフリースクール等について、実態調査を行った結果を報告する。					
	1 訪問結果の概要（令和6年10月1日現在）					
	インターネット等で確認したフリースクール等と想定される17団体のうち、6団体を現地訪問、1団体とオンライン面談を行った。					
	その結果、以下の5団体が不登校支援を主たる目的として、活動していることがわかった。					
	※ 他10団体は、辞退や訪問依頼に対する返答が得られなかった。					
		名称 (区内在住利用者数)	場所 開所日	運営主体	月謝	特徴
	1	東京未来大学 みらいフリースクール (計44人)	綾瀬 平日	学校法人 三幸学園	登校支援 ¥62,000 スタンダードコース 発達支援 ¥72,000 スタンダードコース	社会性を身につけることを重視
2	トライ式高等学院中等部 北千住キャンパス (6人)	北千住 平日	株式会社 トライグループ	¥47,300	高等部と連携したサークル活動などに加え、学習支援に強み	
3	フリースクール&あだちファミリー スペース Every Tree (4人)	梅田 週2日	個人	¥20,000	小規模、当日の活動決めなどで主体性を重視	
4	学び舎 (8人)	北千住 月2日	個人	無料	地域貢献活動を行い、自己肯定感を重視	
5	リエゾン・アダチ (現在利用者なし)	関原 随時	NPO法人 LILA 子どもの学びを支援する会	無料	登校サポーターなどが個別に勧誘、教室復帰を目指す	

2 見えてきた課題

(1) 上記5団体共通の課題認識

ア 保護者へのケアの必要性

保護者の心理面への配慮が必要。不登校であることへの受容、進路、将来の自立に関することなど、多くの悩みを一人で抱えている保護者が多い。各団体で保護者会等を実施しているケースもあり、好評である。

イ 教員の多忙感、学校の対応

担任（学校全体含む）に、不登校児童・生徒のために割ける時間・余裕がない。

(2) 一部団体の課題認識

ア 家庭環境、家庭の経済状況

① ひとり親家庭が一定数存在している。

② 苦慮して月謝を捻出している家庭や、月謝を祖父母に頼っている家庭、生活保護受給家庭も在籍している。

イ 発達障がいの有無

発達障がいの不登校の要因となっている児童・生徒もいる。

ウ 情報公開の必要性

不登校児童・生徒がどのような施設を利用できるのかなど、保護者は必要な情報を得るまでに苦労している。

3 フリースクール等から受けた提案

(1) SCなどが充実してきているが、登校可能な児童・生徒が前提となっている。家庭訪問などによる支援の一層の充実が必要。

(2) 個人情報などの課題はあるが、保護者との仲介役や、学校での対応が難しい児童・生徒を紹介してもらうなど、ある程度フリースクールに任せてもらえる仕組みができれば、学校の負担も減るのではないか。

(3) 特に中学校では、定期テストをフリースクールで受けられる仕組みができると、受験時に必要な内申点や調査書に役立てることができる。

4 今後の取組

(1) 都利用者助成金の上乗せ助成の検討

ア 現状

都の基準を満たすフリースクール等の利用者に対して、都が利用料の一部を助成（上限2万円）している。

※ 上記5団体のうち、有料の3団体全てにおいて本助成金の利用者が在籍。

イ 他区の状況

葛飾区、北区、荒川区でフリースクール等の利用者に対する助成を実施している。

区	状況	補助要件	補助額	開始時期
北区	実施中	都に上乗せ	1万円/月	R6.4まで 遡及適応
荒川区	実施中	都に上乗せ + 区独自基準	2万円/月	
葛飾区	実施中	都に上乗せ	1万円/月	R6.11

ウ 利用者助成の実施

利用者の家庭環境や近隣区の状況を踏まえ、都から助成を受けている利用者に対し、令和7年度から上乗せ方式での助成を検討する。

(2) フリースクールマップ等の作成

懸念点：通っていることを知られたくない、という利用者の不安や、公開はしない方針の施設も一部実在している。

⇒問合せがあった際のみ配付することで対応していく。

(3) フリースクール等との連絡会の実施

団体間の連携や情報共有、区との協働を希望する団体が多数であった。3月開催予定の若年者支援協議会（不登校支援連絡会）において、情報交換の場を設定する。

教 育 委 員 会 報 告

令和 7 年 1 月 1 4 日

件 名	オンライン支援事業「room-K」の事業効果について																				
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課																				
内 容	NPO法人カタリバが実施している不登校の子どもへのオンライン支援事業「room-k」の効果について、以下のとおり報告する。																				
	1 概 要 リモートで活動する全国の支援者と様々なデジタルツールの活用、学校・行政・支援者との連携により、不登校の小中学生に対し、仮想空間（メタバース空間）でオンラインによる質の高い伴走支援と学びの場づくりを実現する。																				
	2 対象・支援の位置づけ 登校できない 外出できる 学習支援が中心 コミュニケーション活動が中心 対面による個別支援 オンラインによる個別支援 支援の困難性 不登校児童・生徒への支援 ①【学校外】チャレンジ学級 学校以外での個別指導中心とした学習指導・各種行事・集団活動(3ヶ所) ②【学校内】あすデッパ 不登校生徒に対する、学校内における通級型学習指導(区立中学校内2ヶ所) ③NPO運営の居場所 民間団体と連携した「居場所を兼ねた学習支援」(4ヶ所) ④家庭学習支援事業 不登校が長期化している家庭を支援員が訪問(アウトリーチ支援) ⑤NPOによるオンライン支援事業「room-K」 不登校が長期化している児童生徒に対する、オンラインによる伴走支援 オンラインクラス 東京都バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業 room-k 3 東京都バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）との違い <table><tr><td></td><td>VLP</td><td>room-k</td></tr><tr><td>対象</td><td>外出はできるが通級が不定期的な生徒</td><td>不登校が長期化し他者とのつながりがない生徒</td></tr><tr><td>定員</td><td>30～40 人（現在 5 人）</td><td>4 人（中 2：3 人、中 3：1 人）</td></tr><tr><td>費用</td><td>無料</td><td>R6 は 2,255 千円</td></tr><tr><td>運営</td><td>都のシステムを足立区が運営</td><td>NPO 法人カタリバ</td></tr><tr><td>効果</td><td>8 月から事業開始につき効果検証未実施</td><td>他者との交流など、一定程度の効果あり</td></tr><tr><td>他区</td><td>都内 30 自治体等が参加</td><td>全国で 5 自治体（うち関東で 4 自治体）、約 150 人</td></tr></table>		VLP	room-k	対象	外出はできるが通級が不定期的な生徒	不登校が長期化し他者とのつながりがない生徒	定員	30～40 人（現在 5 人）	4 人（中 2：3 人、中 3：1 人）	費用	無料	R6 は 2,255 千円	運営	都のシステムを足立区が運営	NPO 法人カタリバ	効果	8 月から事業開始につき効果検証未実施	他者との交流など、一定程度の効果あり	他区	都内 30 自治体等が参加
	VLP	room-k																			
対象	外出はできるが通級が不定期的な生徒	不登校が長期化し他者とのつながりがない生徒																			
定員	30～40 人（現在 5 人）	4 人（中 2：3 人、中 3：1 人）																			
費用	無料	R6 は 2,255 千円																			
運営	都のシステムを足立区が運営	NPO 法人カタリバ																			
効果	8 月から事業開始につき効果検証未実施	他者との交流など、一定程度の効果あり																			
他区	都内 30 自治体等が参加	全国で 5 自治体（うち関東で 4 自治体）、約 150 人																			

4 支援生徒の状況（room-k）

事業開始前と比較すると、各種プログラムへの積極的な参加や他者との交流が見られるようになった。

学年	開始前の状況	現在の支援状況
中学3年生	月1～2回のげんきでの面談と別室登校を開始後、給食時に登校が可能となる。	各種プログラムに積極的に参加し、他の生徒とも親しくなり、スタッフとも対面で交流。進学先を検討中で、今後受験に向けた伴走支援を行っていく。
中学2年生	母と一緒に放課後登校をしていたが、次第に登校しなくなり家庭訪問でも会えず。外出不可。質問に「はい、いいえ」でしか答えられない。	質問には文章で答えられるようになり、グーグルスライドを使った自己紹介や作成したチラシを皆の前で発表できるようになった。
中学2年生	学校の相談室・保健室・別室等に不定期に登校。家族以外の人との関わりはほとんどない。選択肢の質問しか答えられない。	選択肢での回答から、自分でチャットを打てるようになり、反応もバリエーション豊かになった。オンライン上でカレンダーを作成した。
中学2年生	登校も外出もほとんどできない。担任から家庭訪問やオンラインの提案をするもどれも繋がらない。母の同席が無いと参加できない。	カタリバスタッフとも公式LINEで雑談ができるようになり、ひとりで面談に参加できた。オンライン上で出席スタンプカードを作成して出席を促している。

5 今後の方針

- (1) 対象者は、外出も不可能な生徒で支援が困難であるが、本事業を利用することによって少しずつ改善傾向がうかがえるため、現在利用している生徒が中学卒業時まで支援を継続する。
- (2) 令和8年度以降は、令和7年度の事業効果の検証及びV L Pとのすみ分けを整理した上で、継続の可否を判断する。

教 育 委 員 会 報 告

令和7年1月14日

件 名	「登校渋り」の把握について																																																				
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課																																																				
内 容	「登校渋り」について、現状で把握できるものを報告する。 1 「登校渋り」について 国や都において、明確な言葉の定義はなく、分類が難しい。一方、不登校は、年間の欠席日数が３０日以上であることより、欠席数から推定する <u>「登校渋り」を年間の欠席日数が１０日以上２９日以内と定義する。</u> 2 欠席日数から推定する「登校渋り」の人数 <table><tr><td></td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>増減</td></tr><tr><td>小学校</td><td>３０名</td><td>６９名</td><td>＋３９</td></tr><tr><td>中学校</td><td>７７名</td><td>６６名</td><td>▲１１</td></tr><tr><td>合計</td><td>１０７名</td><td>１３５名</td><td>＋２８</td></tr></table> 3 登校サポーターの支援利用人数 お迎え支援 <table><thead><tr><th>学校種別</th><th>支援種別</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">小学校</td><td>お迎え校数</td><td>18</td><td>23</td></tr><tr><td>利用人数</td><td>35</td><td>38</td></tr><tr><td rowspan="2">中学校</td><td>お迎え校数</td><td>14</td><td>9</td></tr><tr><td>利用人数</td><td>17</td><td>18</td></tr></tbody></table> ■ 令和4年度 ■ 令和5年度 別室支援 <table><thead><tr><th>学校種別</th><th>支援種別</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">小学校</td><td>別室校数</td><td>12</td><td>14</td></tr><tr><td>利用人数</td><td>37</td><td>58</td></tr><tr><td rowspan="2">中学校</td><td>別室校数</td><td>22</td><td>31</td></tr><tr><td>利用人数</td><td>240</td><td>283</td></tr></tbody></table> ■ 令和4年度 ■ 令和5年度		R 4	R 5	増減	小学校	３０名	６９名	＋３９	中学校	７７名	６６名	▲１１	合計	１０７名	１３５名	＋２８	学校種別	支援種別	令和4年度	令和5年度	小学校	お迎え校数	18	23	利用人数	35	38	中学校	お迎え校数	14	9	利用人数	17	18	学校種別	支援種別	令和4年度	令和5年度	小学校	別室校数	12	14	利用人数	37	58	中学校	別室校数	22	31	利用人数	240	283
	R 4	R 5	増減																																																		
小学校	３０名	６９名	＋３９																																																		
中学校	７７名	６６名	▲１１																																																		
合計	１０７名	１３５名	＋２８																																																		
学校種別	支援種別	令和4年度	令和5年度																																																		
小学校	お迎え校数	18	23																																																		
	利用人数	35	38																																																		
中学校	お迎え校数	14	9																																																		
	利用人数	17	18																																																		
学校種別	支援種別	令和4年度	令和5年度																																																		
小学校	別室校数	12	14																																																		
	利用人数	37	58																																																		
中学校	別室校数	22	31																																																		
	利用人数	240	283																																																		

4 登校サポーターの支援利用数からの分析

令和4年度から令和5年度にかけて、中学生の登校サポーターの支援利用者数が増加するとともに、「登校渋り」の数は減少していることから、一定の効果があったと考えられる。

5 今後の方針

(1) 登校サポーターの人材確保

登校サポーターによる一定の効果が見られることから、欠席日数が増え始めた児童・生徒と関係を保つことができるよう人材の確保に努める。

(2) 未然防止

多様な学びの場、居場所を確保する観点から、SSR事業など、未然防止の取組を行う。

(3) 実態把握

令和7年度に実施する不登校に関する調査で、実態を把握する。

教 育 委 員 会 報 告

令和7年1月14日

件 名	新田学園外壁改修工事における騒音規制法の届出漏れについて
所管部課名	学校運営部 学校施設管理課 施設営繕部 西部地区建設課
内 容	区が発注した外壁改修工事において、騒音規制法の届出が提出されていなかったことについて報告する。 1 概要 (1) 工事件名 新田学園第一校舎外壁改修その他工事 (2) 受注者 (株) 山陽工業 (3) 抵触法令 ア 騒音規制法第14条第1項に基づく届け出 「特定建設作業※の実施の届出」 ※ 特定建設作業：ハンドブレーカーなど削岩機を使用する作業 は作業開始7日前に届出 イ 騒音規制法第15条第1項に基づく特定建設作業に伴って 発生する騒音の規制に関する基準 「特定建設作業は日曜日その他の休日に行わないこと」 (4) 発見の端緒 「区民の声」に「日曜日に作業をしている」との通知が届き、業者にヒアリングしたところ、無届出かつ休日作業が発覚した。 2 作業状況 屋上の花壇（約70㎡）をコンクリートカッターで解体する設計となっていた。受注者は電気ハンマーを使用し、12月14日（土）で作業を終了する計画としていたが、翌15日（日）も作業を行った。受注者は、電気ハンマーが騒音規制法に定められる特定建設作業に該当するという認識がなかったため、届出を出さなかった。 3 問題点・今後の方針 設計と異なる工法を受注者が選定したことを報告していなかった。受注者に対しては、工事成績評定における減点を含め関係所管と協議を行い、適切な対応を行っていく。 なお、今後の工事契約については、受注者側の工事代理人と区の監督員が行う工事定例会議等において、作業内容が設計から変更となる場合には、受注者と届出の必要の有無も含め確認していく。

教 育 委 員 会 報 告

令和 7 年 1 月 1 4 日

件名	足立区給付型奨学金の採用候補者の決定について																					
所管部課名	学校運営部学務課																					
内 容	足立区給付型奨学金（令和6年度募集）について、採用候補者を決定したので、以下のとおり報告する。																					
	1 応募状況																					
	（1）募集期間：令和6年6月21日（金）～7月19日（金）																					
	（2）応募件数：206件（前回 令和5年度募集：206件）																					
	【内訳】																					
	① 通常申込（成績4.0以上） 153件																					
	② 特別申込（成績4.0未満だがテスト受験） 53件（文系27件、理系26件）																					
	2 一次審査（所得＋学修計画表）の結果																					
	（1）対象者：166名（応募者206名のうち、テスト不合格者35名、 テスト欠席者2名、却下者3名を除く）																					
	【内訳】																					
① 通常申込者152名※ ※ 成績要件を満たさなかった1名を特別申込とした。																						
② 特別申込者のうち、テスト受験の上位14名※ ※ 49名がテストを受験。上位14名を1次審査進出者とした。																						
（2）一次審査の結果																						
<table><tr><td colspan="2">分類</td><td>人数</td></tr><tr><td colspan="2">一次審査通過（二次審査進出者）</td><td>47名</td></tr><tr><td rowspan="4">一次審査落選</td><td>合格ライン未達</td><td>108名</td></tr><tr><td>年収要件を満たしていない</td><td>8名</td></tr><tr><td>居住要件を満たしていない</td><td>1名</td></tr><tr><td>在学要件を満たしていない</td><td>1名</td></tr><tr><td>その他</td><td>本人より辞退の申し出</td><td>1名</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>166名</td></tr></table>		分類		人数	一次審査通過（二次審査進出者）		47名	一次審査落選	合格ライン未達	108名	年収要件を満たしていない	8名	居住要件を満たしていない	1名	在学要件を満たしていない	1名	その他	本人より辞退の申し出	1名	合計		166名
分類		人数																				
一次審査通過（二次審査進出者）		47名																				
一次審査落選	合格ライン未達	108名																				
	年収要件を満たしていない	8名																				
	居住要件を満たしていない	1名																				
	在学要件を満たしていない	1名																				
その他	本人より辞退の申し出	1名																				
合計		166名																				
3 二次審査（面談）の結果																						
（1）対象者数 47名（対象者47名全員の面談を実施）																						

	(2) 採用候補者数 47名 ※ 今年度からテストを実施（特別申込）したことで、昨年度までは対象外であった成績4.0未満の方の中から、7名を採用候補者とすることができた。 ※ 足立区育英資金審議会（12/11開催）にて審議のうえ、決定した。
--	--

教 育 委 員 会 報 告

令和 7 年 1 月 1 4 日

件 名	保健関係書類のオンライン化について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	保健関係書類のオンライン化について、令和 6 年度に試行実施した結果、令和 7 年度の全校実施が難しいことが判明したため報告する。 1 オンライン化の試行について 保護者が提出する保健関係書類について、校務支援システム（C4th）Home&School の各種調査票機能を活用したオンライン回答の試行実施を行った。 （１）実施時期 令和 6 年 4 月 （２）調査票の種類 結核検診問診票、運動器検診問診票 （３）パイロット校 小学校 7 校、中学校 3 校 計 1 0 校 2 主な課題 （１）回答に必要な説明画像等のファイル添付ができない。 （２）接続が集中する年度当初や朝の時間帯は、回答フォームへの接続及び回答に相当の時間を要する。 （３）未回答分については、別途管理が必要となったため、事務が煩雑となり、負担が増えた。 3 今後の方針 課題についてシステム事業者と協議を行ってきたが、改良の見込みが立たず、現状では保護者や学校の負担軽減とならないことが判明した。 当初予定していた令和 7 年度からの全校実施を延期し、他のシステムの活用等についても検討していく。

教 育 委 員 会 報 告

令和 7 年 1 月 1 4 日

件名	放課後子ども教室参加児童の保険加入について																													
所管部課名	学校運営部青少年課																													
内 容	あだち放課後子ども教室（以下「放課後子ども教室」という。）における参加児童（以下「児童」という。）の保険加入について報告する。 1 現状と課題 （１）現状 自治体賠償責任保険は特別区で加入しており、安全管理員、児童ともに対象となる場合がある。 また、安全管理員・ボランティア（以下「安全管理員等」という。）は、傷害・賠償責任保険に加入しているが、児童は各家庭での加入を呼びかけるにとどまっている。 <table><tr><th>対象</th><th>自治体賠償責任保険</th><th>傷害保険</th><th>賠償責任保険</th><th>加入状況</th></tr><tr><td>安全管理員等</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>既加入</td></tr><tr><td>児童</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>—</td></tr></table> （２）課題 放課後子ども教室利用中に児童が怪我をしたり、誤って物品を破損した場合、自費対応（※）となっている。 ※ 通院が５日を超えると見舞金が支給される。 2 方針（案） 不測の事故に備えるため、公費により児童も保険加入を行う。 （１）加入保険（補償内容） <table><tr><th>対象</th><th>項目</th><th>傷害保険</th><th>賠償責任保険</th></tr><tr><td rowspan="4">児童</td><td>死亡</td><td>500 万円</td><td rowspan="4">対人・対物（共通） 1 事故・保険期間中 3 億円</td></tr><tr><td>後遺障害</td><td>500 万円</td></tr><tr><td>入院日額</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td>通院日額</td><td>3,000 円</td></tr></table> （２）加入開始時期（予定） 令和７年２月 （３）保険料 785,335 円（令和７年２月～３月分） ※ 保険料は、延べ参加人数で算出。 （４）その他 令和７年度からは、年度当初の４月から加入する。	対象	自治体賠償責任保険	傷害保険	賠償責任保険	加入状況	安全管理員等	○	○	○	既加入	児童	○	×	×	—	対象	項目	傷害保険	賠償責任保険	児童	死亡	500 万円	対人・対物（共通） 1 事故・保険期間中 3 億円	後遺障害	500 万円	入院日額	4,500 円	通院日額	3,000 円
対象	自治体賠償責任保険	傷害保険	賠償責任保険	加入状況																										
安全管理員等	○	○	○	既加入																										
児童	○	×	×	—																										
対象	項目	傷害保険	賠償責任保険																											
児童	死亡	500 万円	対人・対物（共通） 1 事故・保険期間中 3 億円																											
	後遺障害	500 万円																												
	入院日額	4,500 円																												
	通院日額	3,000 円																												

教 育 委 員 会 報 告

令和 7 年 1 月 1 4 日

件名	第3期足立区子ども・子育て支援事業計画（案）の策定とパブリックコメントの実施結果について		
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課		
内 容	第3期足立区子ども・子育て支援事業計画(案)について、以下のとおりパブリックコメントを実施したので報告する。		
	1 実施結果		
	(1) 実施期間 令和6年11月1日（金）～12月16日（月）		
	(2) 意見提出者数 34人		
	(3) 意見の件数 98件		
内 容	(4) 意見の提出方法		
	ア	区ホームページの意見受付フォーム 19人	
	イ	窓口 10人	
	ウ	FAX 4人	
	エ	郵送 1人	
	(5) 主な要望・意見と区の考え方		
	詳細は別添資料2-1、2-2のとおり		
		主な要望・意見	区の考え方
	1	区立保育園の保育士の追加配置に関する要望	国及び都の基準を基本としつつ、園の状況や園児の状態に応じて、基準を設けて追加で配置を行っています。 今後も適切な職員数を配置できるよう努め、安心・安全な園運営を確保していきます。
	2	学童保育室の延長保育時間の拡充に関する要望	別途料金はかかりますが、特別延長保育があります。 人材不足により実施困難な学童保育室が多く、現在実施している学童保育室は約4割です。 今後も人員確保のための賃金等の勤務条件の整理と人材確保策を行い、特別延長保育実施への働きかけを行っていきます。

	主な要望・意見	区の考え方
3	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、最善の策か吟味すべきという意見	事業を実施することで、『こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会』『孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減』『保育者からこどもの成長等を伝えられることで、こどもと保護者の関係性にも良い効果』があると考えています。 制度開始にあたっては、丁寧に周知していきます。
4	区立保育園の老朽化に対する改修の要望	令和5年3月に「足立区立保育園・こども園 施設更新計画」を策定し、築年数が60年経過を一定基準として、建替えを検討しています。 また、園運営に必要な修繕については、定期的な点検や日常点検を行い、破損箇所については随時の対応とともに、計画的に整備・補修を行ってまいります。

2 今後の方針

パブリックコメントでの意見や足立区地域保健福祉推進協議会（子ども支援専門部会含む）での意見聴取等を踏まえ、令和7年3月までに本計画を策定・報告する予定である。

教 育 委 員 会 報 告

令和 7 年 1 月 1 4 日

件 名	(仮称) 子育て家庭訪問事業の実施について (予定)
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	乳幼児がいる子育て家庭（全世帯）に対する訪問事業を、令和 7 年度から実施する。 1 目的 (1) 直接訪問により、全ての子育て家庭が気軽に相談でき、支援につながる仕組みを構築し、孤独・孤立を防止する。 (2) 絵本の配付により、親子で読書を楽しむきっかけとし、愛着形成につなげる。 2 開始時期 (予定) 令和 7 年 1 0 月 3 対象者 0 歳 5 か月～1 歳 4 か月の子どもがいる全世帯（約 4,000 世帯） ※ 3～4 か月児健診と 1 歳 6 か月児健診の間の 1 年間 ※ P 1 1 0 「(仮称) 子育て家庭訪問事業全体像」参照 4 訪問頻度 1 か月から 2 か月に 1 回、全対象世帯を訪問 ※ 保護者の希望や保育園通園の有無は問わない。 5 実施内容 対象世帯を訪問し、以下の支援を実施する。 ① 子育て相談 ② よろずごとの傾聴 ③ 専門機関へのつなぎ ④ 絵本の配付と読み語り（毎回、絵本を持参） ※ P 1 1 1 「(仮称) 子育て家庭訪問事業実施イメージ」参照 6 実施形態 区の会計年度任用職員による訪問（直営）と、外部委託による訪問の混合方式により実施する。 (1) 直営 ア 会計年度任用職員（保育士等の有資格者）を採用して実施 イ 本庁舎、おおやたこども園及び鹿浜こども園の 3 か所を訪問の

拠点とする（各２名）。

(2) 外部委託

ア 訪問員は事業者が募集し、区が担当する以外の地区を訪問

イ 訪問員に資格の有無は問わず、研修によって、訪問業務の質を担保する。

(3) 混合方式を採用する理由

ア 直営では、訪問員の確保などに課題があり区内全域を訪問することが困難であるため、民間企業のノウハウを活用し実施

イ 一部直営（有資格者）で実施することで、訪問業務の質を維持するとともに、今後の実施方法の分析・改善を行っていく。

7 令和7年度運営経費（案）

項目	直営	委託	費用
訪問事業委託料		○	148,551 千円
絵本購入 （区が購入し、委託業者に配付）	○	○	29,040 千円
会計年度任用職員人件費	○		9,240 千円
その他経費 （訪問用タブレット、自転車等）	○		4,391 千円
合 計			191,222 千円

※ 令和7年10月開始想定で積算

8 実施スケジュール案

令和7年4～8月 プロポーザル選定委員会実施

令和7年 9月 会計年度任用職員の採用

特定事業者との契約、仕様調整

訪問員への研修実施（直営・外部委託）

令和7年 10月 訪問業務開始

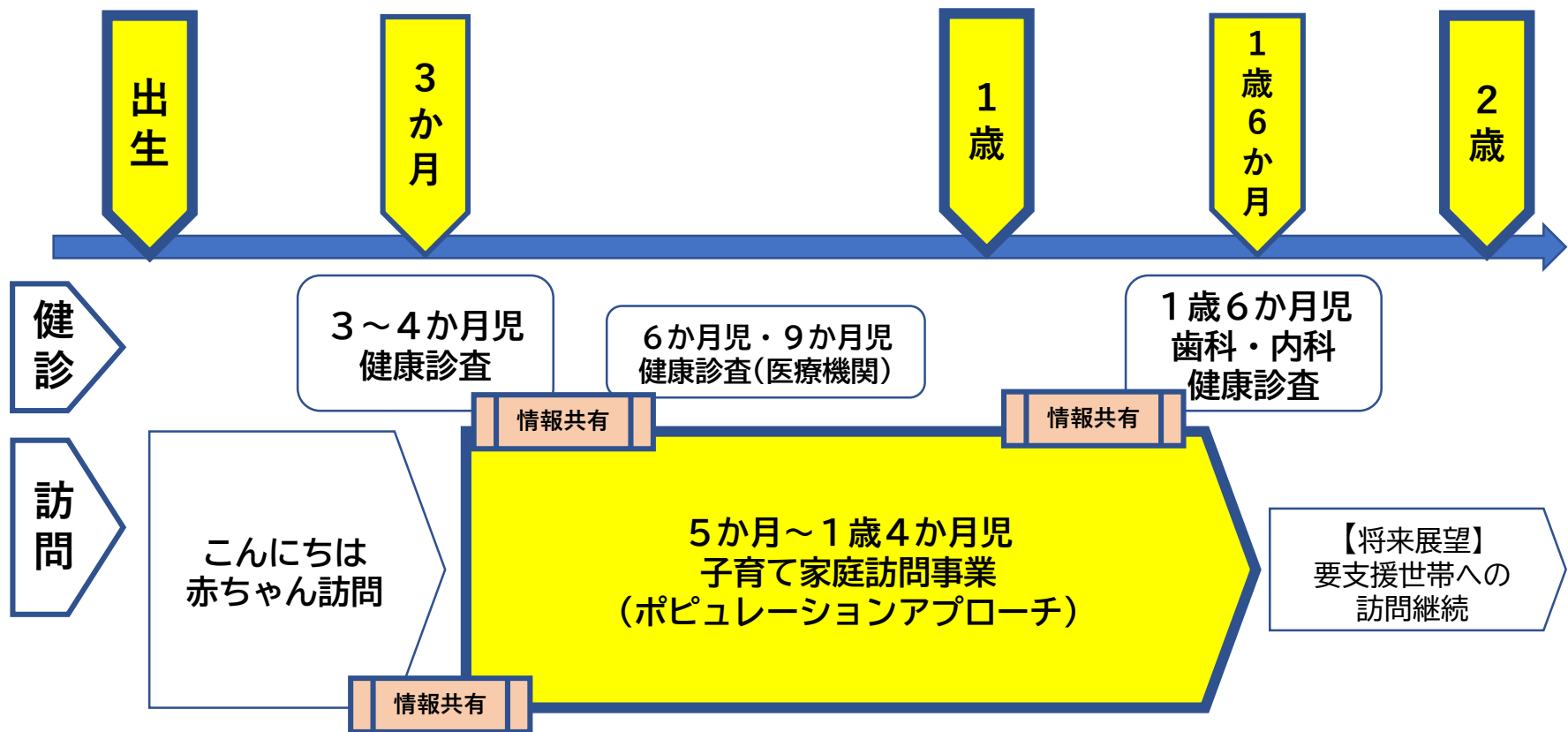
9 今後の方針

(1) 必要経費を精査したうえで、令和7年度当初予算に計上する。

(2) 事業実施に向けて、他自治体の実施状況を参考にしながら、事業スキームの構築を行っていく。

(3) 配付絵本は、中央図書館や衛生部などの関係所管と連携し、選定していく。

(仮称) 子育て家庭訪問事業全体像



(仮称) 子育て家庭訪問事業実施イメージ

STEP 1
定期訪問
「孤立防止」

STEP 2
悩みや不安を傾聴
「気づきとつながぎ」

STEP 3
様々な主体による
「個別支援」

5か月～1歳4か月児
子育て家庭訪問事業
(ポピュレーションアプローチ)

連携・情報共有

地域
(NPO・民生児童委員等)

・こども家庭相談課
・各保健センター

就学前施設
(保育園等)

教 育 委 員 会 報 告

令和7年1月14日

件名	区立保育園の施設更新について											
所管部課名	子ども家庭部保育・入園課											
内 容	区立緑町保育園及び千住あずま保育園の施設更新の方針について、以下のとおり報告する。											
	1 施設更新の方針											
	(1) 基本的な考え方											
	ア 保育園の建替えの順番											
	施設面（密集地に設置、園庭が狭小）や運営面（午睡あり、休業期間がない）から、建替えには代替地の確保が必要となる。築年数が古く、代替地の確保が見込める園から順次建替えを検討する。											
	イ 建替え方法											
	園舎は、プレハブ方式のリース契約とし、仮設ではなく本設で建替えすることにより、移転期間の短縮と経費削減を図る。											
	(2) 今回の建替え先の候補地											
	現在の園舎の近隣にある区立公園内に建築、移転とする。											
	<table><tr><td>園名</td><td>移転先の候補地</td></tr><tr><td>緑町</td><td>千住スポーツ公園（千住緑町2－1－1）</td></tr><tr><td>千住あずま</td><td>千住東町公園（千住東2－20－17）</td></tr></table>			園名	移転先の候補地	緑町	千住スポーツ公園（千住緑町2－1－1）	千住あずま	千住東町公園（千住東2－20－17）			
園名	移転先の候補地											
緑町	千住スポーツ公園（千住緑町2－1－1）											
千住あずま	千住東町公園（千住東2－20－17）											
	(3) 園舎建替えに伴う公園利用者への影響及び対応策（想定）											
	<table><tr><td>公園名</td><td>影響</td><td>対応策</td></tr><tr><td>千住スポーツ公園</td><td>公園内を南北に抜ける通路が、これまでより一部狭くなる。</td><td>園舎の形状を検討し、狭くなる部分をできるだけ少なくする。また、路面塗装や表示により、安全な通行空間を確保する。</td></tr><tr><td>千住東町公園</td><td>公園内広場及び公衆トイレは、建築・解体期間中は利用できなくなる。なお、工事終了後は通常とおり使用可能となる。</td><td>西へ約300m先にある千住東町児童遊園（千住東2－10－1）の広場、公衆トイレの利用を案内する。</td></tr></table>			公園名	影響	対応策	千住スポーツ公園	公園内を南北に抜ける通路が、これまでより一部狭くなる。	園舎の形状を検討し、狭くなる部分をできるだけ少なくする。また、路面塗装や表示により、安全な通行空間を確保する。	千住東町公園	公園内広場及び公衆トイレは、建築・解体期間中は利用できなくなる。なお、工事終了後は通常とおり使用可能となる。	西へ約300m先にある千住東町児童遊園（千住東2－10－1）の広場、公衆トイレの利用を案内する。
公園名	影響	対応策										
千住スポーツ公園	公園内を南北に抜ける通路が、これまでより一部狭くなる。	園舎の形状を検討し、狭くなる部分をできるだけ少なくする。また、路面塗装や表示により、安全な通行空間を確保する。										
千住東町公園	公園内広場及び公衆トイレは、建築・解体期間中は利用できなくなる。なお、工事終了後は通常とおり使用可能となる。	西へ約300m先にある千住東町児童遊園（千住東2－10－1）の広場、公衆トイレの利用を案内する。										

(4) 建替え後の跡地活用

園名	活用方針
緑町	旧園舎は解体し、庁内での跡地の利活用を検討する。庁内利活用がない場合、売却等を検討する。
千住あずま	旧園舎を解体後、公園として整備する。

2 今後の取組（予定）

(1) 令和7年2月

公園の地元の町会・自治会やスポーツ関係団体、在園児の保護者等に対して、施設更新の方針の周知、今後の予定等を説明

(2) 令和7年秋頃まで

建替え先の候補地の現況を踏まえて、具体的な園舎や園庭の配置等の仕様を検討（現時点の配置案は114～115ページ参照）

(3) 令和7年秋頃から

新園舎の設計

(4) 令和8年秋頃から

新園舎の建替え工事に着手

(5) 令和9年夏頃

新園舎の完成

1 千住スポーツ公園（緑町保育園 配置案）



現地写真（上記地図内  の方向から撮影したもの）



2 千住東町公園（千住あずま保育園 配置案）



現地写真（上記地図内  の方向から撮影したもの）



教 育 委 員 会 報 告

令和 7 年 1 月 1 4 日

件 名	就学前施設における「足立区待機児童解消アクション・プラン」の改定・休止について
所管部課名	子ども家庭部 保育・入園課 子ども政策課、子ども施設指導・支援課、 私立保育園課、幼稚園・地域保育課
内 容	「足立区待機児童解消アクション・プラン」（以下「本プラン」という。）の改定にあたり、保育需要数等の見直しを行った。調査・分析の結果を基に、対応策を実施していく。 1 保育需要予測の更新（「別添資料 3」P8～11） 更新の結果、令和 7 年度以降に必要な保育定員数は確保できていた。また、提供区域ごとの状況の確認を行った。 2 年度途中の待機児童対策の取組状況（「別添資料 3」P31～34） （1）ベビーシッター利用支援（待機児童支援） 継続 令和 5 年 5 月より都事業を活用開始 （2）保育事業者へ入所保留者の発生状況等を情報発信 強化 年度途中に各施設で受入れ人数を変更し、迅速な入所保留者の受入れにつなげるため、区から保育事業者へ、入所保留者数の <u>情報発信回数を増やすとともに、発信方法を改善</u> （3）入所不承諾となった保護者への情報提供 継続 不承諾通知に、各施設の最新の募集状況や希望園変更のオンライン手続に関する案内文を添付 3 今後の方針（「別添資料 3」P7） （1）必要な保育定員数は確保されていることから、新規の施設整備の予定はない。<u>今後は、入所調整の方法や弾力化の枠を拡大するなど、ソフト面の取組を強化し、年間を通じて区民が利用しやすい環境整備に取り組む。</u> （2）本プランの目的であった「保育施設の整備」については今後も予定が無いため、<u>本プランの改定は今回で休止</u>する。なお、保育施設の新規整備の必要性が生じた際には、改めて本プランの改定を行う。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和 7 年 1 月 1 4 日

件名	令和6年度足立区教育委員会児童・生徒褒賞受賞団体及び受賞者の決定について			
所管部課名	学校運営部学校支援課			
内 容	令和6年度の足立区教育委員会児童・生徒褒賞受賞団体及び受賞者について、以下のとおり決定する。			
	1 褒賞者数（審査結果） 総数663名 【令和6年12月2日現在】			
	【令和5年度 886名】			
	※ 区外の団体活動には褒賞しないが、当該団体に所属して優秀な成績を収めた区内小・中学生については、メダルを贈呈する。			
	(1) 区長褒賞320名（内訳は以下のとおり）			
	ア 団体：18団体（110名）【5年度 25団体（224名）】			
	イ 個人：210名 【5年度 263名】			
		文化	スポーツ	善行
	団体（小学生）	2団体（19名）	5団体（17名）	－
	団体（中学生）	1団体（4名）	10団体（70名）	－
個人（小学生）	62名	68名	－	
個人（中学生）	30名	50名	－	
(2) 教育委員会褒賞343名（内訳は以下のとおり）				
ア 団体：20団体（149名）【5年度 21団体（203名）】				
イ 個人：194名 【5年度 196名】				
	文化	スポーツ	善行	
団体（小学生）	－	12団体（109名）	－	
団体（中学生）	1団体（2名）	7団体（38名）	－	
個人（小学生）	38名	76名	－	
個人（中学生）	39名	41名	－	
2 褒賞式				
(1) 日程 令和7年2月23日（日）				
(2) 場所 足立区役所 庁舎ホール				
※ 褒賞式については、今回より区長褒賞のみ実施する。				

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和 7 年 1 月 1 4 日

件 名	令和 7 年度区立学校周年記念式典の実施校及び実施予定日について			
所管部課名	学校運営部学校支援課			
内 容	標記について、以下のとおり報告する。			
	1 対象校と実施予定日			
	小学校 9 校・中学校 3 校			
		学校名	実施予定日	周年数 開校年月
	1	加平小学校	11月1日(土)	60周年 昭和40年4月1日
	2	入谷南中学校		40周年 昭和61年4月1日
	3	鹿浜五色桜小学校	11月8日(土)	10周年 平成27年4月1日
	4	入谷中学校		50周年 昭和51年4月1日
	5	興本扇学園 (興本小学校・扇中学校)	11月15日 (土)	20周年 平成17年4月1日
	6	古千谷小学校		50周年 昭和51年4月1日
	7	鹿浜第一小学校	11月22日 (土)	60周年 昭和41年4月1日
	8	花畑第一小学校		60周年 昭和40年4月1日
	9	舎人第一小学校	11月29日 (土)	40周年 昭和61年4月1日
	10	東綾瀬小学校		50周年 昭和51年4月1日
	11	弘道第一小学校	2月7日(土)	60周年 昭和40年9月1日
※ 同日実施校の式典開始時間は、学校間で調整中				

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和 7 年 1 月 1 4 日

件 名	鹿浜未来小学校統合に関するアンケート結果について
所管部課名	学校運営部学校施設管理課
内 容	令和 6 年 9 月に学校統合の検証の一環として実施した、鹿浜未来小学校の「学校の統合についてのアンケート」の結果について報告する。 ※ 詳細は別添資料 4 のとおり。 1 アンケート目的 今後の区立小・中学校における適正規模及び適正配置の参考にするため。 2 結果概要（別添資料 4 の 2 ページから一部抜粋） （1）児童 【質問】学校が一緒になる前に心配だったことは、今はどうなりましたか 【結果】「心配なかった・今は心配ない」との回答が 9 1. 9 % 「今も心配だ」との回答は 8. 1 % （2）保護者 【質問】学校が統合になる前に心配だったことは、今はどうなりましたか 【結果】「心配なかった・今は心配ない」との回答が 6 5. 8 % 「今も心配だ」との回答は 3 4. 2 % （3）教員 【質問】児童数・学級数が増えたことで、学習活動に変化はありましたか 【結果】「良い変化がかなりあった・まあまああった」との回答が 4 1. 7 % 「悪い変化がかなりあった・まあまああった」との回答が 5 0. 0 % （4）その他 運動会が楽しいと回答する児童が多かった。 3 今後の予定 区のホームページへ掲載する。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和 7 年 1 月 1 4 日

件名	令和7年「二十歳の集い」の開催結果について					
所管部課名	学校運営部青少年課					
内 容	令和7年1月13日（月・祝）、「二十歳の集い」を東京武道館で会場開催及び「動画 de あだち」によるライブ配信を実施した。					
	1 実施時間					
	午前11時00分～午後0時30分					
	2 対象者					
	平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方					
	3 実施内容					
	(1) 式典					
	(2) アトラクション					
	① 西新井中学校吹奏楽部による演奏					
	② 抽選会					
4 参加者記念品（席上配布）						
(1) 記念誌						
(2) オリジナルロゴ入りステンレスタンブラー						
5 当日参加者数及びライブ動画視聴数の経年推移						
開催年	直近の対象者 (人)	当日参加者（人）			ライブ動画視聴数	
		総数 【参加率】	内訳		最大同時視聴 (人)	再生数 (回)
R5	6,224	2,924 【46.97%】	午前	1,564	331	1,239
			午後	1,360	254	897
R6	6,205	3,520 【56.72%】			565	2,537
R7	6,220	3,395 【54.58%】			766	3,614
6 区政を語り合う会						
2月5日（水）18時30分より、「二十歳の集い」実行委員会と区政を語り合う会を実施する。						
※ 例年8月に実施をしているが、今年度は台風の影響で中止となったため、「二十歳の集い」実施後に開催する。						

事業実施報告（１２月）

行事名	実施日	会場	参加数
風のデザインコンクール	１日（日）	西新井住区センター	13 人
あだち日曜教室	8 日（日）	梅田地域学習センター	29 人
ジュニアリーダースーパー研修会	8 日（日）	ギャラクシティ	49 人
親子科学体験講座	8 日（日）、14 日（土）、15 日（日）	ギャラクシティ	51 人
のびのびプレイデイ	14 日（土）	帝京科学大学	79 人
ジュニアリーダー宿泊キャンプ事後研修会	15 日（日）	弥生小学校	30 人
キャリア教育講座	21 日（土）	東京藝術センター	12 人
ジュニアリーダースーパー研修会	22 日（日）	舎人公園	47 人

事業実施予定（１月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
キャリア教育講座	11 日（土）	ギャラクシティ	15 人
あだち日曜教室	12 日（日）	梅島小学校	35 人
二十歳の集い	13 日（月・祝）	東京武道館	3,600 人
あだち子ども将棋大会	19 日（日）	千寿本町小学校	180 人
親子科学体験講座	19 日（日）、25 日（土）、26 日（日）	ギャラクシティ	64 人
0 から E N G L I S H	26 日（日）	文教大学	50 人
ジュニアリーダースーパー研修会	26 日（日）	こども支援センターげんき	60 人

事業実施予定（２月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
あだち日曜教室	9 日（日）	梅田地域学習センター	35 人
ジュニアリーダースーパー研修会	9 日（日）	梅田地域学習センター	60 人
異文化コミュニケーション	16 日（日）	東京未来大学	25 人
親子科学体験講座	16 日（日）、22 日（土）、23 日（日）	ギャラクシティ	64 人

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和 7 年 1 月 1 4 日

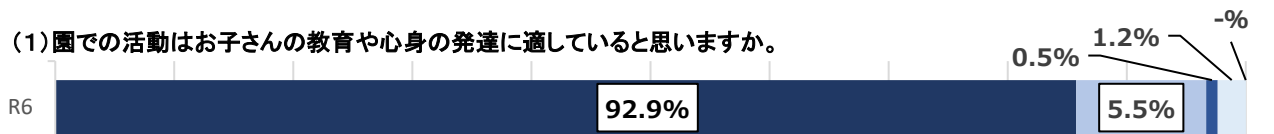
件 名	区立園における「園運営に関する保護者アンケート」の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設指導・支援課
内 容	区立保育園・こども園の「園運営に関する保護者アンケート」の実施結果について、以下のとおり報告する。 1 実施概要 (1) 実施時期 令和 6 年 1 0 月上旬～中旬 (2) 対象園数 区立園 2 2 園（第三者評価を受けた 8 園は対象外） (3) 対象者数 区立園児保護者 1, 6 7 6 人 (4) 回答率 7 8. 3 % 2 結果概要（詳細は P 1 2 3 ～ 1 2 4 参照） ※ アンケートは、「そう思う」「どちらともいえない」「そう思わない」「わからない」の 4 択で回答 (1) 新規項目以外の 1 0 項目において、「そう思う」と回答した保護者の割合の全園平均は、昨年度に引き続き 8 0 % を超えており、高い保育の質を提供できている。 (2) 「⑥園内が清潔で整理されている」について、「そう思う」と回答した割合が、昨年度も 2 % 以上下がり、今年度はさらに 2 % 下がった。築年数が古いことが 1 つの要因となっていることが考えられる。

園運営アンケート結果(保育内容)

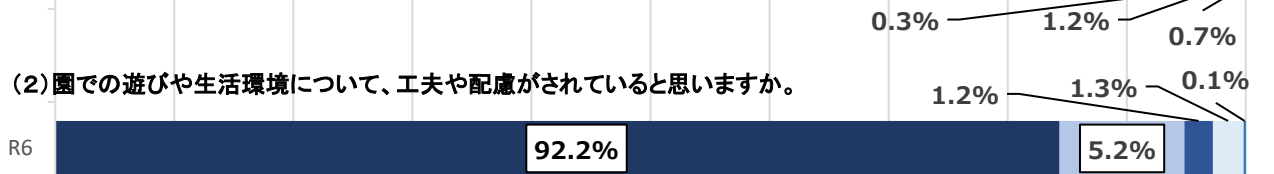
資料

■ そう思う ■ どちらともいえない ■ そう思わない ■ わからない ■ その他、未記入

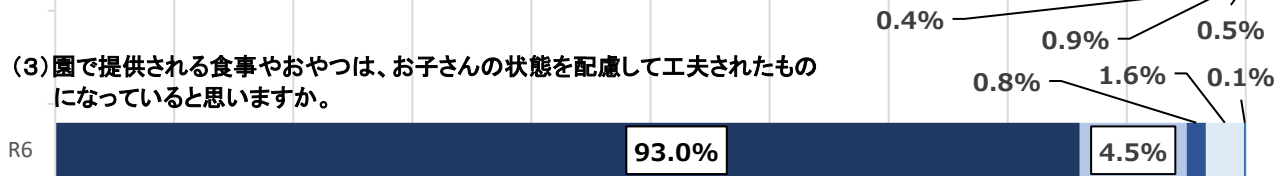
(1) 園での活動はお子さんの教育や心身の発達に適していると思いますか。



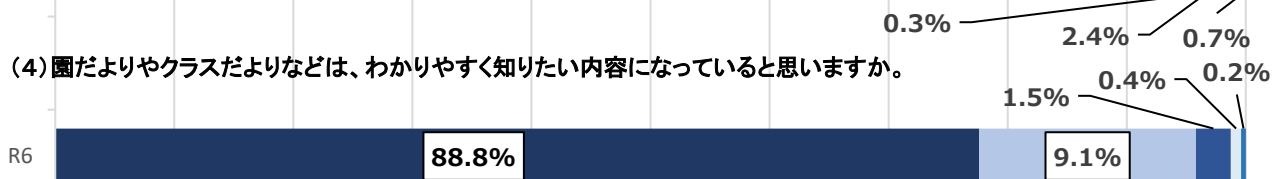
(2) 園での遊びや生活環境について、工夫や配慮がされていると思いますか。



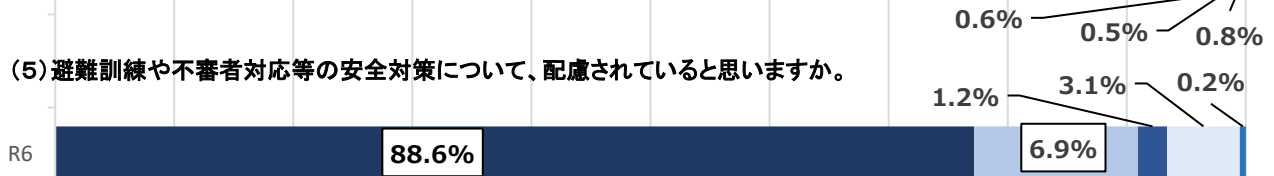
(3) 園で提供される食事やおやつは、お子さんの状態を配慮して工夫されたものになっていると思いますか。



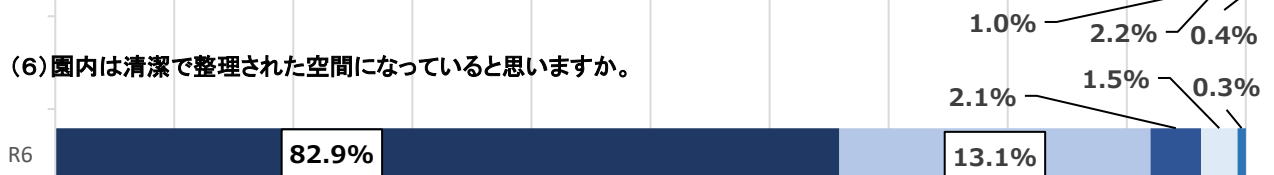
(4) 園だよりやクラスだよりなどは、わかりやすく知りたい内容になっていると思いますか。



(5) 避難訓練や不審者対応等の安全対策について、配慮されていると思いますか。



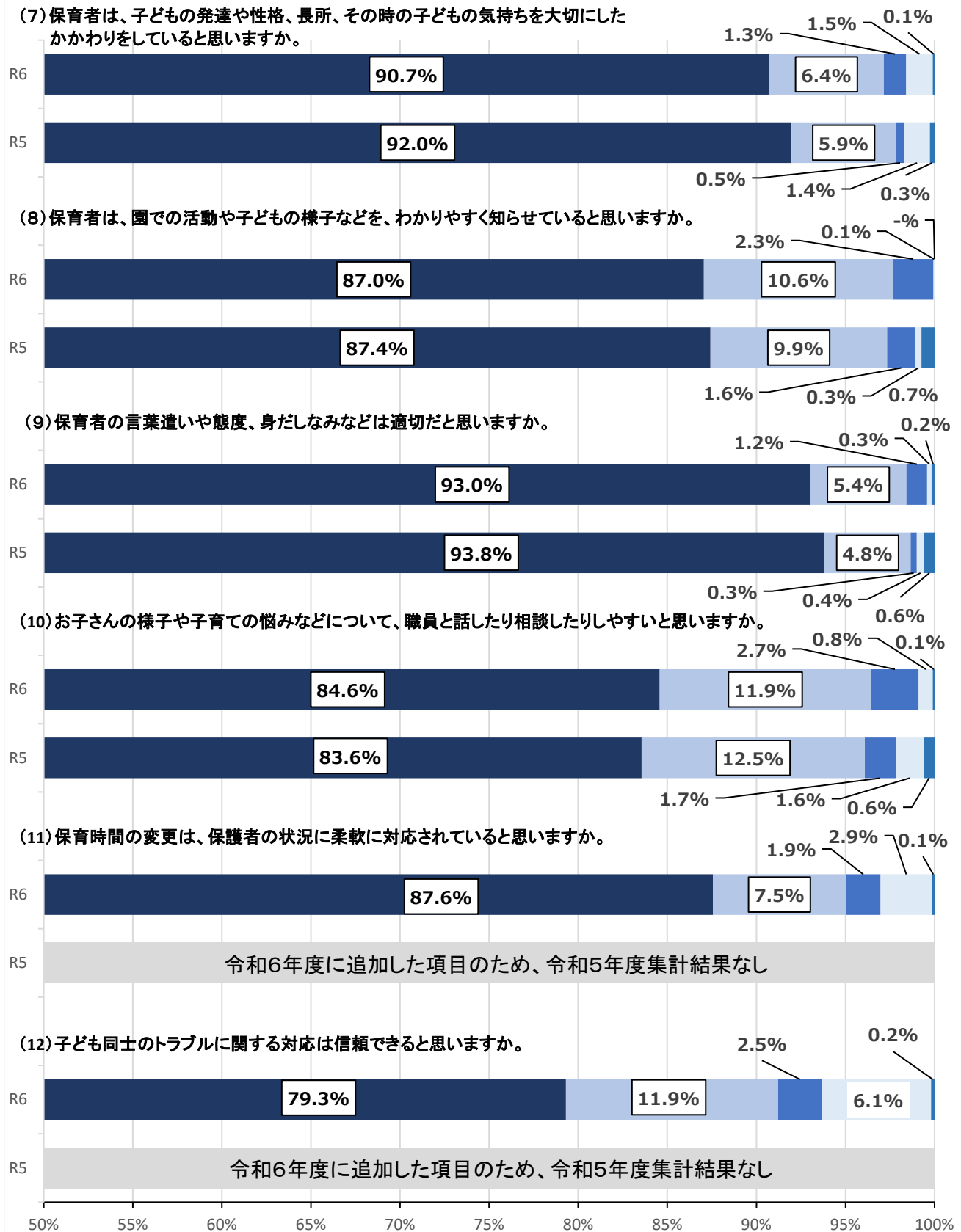
(6) 園内は清潔で整理された空間になっていると思いますか。



50% 55% 60% 65% 70% 75% 80% 85% 90% 95% 100%

園運営アンケート結果(保育者のかかわり)

■ そう思う ■ どちらともいえない ■ そう思わない ■ わからない ■ その他、未記入



教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和7年1月14日

件 名	家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について
所管部課名	子ども家庭部幼稚園・地域保育課
内 容	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認を行った。 1 家庭的保育事業における事業の継承 (1) 認可理由 家庭的保育事業における事業の継承 現在開業中の家庭的保育事業者が、定年等により保育補助者（以下「事業継承者」という。）に事業を継がせたいという意向があったため、令和6年度の子ども施設指定管理者等選定審査会において事業継承者が家庭的保育者に認定された。 このたび、1事業者が事業の継承の準備が整ったので、該当の事業継承者について認可手続きを行った。 (2) 認可適合基準 認可者である区が審査した結果、認可基準に適合していることを確認した（P 1 2 6～1 2 7）。 (3) 事業継承者 氏 名：川本 美美 所在地：足立区西新井栄町1－2－4 フォレスト103 定 員：5名 (4) 認可年月日 令和7年4月1日 2 利用定員の確認について 職員配置及び面積基準に問題がないため、申請のとおり利用定員を確認した。

情報連絡(家庭的保育事業審議資料)

No.	氏 名	所在地	分類	定員	職員配置 基準 ※1	保育室面積 ※2		給食 ※3	財務状況 ※4
						基準(m ²)	実際(m ²)		
1	川本 美美	足立区西新井栄町 1-2-4 フォレスト103	事業継承者	5	適合	16.5	16.73	自園調理	良好

※1 【職員配置基準】

家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。
ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。

※2 【保育室面積】

保育室の面積は9.9m²以上であること。
ただし、保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9m²に3人を超える人数1人につき3.3m²を加えた面積とする。

※3 【給食】

調理員が家庭的保育事業内の調理設備又は調理室で調理し、提供を行う。
ただし、規定を満たす搬入施設からの給食の搬入も認められる。

※4 【財務状況】

収支予算書、納税証明書、財務情報等の公表において、家庭的保育事業を行うために必要な経済的基礎があることを確認する。

家庭的保育事業の継承にあたっての審査結果

(令和6年10月11日 第2回足立区子ども施設指定管理者等選定審査会)

審査項目	視点	事業継承者氏名
		川本 美美
筆記試験	家庭的保育者養成研修(基礎研修、認定研修)で学習した内容	83.0%
作文	①家庭的保育者の役割を理解し、自覚と責任感が表れている。 ②どのような保育がしたいというビジョンが明確に表れている。 ③家庭(保護者)支援についての視点がしっかりと加わっている。 など	74.3%
保育園 実 習	①子どもの健康状態や環境の清潔について理解ができたか。 ②子どもの事故防止や環境への配慮について理解ができたか。 ③乳児の発達経過や個人差等についてある程度理解できたか。 など	92.0%
ヒアリング	①家庭的保育事業に対する熱意と意欲、誠実さがある。 ②災害、事故、疾病等に適切な対応ができる危機管理能力がある。 ③園児の安全(施設整備・防犯)、衛生・健康管理が適切である。 など	81.3%
総合評価		82.7%

※ 各割合は得点率を示す。

※ 個別の項目で概ね7割に満たない場合又は総合評価点数が7割に満たない場合は事業継承者として承認しない。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和7年1月14日

件 名	こどもトワイライトステイ事業の終了について
所管部課名	こども家庭相談室こども家庭相談課
内 容	子育て短期支援事業の一つとして実施している「こどもトワイライトステイ事業」は、令和7年3月末で終了する。 1 こどもトワイライトステイ事業の概要 保護者が就労その他の理由により平日の夜間に不在となり児童の養育が困難となった場合に、児童を預かり、支援を行う。 2 終了とする理由 (1) 令和5年、6年度と事業実績がないこと。 (2) 類似事業（子ども預かり・送迎等支援事業）があること。 3 事業終了日 令和7年3月末で終了 4 今後の方針 足立区ホームページや事業チラシ等に掲載し周知する。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和 7 年 1 月 1 4 日

件 名	在宅での病児保育利用料金助成事業の終了について
所管部課名	こども家庭相談室こども家庭相談課
内 容	あだち子育て応援隊事業の一つとして実施している在宅での病児保育利用料金助成については、類似するベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に一本化し、「病児保育利用料金助成事業」は令和 7 年 3 月末で終了する。 1 病児保育利用料金助成事業の概要 区民がベビーシッター事業者の実施する在宅の病児保育サービスを利用した際、サービス利用 1 時間あたり 1, 0 0 0 円を限度に助成する。 2 終了とする理由 (1) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）においては病児保育も対象としていること。 (2) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）における助成額（1 時間あたり 2, 5 0 0 円）が病児保育利用料金助成事業における助成額よりも高いこと。 3 事業終了日 令和 7 年 3 月末で終了 4 今後の方針 足立区ホームページや事業チラシ等に掲載し周知する。

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告(12月)

行事名	実施日	会場	参加者数
子どもの未来応援アウトリーチコンサート	12/2(月)	BUOY	51 人
あだち放課後子ども教室 「安全管理講習会」	12/3(火)	佐野地域学習センター	36 人
	12/12(木)	伊興地域学習センター	23 人
	12/19(木)	保塚地域学習センター	35 人
小学校アウトリーチコンサート	12/4(水)	西新井第一小学校	3 年生 (1 クラスごとに実施)
	12/10(火)	西保木間小学校	
	12/12(木)	東栗原小学校	
	12/13(金)	大谷田小学校	
	12/16(月)	栗島小学校	
読み語りキャラバン in ギャラクシティ	12/8(日)	ギャラクシティ	81 人
あだち放課後子ども教室 体験プログラム 「スポーツスタッキング」	12/10(火)	東綾瀬小学校	5 人
あだち放課後子ども教室 体験プログラム 「科学実験教室」	12/16(月)	西保木間小学校	14 人
足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏「介護付きホーム コンサート」	12/21(土)	介護付きホーム足立ケ アコミュニティそよ風	30 人

事業実施予定(1月)

行事名	実施日	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室 「安全管理講習会」	1/25(土)	生涯学習センター	各 50 人
	1/30(木)	西新井ギャラクシティ	
おりがみサポータースキルアップ講座 A コース 1/16、30 B コース 1/23、2/6 各(木)	1/16(木)	生涯学習センター	各コース 30 人
	1/23(木)		
	1/30(木)		
あだち放課後子ども教室 体験プログラム 「基礎ダンス」	1/16(木)	栗原北小学校	20 人
あだち放課後子ども教室 体験プログラム「縄跳び(応用編)」	1/27(月)	鹿浜五色桜小学校	30 人